本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0061_改 3
提出年月日	2021年11月11日

基本設計方針に関する説明資料

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2021年11月

東北電力株式会社

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	 女川原子力発電所第2号機	備考
	2.3 外部からの衝撃による損傷の防止 設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。 【7条1】 地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、火山については積雪と風(台風)、基準地震動Ssについては積雪の荷重を、施設の形状及び配置に応じて考慮する。 地震、津波と風(台風)の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。 組み合わせる積雪深の大きさは、発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所で観測された月最深積雪の最大値である43cmとし、風速の大きさは「建築基準法」を準用して基準風速30m/sとする。組み合わせる積雪深は、地震及び津波と組み合わせる場合は、「建築基準法」に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。 【7条2】	設計の差異 (設計基準値の相違) 表現の相違
	設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)に対	

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	ターグン 全不取 ログェア タ川原子力発電所第2号機	備考
		してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対	
		象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切	
		な措置を講じる。	
		想定される人為事象のうち、飛来物(航空機落下)	
		については,防護設計の要否を判断する基準を超えな	
		いことを評価して設置(変更)許可を受けている。工	
		事計画認可申請時に,設置(変更)許可申請時から,防	
		護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の	
		変更がないことを確認していることから、設計基準対	
		象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必	
		要はない。	
		【7条3】	
		なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措	
		置の要否を判断することを保安規定に定めて管理す	
		■ 直の安白を刊例することを床女院だにだめて自任する。	
		[7条4]	
		航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物について	
		は、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基	
		準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基	
		準対象施設が安全性を損なうおそれがないため、防護	
		措置その他の適切な措置を講じる必要はない。	
		また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)	
		及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施	
		設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施	
		設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含	
		む。)への措置を含める。	
		【7条5】	
		■ 重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷	設計の差異
		重人争成等別処設備は、介部が500関挙による損傷 の防止において、想定される自然現象(地震及び津波	
		を除く。)及び人為事象に対して、「5.1.2 多様性、位	(3.7.1.22.1.1.2.1.1.1.2.1.1.1.1.1.2.1.1.1.1
		置的分散等 及び「5.1.5 環境条件等 の基本設計方	
		針に基づき、必要な機能が損なわれることがないよう、	する設計としており、悪影響防止の対応は必
		防護措置その他の適切な措置を講じる。	要としていない)
		[7条6]	

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	」	女川原子力発電所第2号機	備考
22 24 11 2 1221 4 74 75 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	A COMMANDA TO A	A DOMESTIC STATE OF THE STATE O	
		設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して	
		講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況	
		並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等	
		対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を	
		確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。	
		(7条7) 【7条7】	
		【7 未 7】	

 \mathcal{O}

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	 女川原子力発電所第2号機	備考
	2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全 性を損なうことがないよう,外部からの衝撃より防護 すべき施設は,設計基準対象施設のうち,「発電用軽水 型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指 針」で規定されているクラス 1,クラス 2 及び安全評価上その機能に期待するクラス 3 に属する構築物,系 統及び機器(以下「外部事象防護対象施設」という。) とする。	
	また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。 さらに、重大事故等対処設備についても、重大事故防止設備が、設計基準事故対処設備並びに使用済燃料貯蔵槽(使用済燃料プール)の冷却設備及び注水設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)の安全機能と同時に必要な機能が損なわれることがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。 上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。 【7条8】	表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共 通要因としての自然現象及び人為事象に対 する適合性を示すため、共通要因によって重 大事故防止設備が「設計基準事故対処設備等 と同時に」必要な機能を損なわないことの記 載を明確にしている)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

教衣において追記したもの (比較対象外)	(原子炉冷却系統施設(#	は通項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ 科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置すること、又は可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管すること等により、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重と重なり合わない設計とする。 【7条9】	記載方針の相違 (位置的分散を考慮して可搬型重大事故 対処設備を複数保管する設計に差異はない
		具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備については、建屋によって自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を防止することにより、設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも、自然現象(地震及び津波を除く。)による影響を受けない設計とする。 【7条10】	

先行審査プラントの記載との比較表

(原子后必却区兹按型(升泽百日)の其木型科士科)

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)			
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		屋外に設置されている外部事象防護対象施設については、設計基準事故が発生した場合でも、機器の運転圧力や温度等が変わらないため、設計基準事故時荷重が発生するものではなく、自然現象(地震及び津波を除く。)による衝撃と重なることはない。屋外に設置される重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置とするなど、重大事故等時の荷重と自然現象(地震及び津波を除く。)による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。 したがって、自然現象(地震及び津波を除く。)による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。 【7条11】	表現の相違 表現の相違 設計の差異 (女川の屋外に設置される重大事故等対処 設備の竜巻防護の設計は,位置的分散(固縛 を含む)により対応する設計としている)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.3.3 設計方針 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は, 以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象 に係る設計方針に基づき設計する。 自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災, 人為事象のうち爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭 載した車両及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部火災」の設計方針に基づき設計する。 なお,危険物を搭載した車両については,近隣工場 等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。 【7条12】	
		(1) 自然現象 d. 風(台風) 外部事象防護対象施設は,風荷重を「建築基準法」 に基づき設定し,外部事象防護対象施設及び外部事象 防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保する ことで,外部事象防護対象施設の安全機能を損なわな い設計とする。 【7条13】	表現の相違
		重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 【7条14】	表現の相違 (技術基準規則第 54 条で要求されている共

9

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		e. 凍結	
		外部事象防護対象施設は、設計基準温度による凍結	表現の相違
		に対して,屋内施設については換気空調系により環境	(凍結に対する外部事象防護対象施設の設
		温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止	計方針に差異はない)
		対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損な	
		わない設計とする。	
		重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基	表現の相違
		準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故	(技術基準規則第54条で要求されている共
		等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環	通要因としての自然現象に対する適合性を
		境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設	示すため,及び,【7条6】の「「5.1.2 多様
		備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計と	性,位置的分散等」及び「5.1.5 環境条件
		する。	等」の基本設計方針に基づき~」の記載に関
		【7条15】	連して,共通要因によって重大事故等対処設
			備が「設計基準事故対処設備等の安全機能と
			同時にその機能を損なわない」、「環境条件等
			を考慮する」の記載を明確にしている)
		f. 降水	
		外部事象防護対象施設は、降水による浸水に対して、	表現の相違
		設計基準降水量を上回る排水能力を有する構内排水路	(降水に対する外部事象防護対象施設の設
		による海域への排水及び建屋止水処置を行う設計とす	計方針に差異はない)
		る。	
		降水による荷重に対して、排水口及び構内排水路に	
		よる海域への排水により、外部事象防護対象施設及び	
		外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を	
		確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を	表現の相違
		損なわない設計とする。	
		【7条16】	
		■ 重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基	表現の相違
		準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故	表現の相違
		等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環	(技術基準規則第54条で要求されている#
		境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設	通要因としての自然現象に対する適合性を
		備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計と	示すため,及び,【7条6】の「「5.1.2 多樹
		する。	性,位置的分散等」及び「5.1.5 環境条件
		【7条17】	等」の基本設計方針に基づき~」の記載に関
			連して,共通要因によって重大事故等対処設
			備が「設計基準事故対処設備等の安全機能と

同時にその機能を損なわない」、「環境条件等 を考慮する」の記載を明確にしている)

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 g. 積雪 外部事象防護対象施設は、発電所の最寄りの気象官 設計の差異 署である石巻特別地域気象観測所の観測記録に基づき (積雪荷重の設定方法の相違) 設定した設計基準積雪量による積雪荷重に対して、機 表現の相違 械的強度を有すること、また、閉塞に対して、非常用 換気空調系の給・排気口を設計基準積雪量より高所に 設置することにより、安全機能を損なわない設計とす 【7条18】 重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基 表現の相違 準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故 (技術基準規則第54条で要求されている共 等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環 通要因としての自然現象に対する適合性を 境条件等を考慮すること、及び除雪の実施により、設 示すため、及び、【7条6】の「「5.1.2 多様 計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を 性、位置的分散等」及び「5.1.5 環境条件 損なわない設計とする。 等 | の基本設計方針に基づき~ | の記載に関 【7条19】 連して,共通要因によって重大事故等対処設 備が「設計基準事故対処設備等の安全機能と 同時にその機能を損なわない」、「環境条件等 を考慮する」、「除雪の実施」の記載を明確に している) なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて 管理する。 【7条20】 h. 落雷 外部事象防護対象施設は、発電所の雷害防止対策と して,原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに、 設計基準電流値による雷サージに対して, 接地網の敷 設による接地抵抗の低減等及び安全保護装置への雷サ 設備名称の相違 ージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、安 表現の相違 全機能を損なわない設計とする。 (記載の明確化) 【7条21】

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 【7条22】	(技術基準規則第 54 条で要求されている共
		i. 生物学的事象 外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、 海生生物であるクラゲ等の発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去する設計とする。また、小動物の侵入に対して、屋内施設は建屋止水処置等により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 【7条23】	

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生物に対して、侵入を防止する又は予備を有することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 【7条24】	表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共 通要因としての自然現象に対する適合性を 示すため、及び、【7条6】の「「5.1.2 多様 性、位置的分散等」及び「5.1.5 環境条件 等」の基本設計方針に基づき~」の記載に関 連して、共通要因によって重大事故等対処設 備が「設計基準事故対処設備等の安全機能と 同時にその機能を損なわない」、「予備を有す る」の記載を明確にしている)
		j. 高潮 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備(非常用取水設備を除く。)は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.+3.5m)以上に設置することにより、高潮により影響を受けることがない設計とする。 【7条25】	プラント固有条件の差異 (設計基準値の相違)
		a. 船舶の衝突 外部事象防護対象施設は、航路からの離隔距離を確保すること、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まること及び呑み口が広く、取水性を損なわないことから、船舶の衝突により安全機能を損なわない設計とする。 【7条26】	表現の相違
		重大事故等対処設備は、航路からの離隔距離を確保すること、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まること及び設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置することにより、船舶の衝突により取水性を損なわない設計とする。 【7条27】	表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共 通要因としての人為事象に対する適合性を 示すため、及び、【7条6】の「「5.1.2 多様 性、位置的分散等」及び~の基本設計方針に 基づき~」の記載に関連して、共通要因によ って重大事故等対処設備が設計基準事故対 処設備等の安全機能と同時に取水性を損な わないことの記載を明確にしている)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原子炉/ 京川	女川原子力発電所第2号機	備考
		b. 電磁的障害 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のう ち電磁波に対する考慮が必要な機器は、電磁波により その機能を損なうことがないよう、ラインフィルタや 絶縁回路の設置、又は鋼製筐体や金属シールド付ケー ブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計と する。 【7条28】	
		c. 航空機の墜落 重大事故等対処設備は、建屋内に設置するか、又は 屋外において設計基準事故対処設備等と位置的分散を 図り設置する。 【7条29】	表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共 通要因としての人為事象に対する適合性を 示すため、及び、【7条6】の「「5.1.2 多様 性、位置的分散等」及び~の基本設計方針に 基づき~」の記載に関連して、共通要因によ って重大事故等対処設備が設計基準事故対 処設備等の安全機能と同時にその機能を損 なわないことの記載を明確にしている)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの (比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2. 燃料貯蔵設備 2.1 燃料貯蔵設備の基本方針 使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク(兼用キャスクを含む。)は保有しない。 【7条30】 【4条10】【5条65】【6条47】【26条48】	表現の相違 工事計画の申請範囲の差異 (技術基準規則の改正による差異)

- 1 -

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(竜巻))

	」		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.3.3 設計方針 (1) 自然現象 a. 竜巻 外部事象防護対象施設は,竜巻防護に係る設計時に,設置(変更)許可を受けた最大風速100m/sの竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合について竜巻より防護すべき施設に作用する荷重を設定し,外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないよう,それぞれの施設の設置状況等を考慮して影響評価を実施し,外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。 【7条31】	
		また,重大事故等対処設備は,建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することにより,設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。	設計の差異 (女川の重大事故等対処設備の竜巻防護の設計は、位置的分散で対応する設計としている。また、竜巻は環境条件として考慮していない。) 表現の差異 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)
		さらに、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。 なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。 【7条32】	

先行審査プラントの記載との比較表

(原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(音券))

《参考》柏崎刈羽原子力発雷所第7号機
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(竜巻))

	(原于炉炉却糸統施設(共通項目)		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
THE THE TAINING TO PARTIE TO THE		なお、飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備,資機材等については、その保管場所、設置場所及び障害物の有無を考慮し、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設置する防護措置(以下「防護対策施設」という。)及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、固縛、固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔によって、浮き上がり又は横滑りにより外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼすような飛来物とならない設計とする。	
		重大事故等対処設備,資機材等の固縛,固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること,並びに車両については,入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。 【7条36】	
		(b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 屋外の外部事象防護対象施設は、安全機能を損なわないよう、設計荷重に対して外部事象防護対象施設の 構造強度評価を実施し、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。	

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(竜巻))

	(原于炉冷却杀税施設(共連項目	T	7-Hr -Hy
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		屋内の外部事象防護対象施設については、設計荷重	
		に対して安全機能を損なわないよう、外部事象防護対	
		象施設を内包する施設により防護する設計とすること	
		を基本とし, 外気と繋がっている屋内の外部事象防護	
		対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できな	
		い屋内の外部事象防護対象施設は、加わるおそれがあ	
		る設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度	
		評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求され	
		る機能を維持する設計とすることを基本とする。	
		外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれが	
		ある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる	
		設計とする。	
		[7条37]	
			表現の差異
		屋外の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力に	2134 1 227
		を	
		能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を考	
		慮した配置とすることにより、重大事故等に対処する	設備が設計基準事故対処設備等の安全機
		ために必要な機能を有効に発揮する設計とする。	と同時にその機能を損なわないことの記
			を明確にしている)
			表現の差異
		また、屋外の重大事故等対処設備は、その保管場所	
		及び設置場所を考慮し、外部事象防護対象施設及び防	設計の差異
		護対策施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能に	(女川の屋外の重大事故等対処設備の竜
		影響を及ぼす可能性がある場合には、浮き上がり若し	防護の設計は,位置的分散で対応する設計
		くは横滑りを拘束することにより、飛来物とならない	しているため,外部事象防護対象施設の機
		設計とする。ただし、浮き上がり又は横滑りを拘束す	に影響を及ぼさないように重大事故等を
		る車両の重大事故等対処設備のうち、地震時の移動等	設備が飛来物とならないことの記載を明
		を考慮して地震後の機能を維持する設備は、重大事故	にしている)
		等に対処するために必要な機能を損なわないよう,余	
		長を有する固縛で拘束する。	

先行審査プラントの記載との比較表

	」 (原子炉冷却糸統施設(共連項目)	<u> の基本設計力針(电苍))</u>	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		屋内の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように、重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とすることを基本とする。 【7条38】	設計の差異 (女川では、設置変更許可で設定している重大事故等時の環境条件として竜巻を設定していない)表現の差異 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)
		防護措置として設置する防護対策施設としては、竜 巻防護ネット(ネット(金網部)(硬鋼線材:線径 φ 4mm, 網目寸法 50mm 及び 40mm), 防護板(炭素鋼:板厚 8mm 以上)及び支持部材により構成する。)及び竜巻防護鋼板(防護鋼板(炭素鋼:板厚 8mm 以上)及び架構により構成する。)を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう,外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震時において外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。 【7条39】	設備名称の差異 設計の差異 (防護対策施設の仕様の差異) 表現の差異 (女川は,防護対策施設ごとに構成要素を記載している)
		外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については、設計荷重に対する構造強度評価を実施し、内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なわないよう、飛来物が内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを防止可能な設計とすることを基本とする。飛来物が内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突し、その機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。 【7条40】	

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(竜巻))

	(原于炉价和米机旭敌(共通项目)		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
100 at the day adding a by the angle of the		また、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、設計荷重により、機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設に対して、重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、当該施設の倒壊、損壊等により外部事象防護対象施設に損傷を与えない設計とする。当該施設が機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、必要な機能を維持する設計とすることを基本とする。 海水ポンプ室門型クレーンは、竜巻の襲来が予測される場合には、クレーン作業を中止し、外部事象防護対象施設に影響を及ぼさない停留位置へ固定を行う運用等を保安規定に定めて管理する。	設計の差異 (設置変更許可で説明している竜巻による 波及的影響を及ぼす可能性がある施設の選 定結果の相違)
		【7条41】	設計の差異 (女川の屋外に設置される重大事故等対処 設備の竜巻防護の設計は,位置的分散で対応 する設計としている)
		竜巻随伴事象を考慮する施設は、過去の竜巻被害の 状況及び発電所における施設の配置から竜巻の随伴事 象として想定される火災、溢水及び外部電源喪失によ る影響を考慮し、竜巻の随伴事象に対する影響評価を	

- 6 -

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(竜巻))

// 李老// 拉达加迈度之中必是完盛,日操	」		/#: ±z.
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		実施し、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設	
		備に竜巻による随伴事象の影響を及ぼさない設計とす	
		る。竜巻随伴による火災に対しては、火災による損傷	
		の防止における想定に包絡される設計とする。また、	
		竜巻随伴による溢水に対しては、溢水による損傷の防	
		止における溢水量の想定に包絡される設計とする。 <mark>さ</mark>	
		<mark>らに</mark> ,竜巻随伴による外部電源喪失に対しては, <mark>非常</mark>	表現の差異
		用ディーゼル発電機による電源供給が可能な設計とす	
		る。	
		【7条42】	

- 7 -

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
·		2.3.3 設計方針	
		(1) 自然現象	
		b. 火山 外部事象防護対象施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全性に影響を及ぼし得る火山事象として設置(変更)許可を受けた降下火砕物の特性を設定し、その降下火砕物が発生した場合においても、外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがない設計とする。 【7条43】	
		重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。	設計の差異 (女川では,設置変更許可で設定してい 大事故等時の環境条件に火山の影響を していない) 表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されてい 通要因としての自然現象に対する適合 示すため,共通要因によって重大事故等
		なお,定期的に新知見の確認を行い,新知見が得ら	設備が設計基準事故対処設備等の安全 と同時にその機能を損なわないことの を明確にしている)
		れた場合に評価することを保安規定に定めて管理する。 【7条44】	
		(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定 設計に用いる降下火砕物は、設置(変更)許可を受け た層厚 15cm, 粒径 2mm 以下、密度 0.7g/cm³(乾燥状態) ~1.5g/cm³(湿潤状態)と設定する。 【7条45】	設計の差異 (発電所立地条件を踏まえた降下火砕 件の相違)

先行審査プラントの記載との比較表

	(原子炉冷却糸統施設(共連埧目)		,
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(b) 降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物の影響を考慮する施設は、降下火砕物に よる「直接的影響」及び「間接的影響」に対して、以下 の適切な防護措置を講じることで安全機能を損なうお それがない設計とする。 【7条46】	
			設計の差異
		イ. 直接的影響に対する設計方針 (イ) 構造物への荷重 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設 等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち,屋外に設置 している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施 設について,降下火砕物が堆積しやすい構造を有する 場合には荷重による影響を考慮する。	表現の相違 (設置変更許可で説明している構造物へ 荷重を考慮する施設を記載)(以下同様の 異は詳細な記載を省略)
			設計の差異 (女川は,降下火砕物に対する防護対策施 を設置しない)
		これらの施設については、降下火砕物を除去することにより、降下火砕物による荷重並びに火山と組み合わせる積雪及び風(台風)の荷重を短期的な荷重として考慮し、機能を損なうおそれがないよう構造健全性を維持する設計とする。 【7条47】	
		なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 【7条48】	表現の相違

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

: 前回旋口時からの変更固州 【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(火山))

東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物 設計の差異 による短期的な荷重により機能を損なわないように, (女川では、設置変更許可で設定している重 降下火砕物による組合せを考慮した荷重に対し安全裕 大事故等時の環境条件に火山の影響を選定 度を有する建屋内に設置する設計とする。 していない) 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物 設計の差異 による荷重により機能を損なわないように、降下火砕 (女川では、設置変更許可で設定している重 物を適宜除去することにより、設計基準事故対処設備 大事故等時の環境条件に火山の影響を選定 等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故 していない) 等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれが 表現の相違 ない設計とする。 (技術基準規則第54条で要求されている共 通要因としての自然現象に対する適合性を 示すため,共通要因によって重大事故等対処 設備が設計基準事故対処設備等の安全機能 と同時にその機能を損なわないことの記載 を明確にしている) なお、降下火砕物により必要な機能を損なうおそれ 表現の相違 がないよう屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下 火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理す る。 【7条49】 (口) 閉塞 i. 水循環系の閉塞 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設 表現の相違 等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち, 降下火砕物 を含む海水の流路となる施設については、降下火砕物 に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物 の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、水循 環系の狭隘部が閉塞しない設計とする。 【7条50】

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(火山))

	(原丁炉作却未机旭故(共通項目)		1.1114.
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		ii. 換気系, 電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (閉塞)	
		外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設 等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち,非常用ディ ーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	表現の相違
		を含む。)は、吸気口上流側の外気取入口にルーバを設置し、下側から吸い込む構造とすることにより、降下	設計の差異
		火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。排気筒及び 非常用ガス処理系(屋外配管)は、排気筒の排気によ	設備名称の差異 表現の相違
		り降下火砕物を侵入し難くすることで排気流路が閉塞 しない設計とする。	設計の差異 (東二は非常用ガス処理系排気筒に降下火 砕物侵入防止用の構造物を設置するのに対 し、女川の非常用ガス処理系(屋外配管)は 排気筒内に設置することで、排気筒内の排気 風量により、閉塞しない設計としている。)
		また、外気を取り入れる非常用換気空調系(外気取入口)及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の空気の流路にそれぞれバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計	設備名称の差異
		とし、更に降下火砕物がフィルタに付着した場合でも 取替え又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕 物により閉塞しない設計とする。	表現の相違
		非常用ディーゼル機関及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下 火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。	設備名称の差異
		非常用換気空調系(外気取入口)以外の降下火砕物を含む空気の流路となる換気系,電気系及び計測制御系の施設についても,降下火砕物に対し,機能を損なうおそれがないよう,降下火砕物が侵入しにくい構造,又は降下火砕物が侵入した場合でも,降下火砕物により流路が閉塞しない設計とする。	設備名称の差異
		なお,降下火砕物により閉塞しないよう外気取入ダンパの閉止,換気空調系の停止又は事故時運転モード	表現の相違

先行審査プラントの記載との比較表

	(原子炉冷却糸統施設(共連埧目)		145.44
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		ヘ切替えることを保安規定に定めて管理する。【7条51】	
		[(本司]	
		(ハ) 摩耗	
		i. 水循環系の内部における摩耗	Land - Lands
		外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設 等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物	表現の相違
		を含む海水の流路となる施設の内部における摩耗につ	
		いては、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度	
		が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。ま	
		た当該施設については、定期的な内部点検及び日常保 守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗	
		により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない	
		設計とする。	
		【7条52】	
		ii. 換気系,電気系及び計測制御系に対する機械的影	
		響(摩耗)	
		外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設	表現の相違
		等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物	
		を含む空気を取り込みかつ摺動部を有する換気系,電 気系及び計測制御系の施設については,降下火砕物に	
		対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が	
		侵入しにくい構造とすること又は摩耗しにくい材料を	
		使用することにより、摩耗しにくい設計とする。	
		なお、摩耗が進展しないようバグフィルタの <mark>取替え</mark>	運用方針の差異
		又は清掃すること等を保安規定に定めて管理する。	(女川では,非常用ディーゼル発電機に対する)
		【7条53】	る運用として、外気取入ダンパの閉止及び物気空調系の停止によって非常用ディーゼ/
			発電機の運転に影響を与える可能性がある
			ため,バグフィルタの取替え及び清掃を実施
			することで、摩耗が進展しない様にする運用としている。)
			(C C (V ' 0 °)
			L .

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(火山))

// () de // // de //	(原于炉停却糸統施設(共通項目)	I The state of the	Mr. Fr
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(二) 腐食 i. 構造物の化学的影響 (腐食) 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設 等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち,屋外に設置 している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施 設については,降下火砕物に対し,機能を損なうおそ れがないよう,耐食性のある材料の使用又は塗装を実 施することにより,降下火砕物による短期的な腐食が 発生しない設計とする。	記載表現の相違
			設計の差異 (女川は,降下火砕物に対する防護対策施設 を設置しない。)
		なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 【7条54】	
		屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去することにより、降下火砕物による腐食に対して、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共 通要因としての自然現象に対する適合性を 示すため,共通要因によって重大事故等対処 設備が設計基準事故対処設備等の安全機能 と同時にその機能を損なわないことの記載 を明確にしている)
		なお,降下火砕物により腐食の影響が生じないよう, 屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適 宜除去することを保安規定に定めて管理する。 【7条55】	表現の相違
		ii. 水循環系の化学的影響(腐食)外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物	表現の相違

先行審査プラントの記載との比較表

// 名字// 拉林川羽匠又上欢食花笠 7 日 //	(原子炉/冷却糸統施設(共通項目		/共 · 大
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		を含む海水の流路となる施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装等を実施することにより、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。	表現の相違(塗装又はライニング)
		なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 【7条56】 iii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食) 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計測制御系の施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。	表現の相違
		なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 【7条57】 (ホ) 発電所周辺の大気汚染 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設	表現の相違
		等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、中央制御室 換気空調系については、降下火砕物に対し、機能を損 なうおそれがないよう、バグフィルタを設置すること により、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計 とする。 また、中央制御室換気空調系については、外気取入 ダンパの閉止及び事故時運転モードとすることによ り、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。 さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化	表現の相違

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(火山))

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		る設計とする。 なお、降下火砕物による中央制御室の大気汚染を防止するよう事故時運転モードへの切替え等を保安規定に定めて管理する。 【7条58】	表現の相違
		(へ) 絶縁低下 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設 等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち,空気を取り 込む機構を有する電気系及び計測制御系の盤について は,降下火砕物に対し,機能を引動されるとれがないよ	表現の相違
		う、計測制御用電源設備(無停電電源装置)及び非常用所内電気設備(所内低圧系統)の設置場所の非常用換気空調系にバグフィルタを設置することにより、降下火砕物が侵入しにくい設計とする。	設計の差異
		なお、降下火砕物による電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下を防止するようバグフィルタの取替え又は 清掃することを保安規定に定めて管理する。 【7条59】	設計の左乗 (絶縁低下を考慮する盤について、女川は、 原子炉補機室換気空調系及び計測制御電源 室換気空調系にて換気を行うが、当該空調系 には、外気取入ダンパの閉止及び事故時運転 モードの機能がないことから、絶縁低下防止
		ロ. 間接的影響に対する設計方針 降下火砕物による間接的影響である長期(7日間)の 外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアク セス制限事象に対し、原子炉及び使用済燃料プールの 安全性を損なわないようにするために、7日間の電源 供給が継続できるよう、非常用ディーゼル発電機(高 圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の燃料を	のため、バグフィルタの取替又は清掃を行う 運用としている。)
		貯蔵するための軽油タンク及び燃料を移送するための燃料移送ポンプ等を降下火砕物の影響を受けないよう設置する設計とする。 【7条60】	設備名称の差異

- 8 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子伝染却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部水災))

大久でもり、 (万里ので (100人)		1) の基本設計方針(外部火災))	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.3.3 設計方針	
		(1) 自然現象	
		c. 外部火災	
		想定される外部火災において,火災源を発電所敷地 内及び敷地外に設定し外部事象防護対象施設に係る温	
		度や距離を算出し、それらによる影響評価を行い、最	
		も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損	
		なわない設計とする。 【7条61】	
		[7条61]	
		外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離	
		の確保, 建屋による防護によって, 安全機能を損なわない設計とする。	
		【7条62】	
		重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基	本祖の知语
		準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故	
		等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに,防	
		火帯により防護することにより,設計基準事故対処設 備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計と	示すため, 共通要因によって重大事故等 設備が設計基準事故対処設備等の安全
		開等の女主機能と同時にその機能を損なわない。 する。	と同時にその機能を損なわないことの
		【7条63】	を明確にしている。)
		外部火災の影響については, 定期的な評価の実施を	
		保安規定に定めて管理する。	
		【7条64】	

- 1 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子伝染却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部水災))

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原子炉冷却系統施設(共通項目) 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設計の差異 (女川 2 号では防潮堤を海側の一面のみん 配置しているため、考慮不要。)
		(a) 防火帯幅の設定に対する設計方針	
		自然現象として想定される森林火災については森林 火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大 火線強度 (4,428kW/m) から設定し,設置(変更)許可 を受けた防火帯 (約 20m) を敷地内に設ける設計とす る。 【7条65】	表現の相違 設計の差異 (地域特性により算出される防火帯幅の 価結果の相違。)
		また,防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし,防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 【7条66】	
		(b) 発電所敷地内の火災・爆発源に対する設計方針 火災・爆発源として、森林火災、発電所敷地内に設 置する屋外の危険物タンク、危険物貯蔵所、常時危険 物を貯蔵する一般取扱所及び危険物を内包する貯蔵設 備以外の設備(以下「危険物貯蔵施設等」という。)の 火災・爆発、航空機墜落による火災及び敷地内の危険 物貯蔵施設等の火災と航空機墜落による火災が同時に 発生した場合の重畳火災を想定し、火災源からの外部 事象防護対象施設への熱影響を評価する。 【7条67】	設計の差異 (発電所敷地内の設備設置状況の差。) 表現の相違

- 2 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

	──		性之
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考 設計の差異 (東二固有の設備に対する記載。)
		なお、発電所敷地内には屋外で爆発する可能性のあ	設計の差異 (女川 2 号の当該設備はタービン建屋内に設置しているため、タービン建屋にて評価を実施。)
		る設備を設置していないことからガス爆発によって評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。 【7条68】 外部事象防護対象施設の評価条件を以下のように設	(女川 2 号は発電所敷地内にガス爆発の恐れがある設備が無い。)
		定し、評価する。評価結果より火災源ごとに輻射強度、燃焼継続時間等を求め、外部事象防護対象施設を内包する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度が許容温度(200℃)となる危険距離及び屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度(排気筒の表面温度 325℃並びに復水貯蔵タンクの貯留水を使用する補給水系の系統最高使用温度 66℃並びに原子炉補機冷却海水ポン	設備名称の相違 設計の差異 (評価対象設備とその許容温度の相違。)
		プの冷却空気温度を上部軸受の機能維持に必要な 40℃ 及び下部軸受の機能維持に必要な 55℃並びに高圧炉心 スプレイ補機冷却海水ポンプの冷却空気温度を上部軸 受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55℃) となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔 距離を確保する設計、又は建屋表面温度及び屋外の外 部事象防護対象施設の温度を算出し、その温度が許容 温度を満足する設計とする。 【7条 69】	

- 3 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	」 (原子炉冷却系統施設(共通項目) 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設計の差異 (女川 2 号は発電所敷地内にガス爆発の恐れがある設備が無い。)
		・森林火災については、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた防火帯の外縁(火災側)における火 <mark>炎輻射発散度</mark> (建屋及び復水貯蔵タンク評価においては 477kW/m², 排気筒評価においては 367kW/m², その他評価においては 408kW/m²) を用いて危険距離を求め評価する。 【7条70】	表現の相違 プラント固有条件の差異 (危険距離算出方法と地域特性による計算 結果の相違。)
		・発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災については、貯蔵量等を勘案して火災源ごとに建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求め、評価する。	
		また、燃料補充用のタンクローリ火災が発生した場合の影響については、燃料補充時は監視人が立会を実施することを保安規定に定めて管理し、万一の火災発生時は速やかに消火活動が可能とすることにより、外部事象防護対象施設に影響がない設計とする。 【7条71】	
			設計の差異 (女川 2 号は発電所敷地内にガス爆発の恐れがある設備が無い。)
		・航空機墜落による火災については、「実用発電用原子 炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成 21・06・25 原院第 1 号(平成 21 年 6 月 30 日原子力安 全・保安院一部改正))により墜落確率が 10 ⁻⁷ (回/炉・ 年)となる面積及び離隔距離を算出し、外部事象防護 対象施設への影響が最も厳しくなる地点で火災が起こ ることを想定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防 護対象施設の温度を求め、評価する。 【7 条 72】	表現の相違

- 4 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	目) の基本設計方針 (外部火災)) 女川原子力発電所第2号機	
《多…7》《打断公司》以7.7元 电对方 1 77次	水IH-77 — 72 电//	・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落火災	ت» mv
		の重畳については、各々の火災の評価条件により算出	
		した輻射強度、燃焼継続時間等により、外部事象防護	
		対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災	
		源と外部事象防護対象施設を選定し、建屋表面温度及	
		び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求め評価す	
		る。	
		【7条73】	
		(c) 発電所敷地外の火災・爆発源に対する設計方針	
		発電所敷地外での火災・爆発源に対して、必要な離	
		隔距離を確保することで,外部事象防護対象施設の安	
		全機能を損なわない設計とする。	
		【7条74】	
		、発電電車組列 101… 円中の祭団において ルベルトの	
		・発電所敷地外 10km 以内の範囲において, 火災により 発電用原子炉施設に影響を及ぼすような石油コンビナ	
		発電用原子炉	
		施設への影響については考慮しない。	
		[1 本 10]	

- 5 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

	(原子炉冷却糸統施設(共連項目)	· / /	T
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		・発電所敷地外半径 10km 以内の産業施設,燃料輸送車両及び漂流船舶の火災については,外部事象防護対象施設を内包する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した,火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度が許容温度となる危険距離及び屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる危険距離を算出し,その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。	
		なお、漂流船舶の火災については、発電所敷地外半径 10km を主要航路とする船舶が存在しないことから、 発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載 量が最大である船舶の火災を想定する。 【7条 76】	設計の差異 (女川 2 号は船舶の火災について,保守的に 発電所内の港湾施設に入港する船舶を想定 している。)
		・発電所敷地外半径 10km 以内の産業施設,燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発については,ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa となる危険限界距離を算出し,その危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。また,ガス爆発による容器破損時に破片の最大飛散距離を算出し,最大飛散距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。 【7条77】	表現の相違
		なお、漂流船舶の爆発については、爆発のおそれがある船舶が発電所敷地外半径 10km 以内を航行していないため、船舶の爆発による発電用原子炉施設への影響については考慮しない。 【7条78】	プラント固有条件の差異 (女川2号は、周辺航路を液化プロパンガスの輸送船舶が航行することはないため爆発を評価対象外としている。)
		(d) 二次的影響(ばい煙)に対する設計方針 屋外に開口しており空気の流路となる設備及び換気 空調系統に対し、ばい煙の侵入を防止するため、適切 な防護対策を講じることで外部事象防護対象施設の安 全機能を損なわない設計とする。 【7条79】	表現の相違

- 6 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの (比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部水災))

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		イ. 換気空調系 外部火災によるばい煙が発生した場合には,侵入を 防止するためフィルタを設置する設計とする。	表現の相違
		なお、室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために、ばい煙の侵入を防止するよう外気取入ダンパの閉止及び事故時運転モードへの切替えによる外気の遮断を保安規定に定めて管理する。 【7条80】	表現の相違 (設備運用の相違)
		ロ. 安全保護装置 外部事象防護対象施設のうち空調系統にて空調管理 されており間接的に外気と接する安全保護装置盤につ いては、フィルタを設置することによりばい煙が侵入 しにくい設計とする。	表現の相違表現の相違
		ハ. 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。 また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。 【7条81】	
		ニ. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機については、モー	設計の差異 (海水系の系統構成の相違。) 設計の差異 (海水系の系統構成の相違。)
		タ部を全閉構造とすることにより, ばい煙により閉塞 しない設計とする。 【7条82】	

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

// 分表// 护体加拉度 7 上水岳军体 5 日期	J (原子炉冷却系統施設(共通項目)		/#± +v.
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機の空気冷却部 は,ばい煙が侵入した場合においてもばい煙が流路に	横考表現の相違
		は、はい遅か侵入した場合においてもはい遅か流路に 溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計 とする。	
		[7条83]	
		(e) 有毒ガスに対する設計方針 外部火災起因を含む有毒ガスが発生した場合には、	
		中央制御室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために設置した外気取入ダンパを閉止し、中央制御室内	表現の相違
		の空気を事故時運転モードへ切替えの実施及び必要に 応じ中央制御室以外の空調ファンを停止することによ	表現の相違
		り、有毒ガスの侵入を防止する設計とする。	
		なお、外気取入ダンパの閉止及び事故時運転モード	表現の相違
		へ切替えによる外気の遮断及び空調ファンの停止による外気流入の抑制を保安規定に定めて管理する。	
		主要道路,鉄道線路,一般航路及び石油コンビナー ト施設は離隔距離を確保することで事故等による火災	表現の相違
		に伴う発電所への有毒ガスの影響がない設計とする。 【7条84】	

- 8 -

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		L_	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(外部からの衝撃による損			ロ 発電用原子炉施設の一般			
傷の防止)			構造			
			(3) その他の主要な構造			
			(i) 本発電用原子炉施設			
			は,(1)耐震構造,(2)耐津			
第七条 設計基準対象施設			波構造に加え,以下の基本的			
(兼用キャスクを除く。) が			方針のもとに安全設計を行	1. 安全設計		
想定される自然現象(地震及			う。	1.1 安全設計の方針		
び津波を除く。) によりその			a. 設計基準対象施設	1.1.1 安全設計の基本方針		
安全性を損なうおそれがある			(a) 外部からの衝撃による	1.1.1.4 外部からの衝撃に		
場合は、防護措置、基礎地盤			損傷の防止	よる損傷の防止		
の改良その他の適切な措置	設計基準対象施設は,外部	設計基準対象施設は,外部	安全施設は,発電所敷地で	発電所敷地で想定される自	追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設(共通)
を講じなければならない。 <pre>①</pre>	からの衝撃のうち自然現象	からの衝撃のうち自然現象	想定される洪水,風(台風),	然現象(地震及び津波を除	(竜巻,降水,火山の影響,	2.3 外部からの衝撃による
	による損傷の防止において,	による損傷の防止において、	竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落	く。)については、網羅的に	生物学的事象,森林火災)	損傷の防止
	発電所敷地で想定される風	発電所敷地で想定される風	雷, 地滑り, 火山の影響, 生	抽出するために、発電所敷地	同趣旨の記載であるが,表現	
【解釈】	(台風), 凍結, 積雪, 落雷	(台風), 竜巻, 凍結, 降水,	物学的事象,森林火災及び高	及びその周辺での発生実績	の違いによる差異あり	
1 第1項に規定する「想定	及び高潮の自然現象(地震及	積雪, 落雷, 火山の影響, 生	潮の自然現象(地震及び津波	の有無に関わらず,国内外の		
される自然現象」には、台風、	び津波を除く。)又はその組	物学的事象,森林火災及び高	を除く。)又はその組合せに	基準や文献等に基づき事象		
竜巻、降水、積雪、凍結、落	合せに遭遇した場合におい	潮の自然現象(地震及び津波	遭遇した場合において,自然	を収集し,洪水,風(台風),		
雷、火山事象、生物学的事	て,自然現象そのものがもた	を除く。)又は地震及び津波	現象そのものがもたらす環境	竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落		
象、森林火災等を含む。①	らす環境条件及びその結果	を含む自然現象の組合せに	条件及びその結果として施	雷,地滑り,火山の影響,生		
2 第1項に規定する「適切	として施設で生じ得る環境	遭遇した場合において,自然	設で生じ得る環境条件にお	物学的事象,森林火災等を考		
な措置を講じなければならな	条件において,その安全性を	現象そのものがもたらす環境	いても安全機能を損なわな	慮する。また、これらの自然		
い」には、供用中における運	損なうおそれがある場合は,	条件及びその結果として施	い設計とする。 ①a	現象について関連して発生		
転管理等の運用上の措置を	防護措置, 基礎地盤の改良そ	設で生じ得る環境条件にお		する自然現象も含める。		
<i>含む。</i> ①	の他,供用中における運転管	いて,その安全性を損なうお		これらの事象について,海		
	理等の運用上の適切な措置	それがある場合は、防護措		外の評価基準を考慮の上,発		
	を講じる。	置,基礎地盤の改良その他,		電所及びその周辺での発生		
	【7条1】	供用中における運転管理等		の可能性,安全施設への影響		
		の運用上の適切な措置を講		度,発電所敷地及びその周辺		
		じる。		に到達するまでの時間余裕		
		①a 【7条1】		及び影響の包絡性の観点か		
				ら,発電用原子炉施設に影響		
				を与えるおそれがある事象と		
				して,洪水,風(台風),竜		
				巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷,		
				地滑り,火山の影響,生物学		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	- 1 12 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17			的事象,森林火災及び高潮を	2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	
				選定する。 ③		
				安全施設は、これらの自然		
				現象(地震及び津波を除く。)		
				又はその組合せに遭遇した		
				場合において、自然現象その		
				ものがもたらす環境条件及		
				びその結果として施設で生		
				じ得る環境条件においても、		
				安全機能を損なわない設計		
				3		
				とする。		
				◆(①a 重複)		
			なお,発電所敷地で想定さ	なお,発電所敷地で想定さ		
			れる自然現象のうち、洪水及	れる自然現象のうち、洪水及		
			び地滑りについては、立地的	び地滑りについては,立地的		
			要因により設計上考慮する	要因により設計上考慮する		
			必要はない。3	必要はない。		
			上記に加え,重要安全施設	上記に加え,重要安全施設		
			は,科学的技術的知見を踏ま	は、科学的技術的知見を踏ま		
			<u>え,</u> 当該重要安全施設に <u>大き</u>	え,当該重要安全施設に大き		
			な影響を及ぼすおそれがある	な影響を及ぼすおそれがある		
			と想定される自然現象によ	と想定される自然現象によ		
			<u>り</u> 当該重要安全施設に <u>作用</u>	り当該重要安全施設に作用		
			<u>する衝撃</u> 及び <u>設計基準事故</u>	する衝撃及び設計基準事故		
			<u>時に生じる</u> 応力について, ②	時に生じる応力について,そ		
			aそれぞれの因果関係及び時	れぞれの因果関係及び時間		
			間的変化を考慮して適切に	的変化を考慮して適切に組		
			組み合わせる。2	み合わせる。		
			また,安全施設は,発電所	◆(②a 重複)		
			敷地又はその周辺において	発電所敷地又はその周辺		
			想定される飛来物(航空機落	において想定される発電用		
			下), ダムの崩壊, <u>爆発, 近</u>	原子炉施設の安全性を損な		
			隣工場等の火災,有毒ガス,	わせる原因となるおそれがあ		
			船舶の衝突又は電磁的障害	る事象であって人為によるも		
			の発電用原子炉施設の安全	の(故意によるものを除く。)		
			性を損なわせる原因となるお	は、網羅的に抽出するため		
			それがある事象であって人為	に,発電所敷地又はその周辺		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			によるもの(故意によるもの	での発生実績の有無に関わ		
			を除く。)に対して安全機能	らず,国内外の基準や文献等		
			を損なわない設計とする。①	に基づき事象を収集し,飛来		
			b	物 (航空機落下等), ダムの		
				崩壊, 爆発, 近隣工場等の火		
				災,有毒ガス,船舶の衝突,		
				電磁的障害等の事象を考慮		
				する。これらの事象について、		
				海外の評価基準を考慮の上,		
				発電所及びその周辺での発		
				生可能性,安全施設への影響		
				度,発電所敷地及びその周辺		
				に到達するまでの時間余裕		
				及び影響の包絡性の観点か		
				ら,発電用原子炉施設に影響		
				を与えるおそれがある事象と		
				して, 飛来物 (航空機落下),		
				ダムの崩壊, 爆発, 近隣工場		
				等の火災, 有毒ガス, 船舶の		
				衝突及び電磁的障害を選定		
				する。③		
				安全施設は,これらの発電		
				用原子炉施設の安全性を損		
				なわせる原因となるおそれが		
				ある事象であって人為による		
				もの(故意によるものを除		
				く。)に対して安全機能を損		
				なわない設計とする。		
				◆(①b 重複)		
			なお,発電所敷地又はその	なお,発電所敷地又はその		
			周辺において想定される人	周辺において想定される発		
			為事象のうち, 飛来物 (航空	電用原子炉施設の安全性を		
			機落下)については、確率的	損なわせる原因となるおそれ		
			要因により設計上考慮する	がある事象であって人為によ		
			<u>必要はない。</u> ①c また, ダム	るもの(故意によるものを除		
			の崩壊については、立地的要	く。) のうち, 飛来物 (航空		
			因により考慮する必要はな	機落下)については、確率的		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			V 3	要因により設計上考慮する		
				必要はない。また, ダムの崩		
				壊については,立地的要因に		
				より考慮する必要はない。		
				(①c 重複)		
		地震及び津波を含む自然	自然現象及び発電所敷地	自然現象,発電用原子炉	追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設(共通
		現象の組合せについて,火山	又はその周辺において想定	施設の安全性を損なわせる	(自然現象の組合せ並びに	2.3 外部からの衝撃によ
		については積雪と風(台風),	される発電用原子炉施設の	原因となるおそれがある事象	風及び積雪の設定)	損傷の防止
		基準地震動Ssについては	安全性を損なわせる原因と	であって人為によるもの(故	火山と積雪を組み合わせる	
		積雪,基準津波については弾	なるおそれがある事象であっ	意によるものを除く。) の組	場合に考慮する積雪量の違	
		性設計用地震動 S d と積雪	て人為によるもの(故意によ	合せについては,地震,津波,	いによる差異あり	
		の荷重を,施設の形状及び配	るものを除く。) の組合せに	風(台風), 竜巻, 凍結, 降		
		置に応じて考慮する。 ④a	ついては, 地震, 津波, 風(台	水, 積雪, 落雷, 火山の影響,		
		地震, 津波と風(台風)の	風), 竜巻, 凍結, 降水, 積	生物学的事象及び森林火災		
		組合せについても,風荷重の	雪, 落雷, 火山の影響, 生物	を考慮する。事象が単独で発		
		影響が大きいと考えられるよ	学的事象,森林火災等を考慮	生した場合の影響と比較し		
		うな構造や形状の施設につ	する。事象が単独で発生した	て,複数の事象が重畳するこ		
		いては、組合せを考慮する。	場合の影響と比較して,複数	とで影響が増長される組合		
		組み合わせる積雪深の大	の事象が重畳することで影	せを特定し,その組合せの影		
		きさは,発電所の最寄りの気	響が増長される組合せを特	響に対しても安全機能を損		
		象官署である石巻特別地域	定し,その組合せの影響に対	なわない設計とする。		
		気象観測所で観測された月	しても安全機能を損なわな			
		最深積雪の最大値である	い設計とする。 ④ a ④			
		43cm とし, 風速の大きさは	ここで, <u>想定される自然現</u>	ここで,想定される自然現		
		「建築基準法」を準用して基	<u>象及び</u> 発電所敷地又はその	象及び発電用原子炉施設の		
		準風速 30m/s とする。	周辺において想定される発	安全性を損なわせる原因と		
		組み合わせる積雪深は,地	電用原子炉施設の安全性を	なるおそれがある事象であっ		
		震及び津波と組み合わせる	損なわせる原因となるおそれ	て人為によるもの(故意によ		
		場合は、「建築基準法」に定	がある事象であって人為によ	るものを除く。) に対して,		
		められた平均的な積雪荷重	るもの(故意によるものを除	安全施設が安全機能を損な		
		を与えるための係数 0.35 を	く。) <u>に対</u> して,安全施設 <u>が</u>	わないために必要な安全施		
		考慮する。	<u>安全</u> 機能 <u>を損なわないため</u>	設以外の施設又は設備等(重		
		④ 【7条2】	<u>に必要な</u> 安全施設 <u>以外の施</u>	大事故等対処設備を含む。)		
			設又は設備等(重大事故等対	への措置を含める。		
			処設備を含む。) への措置を	◆(③a重複)		
			<u>含める。</u> ③a4			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	CL B4117021 (1117		124	W-14 E 250	200 11 12 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	
2 周辺監視区域に隣接する	設計基準対象施設は,外部	設計基準対象施設は,外部			追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設(共通)
地域に事業所、鉄道、道路そ	からの衝撃のうち人為による	からの衝撃のうち人為による			(人為事象の考慮)	2.3 外部からの衝撃による
の他の外部からの衝撃が発	損傷の防止において,発電所	損傷の防止において,発電所			同趣旨の記載であるが,表現	損傷の防止
生するおそれがある要因があ	敷地又はその周辺において	敷地又はその周辺において			の違いによる差異あり	
る場合には、事業所における	想定される電磁的障害によ	想定される爆発,近隣工場等				
火災又は爆発事故、危険物を	り発電用原子炉施設の安全	の火災,危険物を搭載した車				
搭載した車両、船舶又は航空	性を損なわせる原因となるお	両, 有毒ガス, 船舶の衝突及				
機の事故その他の敷地及び	それがある事象であって人為	び電磁的障害により発電用				
敷地周辺の状況から想定さ	によるもの(故意によるもの	原子炉施設の安全性を損な				
れる事象であって人為による	を除く。)(以下「人為事象」	わせる原因となるおそれがあ				
もの(故意によるものを除く。	という。) に対してその安全	る事象であって人為によるも				
以下「人為による事象」とい	性が損なわれないよう,防護	の(故意によるものを除く。)				
う。)により発電用原子炉施	措置又は対象とする発生源	(以下「人為事象」という。)				
設(兼用キャスクを除く。)	から一定の距離を置くこと	に対してその安全性が損な				
の安全性が損なわれないよ	による適切な措置を講じる。	われないよう,防護措置又は				
う、防護措置その他の適切な		対象とする発生源から一定				
措置を講じなければならな		の距離を置くことによる適				
V, 1		切な措置を講じる。①b⑤				①b 引用元: P3
	想定される人為事象のう	想定される人為事象のう			同趣旨の記載であるが,表現	
【解釈】	ち, 飛来物 (航空機落下) に	ち, 飛来物 (航空機落下) に			の違いによる差異あり	
3 第2項に規定する「事故	ついては,防護設計の要否を	ついては,防護設計の要否を				
その他の敷地及び敷地周辺	判断する基準を超えないこ	判断する基準を超えないこ				
の状況から想定される事象	とを評価して設置(変更)許	とを評価して設置(変更)許				
であって人為によるもの」に	可を受けている。工事計画認	可を受けている。工事計画認				
は、ダムの崩壊、船舶の衝突、	可申請時に,設置(変更)許	可申請時に,設置(変更)許				
電磁的障害等の敷地及び敷	可申請時から,防護設計の要	可申請時から,防護設計の要				
地周辺の状況から生じうる	否を判断する基準を超える	否を判断する基準を超える				
事故を含む。①	ような航空路の変更がない	ような航空路の変更がない				
4 第2項に規定する「適切	ことを確認していることか	ことを確認していることか				
な措置を講じなければならな	ら,設計基準対象施設に対し	ら,設計基準対象施設に対し				
い」には、対象とする発生源	て防護措置その他適切な措	て防護措置その他適切な措				
から一定の距離を置くこと	置を講じる必要はない。	置を講じる必要はない。				
を含む。 ①	【7条3】	①c⑤ 【7条3】				①c 引用元: P3
		なお,定期的に航空路の変			基準要求への適合性を明確	同上
		更状況を確認し,防護措置の			化	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

(株式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
3 航空機の墜落により発電		要否を判断することを保安			追加要求事項に伴う差異	
用原子炉施設(兼用キャスク		規定に定めて管理する。				
を除く。)の安全性を損なう		①⑧ 【7条4】				
おそれがある場合は、防護措						
置その他の適切な措置を講						
じなければならない。 ①		航空機落下及び爆発以外			同趣旨の記載であるが,表現	原子炉冷却系統施設(共通)
		に起因する飛来物について			の違いによる差異あり	2.3 外部からの衝撃による
【解釈】		は,発電所周辺の社会環境か			追加要求事項に伴う差異	損傷の防止
5 第3項の航空機の墜落に		らみて,発生源が設計基準対			(設計基準対象施設以外の	
ついては、「実用発電用原子		象施設から一定の距離が確			施設への措置)	
炉施設への航空機落下確率		保されており,設計基準対象				
の評価基準について/ (平成		施設が安全性を損なうおそ				
21.06.25原院第1号。		れがないため,防護措置その				
平成21年6月30日原子		他の適切な措置を講じる必				
力安全・保安院制定))に基		要はない。				
づいて確認すること。この場		また,想定される自然現象				
合において、設置許可申請時		(地震及び津波を除く。)及				
の航路に変更がないことによ		び人為事象に対する防護措				
り確認すること。①		置には、設計基準対象施設が				
1,2,2,1		安全性を損なわないために				
		必要な設計基準対象施設以				
		外の施設又は設備等(重大事				
		故等対処設備を含む。)への				
		措置を含める。				
		③a⑥ 【7条5】				③a 引用元: P4
						@# 3 [/10/ 2 111
		重大事故等対処設備は,外			設備設計の明確化	同上
		部からの衝撃による損傷の			追加要求事項に伴う差異	1, 4, 2, 2, 2
		防止において、想定される自			(重大事故等対処設備の自	
		然現象(地震及び津波を除			然現象及び人為事象への考	
		く。)及び人為事象に対して、			慮)	
		「5.1.2 多様性, 位置的分			/LLC/	
		散等」及び「5.1.5 環境条				
		件等」の基本設計方針に基づ				
		き、必要な機能が損なわれる				
		ことがないよう,防護措置そ				
		の他の適切な措置を講じる。				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		⑥ 【7条6】				
		設計基準対象施設又は重			設備設計の明確化	 原子炉冷却系統施設(共通
		大事故等対処設備に対して			追加要求事項に伴う差異	2.3 外部からの衝撃による
		講じる防護措置として設置			是MX机平从[[] / 上兴	損傷の防止
		する施設は、その設置状況並				13/10/10/10/11
		びに防護する施設の耐震重				
		要度分類及び重大事故等対				
		処施設の設備分類に応じた				
		地震力に対し構造強度を確				
		保し,外部からの衝撃を考慮				
		した設計とする。				
		16 【7条7】				
				1.8 外部からの衝撃による		
		2.3.1 外部からの衝撃より		損傷の防止に関する基本方		
		防護すべき施設		針		
		設計基準対象施設が外部		安全施設は、想定される自	同趣旨の記載であるが,表現	同上
		からの衝撃によりその安全		然現象(地震及び津波を除	の違いによる差異あり	IN IL
		性を損なうことがないよう、		く。)及び想定される発電用	追加要求事項に伴う差異	
		外部からの衝撃より防護す		原子炉施設の安全性を損な	追加安小事項に圧り定共	
		べき施設は、設計基準対象施		かせる原因となるおそれがあ		
		設のうち、「発電用軽水型原		る事象であって人為によるも		
		子炉施設の安全機能の重要		の(故意によるものを除く。)		
		度分類に関する審査指針」で		に対して、安全機能を損なわ		
		規定されているクラス 1, ク		ない設計とする。安全機能が		
		ラス2及び安全評価上その		損なわれないことを確認する		
		機能に期待するクラス3に		必要がある施設を、「発電用		
		属する構築物,系統及び機器		軽水型原子炉施設の安全機		
		(以下「外部事象防護対象		能の重要度分類に関する審		
		施設」という。)とする。		企作針 で規定されている重		
		また,外部事象防護対象施		要度分類(以下 1.8 では「安		
		設の防護設計については、外		全重要度分類」という。)の		
		部からの衝撃により外部事		クラス1,クラス2及びクラ		
		象防護対象施設に波及的影		フス1,クノス2及びクノス3に属する構築物,系統及		
		響を及ぼすおそれのある外部		へ3に属9 3 情楽物, 未就及 び機器とする。 5a €		
		事象防護対象施設以外の施		その上で,上記構築物,系		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	加工和由註書	·····································	要求事項との対比表し	그미 때 가는 그는 나 가는 그	和果杂豆 计终其维相则	I
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	25/14X PT / / / / / / / / / / / / / / / / / /	設についても考慮する。さら	11.2	統及び機器の中から,発電用	人 (
		に、重大事故等対処設備につ		原子炉を停止するため、ま		
		いても、重大事故防止設備		た,停止状態にある場合は引		
		が,設計基準事故対処設備並		き続きその状態を維持する		
		びに使用済燃料貯蔵槽(使用		ために必要な異常の発生防		
		済燃料プール)の冷却設備及		止の機能又は異常の影響緩		
		び注水設備(以下「設計基準		和の機能を有する構築物、系		
		事故対処設備等」という。)		統及び機器並びに使用済燃		
		の安全機能と同時に必要な		料プールの冷却機能及び給		
		機能が損なわれることがない		水機能を維持するために必		
		よう、外部からの衝撃より防		要な異常の発生防止の機能		
		護すべき施設に含める。		又は異常の影響緩和の機能		
		上記以外の設計基準対象		を有する構築物、系統及び機		
		施設については,機能を維持		器として安全重要度分類の		
		すること若しくは損傷を考		クラス1,クラス2及び安全		
		慮して代替設備により必要		評価上その機能に期待する		
		な機能を確保すること,安全				
		上支障のない期間での修復		統及び機器を外部事象から		
		等の対応を行うこと又はそ		 防護する対象 (以下 「外部事		
		れらを適切に組み合わせるこ		象防護対象施設」という。)		
		とにより,その安全性を損な		とし,機械的強度を有するこ		
		わない設計とする。		と等により,安全機能を損な		⑤a 引用元: P7
		⑤a⑤b⑤c 【7条8】		わない設計 <u>とする。</u> ⑤b⑥		⑤c 引用元: P9
				また,外部事象防護対象施		
				設を内包する建屋(外部事象		
				防護対象施設となる建屋を		
				除く。)は、機械的強度を有		
				すること等により,内包する		
				外部事象防護対象施設の安		
				全機能を損なわない設計及		
				び外部事象防護対象施設へ		
				波及的影響を及ぼさない設		
				計とする。ここで、外部事象		
				防護対象施設及び外部事象		
				防護対象施設を内包する建		
				屋を併せて,外部事象防護対		
				象施設等という。 ô		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				上記に含まれない構築物,		
				系統及び機器は,機能を維持		
				<u>すること若しくは損傷を考</u>		
				慮して代替設備により必要		
				な機能を確保すること,安全		
				上支障のない期間での修復		
				等の対応を行うこと又はそ		
				れらを適切に組み合わせるこ		
				とにより、その安全機能を損		
				<u>なわない設計とする。</u> 5c		
	2.2.1 設計基準事故時に生	2.3.2 設計基準事故時及び			同趣旨の記載であるが、表現	原子炉冷却系統施設(共通)
	じる荷重との組合せ	重大事故等時に生じる荷重			の違いによる差異あり	原子炉行知系統施設(共通) 2.3.2 設計基準事故時及び
	しる何里との組占と	型八事 成事 時に主じる 何里 との組合せ			追加要求事項に伴う差異	重大事故等時に生じる応力
	科学的技術的知見を踏ま	科学的技術的知見を踏ま			担加女小事気に仕り左共	全の組合せ との組合せ
	え、安全機能を有する構築	え,外部事象防護対象施設及				C * > / ME [] []
	物,系統及び機器のうち,特	び重大事故等対処設備のう				
	に自然現象(地震及び津波を	ち, 特に自然現象 (地震及び				
	除く。)の影響を受けやすく,	津波を除く。) の影響を受け				
	かつ, 代替手段によってその	やすく,かつ,代替手段によ				
	機能の維持が困難であるか,	ってその機能の維持が困難				
	又はその修復が著しく困難	であるか,又はその修復が著				
	な構築物,系統及び機器は,	しく困難な構築物,系統及び				
	想定される自然現象(地震及	機器は,建屋内に設置するこ				
	び津波を除く。) により作用	と,又は可搬型重大事故等対				
	する衝撃は設計基準事故時	処設備によるバックアップが				
	に生じる荷重と重なり合わ	可能となるように位置的分				
	ない設計とする。	散を考慮して可搬型重大事				
	【7条9】	故等対処設備を複数保管す				
		ること等により,当該施設に				
		大きな影響を及ぼすおそれが				
		あると想定される自然現象				
		(地震及び津波を除く。) に				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		より作用する衝撃が設計基				
		準事故時及び重大事故等時				
		に生じる荷重と重なり合わ				
		ない設計とする。				
		②a⑥ 【7条9】				②a 引用元:P2
		具体的には,建屋内に設置			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		される外部事象防護対象施			追加要求事項に伴う差異	2.3.2 設計基準事故時及び
		設及び重大事故等対処設備				重大事故等時に生じる応力
		については、建屋によって自				との組合せ
		然現象(地震及び津波を除				
		く。)の影響を防止すること				
		により,設計基準事故又は重				
		大事故等が発生した場合で				
		も、自然現象(地震及び津波				
		を除く。)による影響を受け				
		ない設計とする。				
		②6【7条10】				
		屋外に設置されている外			設備設計の明確化	同上
		部事象防護対象施設につい			追加要求事項に伴う差異	
		ては,設計基準事故が発生し				
		た場合でも,機器の運転圧力				
		や温度等が変わらないため,				
		設計基準事故時荷重が発生				
		するものではなく,自然現象				
		(地震及び津波を除く。) に				
		よる衝撃と重なることはな				
		V) _o				
		屋外に設置される重大事				
		故等対処設備について, 竜巻				
		に対しては位置的分散を考				
		慮した配置とするなど,重大				
		事故等が発生した場合でも,				
		重大事故等時の荷重と自然				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

			要水事項との対比表し		_	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		現象(地震及び津波を除く。) による衝撃を同時に考慮す る必要のない設計とする。 したがって、自然現象(地 震及び津波を除く。)による 衝撃と設計基準事故又は重 大事故等時の荷重は重なる ことのない設計とする。 ②⑥ 【7条11】				
	2.2.2 設計方針 自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る 設計方針に基づき設計する。 【7条12】	2.3.3 設計方針 外部事象防護対象施設及 び重大事故等対処設備は,以 下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係 る設計方針に基づき設計する。 自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災,人為事象のうち爆発,近隣工と 車両及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部計する。 なお,危険物を搭載した車両については、近隣工場等の			設備設計の明確化追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設(共通)2.3.3 設計方針
		火災及び有毒ガスの中で取り扱う。 ⑤ 【7条12】		1.8.1 風 (台風) 防護に関す		
	(1) 自然現象 a. 風(台風)	(1) 自然現象 d. 風(台風)	(a-1) <u>風(台風)</u> 安全施設 <u>は、</u> 設計基準風速	る基本方針 「建築基準法」及び同施行		
	安全機能を有する構築物, 系統及び機器は, 風荷重を	外部事象防護対象施設は, 風荷重を「建築基準法」に基	による <u>風荷重</u> に対し,安全施 設 <u>及び</u> 安全施設 <u>を内包する</u>	令第八十七条第2項及び第 4項に基づく「建設省告示第	同趣旨の記載であるが,表現 の違いによる差異あり	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	「建築基準法」に基づき設定	づき設定し,外部事象防護対	建屋の構造健全性の確保若	1454 号」より設定した設計	追加要求事項に伴う差異	
	し、安全機能を有する構築	象施設及び外部事象防護対	しくは風(台風)による損傷	基準風速 (30m/s, 地上高		
	物,系統及び機器及びそれら	象施設を内包する建屋の構	を考慮して,代替設備により	10m, 10 分間平均) の風によ		
	の施設を内包する建屋の構	造健全性を確保することで,	必要な機能を確保すること,	ってその安全機能が損なわ		
	造健全性を確保することで,	外部事象防護対象施設の安	安全上支障のない期間での	れないことを確認する必要が		
	その安全性を損なうおそれが	全機能を損なわない設計と	修復等の対応を行うこと又	ある施設を,安全重要度分類		
	ない設計とする。	する。	はそれらを適切に組み合わせ	のクラス1,クラス2及びク		
	【7条13】	①d⑤ 【7条13】	ることで, そ <u>の安全機能を損</u>	ラス3に属する構築物,系統		
			なわない設計とする。 ①d⑤	及び機器とする。		
			5	その上で,外部事象防護対		
		重大事故等対処設備は,建		象施設等は,設計基準風速	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		屋内への設置又は設計基準		(30m/s, 地上高 10m, 10 分	追加要求事項に伴う差異	2.3.3 設計方針
		事故対処設備等及び同じ機		間平均)の風荷重に対し機械		
		能を有する他の重大事故等		的強度を有することにより		
		対処設備と位置的分散を図		安全機能を損なわない設計		
		り設置するとともに,環境条		とする。		
		件等を考慮することにより,		また,上記に含まれない構		
		設計基準事故対処設備等の		築物,系統及び機器は,風(台		
		安全機能と同時にその機能		風)により損傷した場合であ		
		を損なわない設計とする。		っても,代替手段があること		
		⑥ 【7条14】		等により安全機能は損なわ		
				れない。 ô		
				タンクについては,「消防		
				法」(危険物の規制に関する		
				技術上の基準の細目を定め		
				る告示第四条の十九)におい		
				て,日本最大級の台風の最大		
				瞬間風速 (63m/s, 地上高		
				15m) に基づく風荷重に対す		
				る設計が現在でも要求され		
				ている。		
				なお、風(台風)に伴う飛		
				来物による影響は、竜巻影響		
				評価にて想定する設計飛来		
				物の影響に包絡される。②		
				ここで、風(台風)に関連		
				して発生する可能性がある		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

11.47c +12.94c 1.12.12.1	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/+++ -+ -
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				自然現象としては,落雷及び		
				高潮が考えられる。落雷につ		
				いては,同時に発生するとし		
				ても,個々の事象として考え		
				られる影響と変わらない。高		
				潮については、安全施設(非		
				常用取水設備を除く。)は高		
				潮の影響を受けない敷地高		
				さに設置する。		
				1.8.3 凍結防護に関する基		
	b. 凍結	e. 凍結	(a-3) <u>凍結</u>	本方針		
	安全機能を有する構築物、	外部事象防護対象施設	安全施設は,設計基準温度	石巻特別地域気象観測所	同趣旨の記載であるが,表現	原子炉冷却系統施設(共通)
	系統及び機器は、凍結に対し	は、設計基準温度による凍	による凍結に対し,安全施設	での観測記録(1887 年~	の違いによる差異あり	2.3.3 設計方針
	て、最低気温を考慮し、建屋	結に対して、屋内施設につ	及び安全施設を内包する建	2017年)により設定した設	追加要求事項に伴う差異	
	内への設置又は屋外機器で	いては換気空調系により環	屋の構造健全性の確保若し	計基準温度である-14.6℃		
	凍結のおそれのあるものは凍	境温度を維持し、屋外施設	くは凍結を考慮して,代替設	の低温による凍結によってそ		
	結防止対策を行う設計とす	については保温等の凍結防	備により必要な機能を確保	の安全機能が損なわれない		
	る。	止対策を必要に応じて行う	すること,安全上支障のない	ことを確認する必要がある		
	【7条15】	ことにより、安全機能を損	期間での修復等の対応を行	施設を,安全重要度分類のク		
		なわない設計とする。	うこと又はそれらを適切に組	ラス1,クラス2及びクラス		
		重大事故等対処設備は、建	み合わせることで、その <u>安全</u>	3に属する構築物,系統及び		
		屋内への設置又は設計基準	機能を損なわない設計とす	機器とする。 参 スのよる。 が 東色味識器		
		事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等	<u>る。</u> ①e⑤⑤	その上で, <u>外部事象防護対</u> 象施設等は,屋内施設につい		
		が 対処設備と位置的分散を図		<u> </u>		
		り設置するとともに、環境条		温度を維持し、屋外施設につ		
		件等を考慮することにより、		いては保温等の凍結防止対		
		設計基準事故対処設備等の		策を必要に応じて行うこと		
		安全機能と同時にその機能		により,安全機能を損なわな		
		を損なわない設計とする。		い設計とする。		
		①e①f⑤ 【7条15】		①f⑤		
				また、上記に含まれない構		
				築物, 系統及び機器は, 凍結		
				した場合であっても、代替手		
				段があること等により安全		
				機能は損なわれない。		
				6		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				1.8.4 降水防護に関する基		
	c. 降水	f. 降水	(a-4) <u>降水</u>	本方針		
	安全機能を有する構造物,	外部事象防護対象施設は,	安全施設は,設計基準降水	石巻特別地域気象観測所	同趣旨の記載であるが,表現	原子炉冷却系統施設 (共通)
	系統及び機器は,降水による	降水による浸水に対して,設	量による浸水及び荷重に対	での観測記録(1937 年~	の違いによる差異あり	2.3.3 設計方針
	浸水に対して,観測記録を上	計基準降水量を上回る排水	し,安全施設及び安全施設を	2017 年) により設定した設	追加要求事項に伴う差異	
	回る排水能力を有する構内	能力を有する構内排水路に	内包する建屋の構造健全性	計基準降水量 (91.0mm/h) の		
	排水路を設けて海域へ排水	よる海域への排水及び建屋	の確保若しくは降水による	降水によってその安全機能		
	を行う設計とする。	止水処置を行う設計とする。	損傷を考慮して,代替設備に	が損なわれないことを確認す		
	降水による荷重に対して,	降水による荷重に対して、	より必要な機能を確保する	る必要がある施設を,安全重		
	排水口及び構内排水路によ	排水口及び構内排水路によ	こと,安全上支障のない期間	要度分類のクラス 1 , クラス		
	る海域への排水により,安全	る海域への排水により,外部	での修復等の対応を行うこ	2及びクラス3に属する構築		
	機能を有する構築物,系統及	事象防護対象施設及び外部	と又はそれらを適切に組み	物,系統及び機器とする。 ⑥		
	び機器は及びそれらの施設	事象防護対象施設を内包す	合わせることで,その <u>安全機</u>	その上で, <u>外部事象防護対</u>		
	を内包する建屋の構造健全	る建屋の構造健全性を確保	能を損なわない設計とする。	象施設等は,設計基準降水量		
	性を確保することで,その安	することで,外部事象防護対	(1)g(5)5	(91.0mm/h)による浸水に対		
	全性を損なうおそれがない設	象施設の安全機能を損なわ		し, <u>構内排水路による海域へ</u>		
	計とする。	ない設計とする。		<u>の排水及び</u> 浸水防止のため		
	【7条16】	①g①h⑤ 【7条16】		の <u>建屋止水処置</u> により,安全		
				機能を損なわない <u>設計とす</u>		
		重大事故等対処設備は,建		<u>る</u> とともに,外部事象防護対	設備設計の明確化	同上
		屋内への設置又は設計基準		象施設及び機能を喪失する	追加要求事項に伴う差異	
		事故対処設備等及び同じ機		ことで上位クラスの安全機		
		能を有する他の重大事故等		能に影響を及ぼす可能性の		
		対処設備と位置的分散を図		ある屋外施設は,設計基準降		
		り設置するとともに,環境条		水量 (91.0mm/h) <u>による荷重</u>		
		件等を考慮することにより,		に対し,排水口及び構内排水		
		設計基準事故対処設備等の		路による海域への排水によ		
		安全機能と同時にその機能		り,安全機能を損なわない設		
		を損なわない設計とする。		<u>計とする。</u> ①h⑤		
		⑥ 【7条17】		また,上記に含まれない構		
				築物,系統及び機器は,降水		
				により損傷した場合であって		
				も,代替手段があること等に		
				より安全機能は損なわれな		
				V`. €		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
2 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	WH V
	1 建汞	注 录	(「) 住房	1.8.5 積雪防護に関する基		
	d. 積雪	g. 積雪	(a-5) <u>積雪</u>	本方針	回振りの対数でよりが、表現	医乙层外加系统护司 (井泽)
	安全機能を有する構造	外部事象防護対象施設は、	安全施設は、設計基準積雪	石巻特別地域気象観測所	同趣旨の記載であるが,表現	原子炉冷却系統施設(共通)
	物、系統及び機器は、積雪荷	発電所の最寄りの気象官署	量による荷重及び閉塞に対	での <u>観測記録</u> (1887 年~	の違いによる差異あり	2.3.3 設計方針
	重を発電所の最寄りの気象	である石巻特別地域気象観	し,安全施設及び安全施設を	2017 年) <u>に</u> より <u>設定した設</u>	追加要求事項に伴う差異	
	官署である石巻特別地域気	測所の観測記録に基づき設	内包する建屋の構造健全性	計基準積雪量 (43cm) の積雪		
	象観測所の観測記録により	定した設計基準積雪量による	の確保若しくは積雪による	によってその安全機能が損		
	設定し、安全機能を有する構	る積雪荷重に対して、機械的	損傷を考慮して,代替設備に	なわれないことを確認する必		
	造物,系統及び機器及びそれ	強度を有すること、また、閉	より必要な機能を確保する	要がある施設を,安全重要度		
	らの施設を内包する建屋の	塞に対して,非常用換気空調	こと,安全上支障のない期間	分類のクラス1,クラス2及		
	構造健全性を確保すること	系の給・排気口を設計基準積	での修復等の対応を行うこ	びクラス3に属する構築物,		
	で、その安全機能を損なわない設計とする。	雪量より高所に設置するこ	と又はそれらを適切に組み	系統及び機器とする。 ⑥ その上で,外部事象防護対		
	【7条18】	とにより,安全機能を損なわない設計とする。	合わせることで、その <u>安全機</u> 能を損なわない設計とする。	象施設等は,設計基準積雪量		
	【7 采 18】	ない設計とする。 ①i①j⑤ 【7条18】	<u> </u>	家施設寺は,設計基準慎当里 (43cm)の積雪荷重に対し機		
				械的強度を有すること,給排		
		重大事故等対処設備は、建		気口を閉塞させないことによ	設備設計の明確化	同上
		屋内への設置又は設計基準		り安全機能を損なわない設	追加要求事項に伴う差異	IHI T.
		事故対処設備等及び同じ機		計とする。	追加安小事項に任 7 定英	
		能を有する他の重大事故等		また,上記に含まれない構		
		対処設備と位置的分散を図		築物,系統及び機器は,積雪		
		り設置するとともに、環境条		により損傷した場合であって		
		件等を考慮すること,及び除		も、代替手段があること等に		
		雪の実施により、設計基準事		より安全機能は損なわれな		
		故対処設備等の安全機能と		V. Di		
		同時にその機能を損なわな		V . (2)		
		い設計とする。				
		6 【7条19】				
		なお、除雪を適宜実施する			基準要求への適合性を明確	同上
		ことを保安規定に定めて管			化	, , , , ,
		理する。			追加要求事項に伴う差異	
		①⑦ 【7条20】				
				1.8.6 落雷防護に関する基		
	e. 落雷	h. 落雷	(a-6) <u>落雷</u>	本方針		
	安全機能を有する構造物、	外部事象防護対象施設は,	安全施設は,設計基準電流	電気技術指針 JEAG4608-	同趣旨の記載であるが,表現	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	系統及び機器は,発電所の雷	発電所の雷害防止対策とし	値による雷サージに対し ①	2007「原子力発電所の耐雷指	の違いによる差異あり	
	害防止対策として,「建築基	て,原子炉建屋等への避雷針	k, 安全機能を損なわない設	針」を参照し設定した設計基	追加要求事項に伴う差異	
	準法」に基づき原子炉建屋等	の設置を行うとともに,設計	計とすること若しくは雷サー	準電流値(100kA)の落雷に		
	への避雷針の設置を行うと	基準電流値による雷サージ	ジによる損傷を考慮して,代	よってその安全機能が損な		
	ともに、雷サージに対して、	に対して,接地網の敷設によ	替設備により必要な機能を	われないことを確認する必要		
	接地網の敷設による接地抵	る接地抵抗の低減等及び安	確保すること,安全上支障の	がある施設を,安全重要度分		
	抗の低減等及び安全保護装	全保護装置への雷サージ侵	ない期間での修復等の対応	類のクラス1, クラス2 及		
	置への雷サージ侵入の抑制	入の抑制を図る回路設計を	を行うこと又はそれらを適切	びクラス3 に属する構築		
	を図る回路設計を行う設計	行うことにより,安全機能を	に組み合わせることで,その	物,系統及び機器とする。 ô		
	とする。	損なわない設計とする。	安全機能を損なわない設計	その上で,外部事象防護対		
	【7条21】	①k①l⑤ 【7条21】	とする。 5	象施設等は, 雷害防止対策と		
				して,原子炉建屋等への避雷		
		重大事故等対処設備は,建		針の設置,接地網の敷設によ	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通
		屋内への設置又は設計基準		る接地抵抗の低減等を行う	追加要求事項に伴う差異	2.3.3 設計方針
		事故対処設備等及び同じ機		とともに, <u>安全保護</u> 回路 <u>への</u>		
		能を有する他の重大事故等		雷サージ侵入の抑制を図る		
		対処設備と位置的分散を図		回路設計を行うことにより,		
		り設置するとともに,必要に		安全機能を損なわない設計		
		応じ避雷設備又は接地設備		<u>とする。</u> ①1		
		により防護することにより,		また,上記に含まれない構		
		設計基準事故対処設備等の		築物,系統及び機器は,落雷		
		安全機能と同時にその機能		により損傷した場合であって		
		を損なわない設計とする。		も,代替手段があること等に		
		⑥ 【7条22】		より安全機能は損なわれな		
				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
				 1.8.8 生物学的事象防護に		
	f. 生物学的事象	i. 生物学的事象	(a-8) 生物学的事象	関する基本方針		
	安全機能を有する構造物,	外部事象防護対象施設は,	安全施設は,生物学的事象	生物学的事象として海生	同趣旨の記載であるが,表現	同上
	系統及び機器は,生物学的事	生物学的事象に対して,海生	として海生生物であるクラゲ	生物であるクラゲ等の発生	の違いによる差異あり	
	象に対して,海生生物である	生物であるクラゲ等の発生	等の発生及び小動物の侵入	及び小動物の侵入によって	追加要求事項に対する差異	
	クラゲ等の発生を考慮して	を考慮して除塵装置及び海	に対し,その安全機能を損な	その安全機能が損なわれな		
	除塵装置及び海水ストレー	水ストレーナを設置し,必要	わない設計とする。	いことを確認する必要がある		
	ナを設置し,必要に応じて塵	に応じて塵芥を除去する設	海生生物であるクラゲ等	施設を,安全重要度分類のク		
	芥を除去する設計とする。ま	計とする。また、小動物の侵	<u>の発生に対しては</u> ,クラゲ等	ラス1,クラス2及びクラス		
	た,小動物の侵入に対して,	入に対して,屋内施設は建屋	を含む塵芥による原子炉補	3に属する構築物,系統及び		
	屋内施設は建屋止水処置に	止水処置等により,屋外施設	機冷却海水系等への影響を	機器とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	要水事項との対比表 設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	より、屋外施設は、端子箱貫	は、端子箱貫通部の閉止処置	防止するため,除塵装置及び	その上で、外部事象防護対	及い室平畝町万町との別に	
	通部の閉止処置を行う設計	を行うことにより、安全機能	海水ストレーナを設置し、必	象施設等及び機能を喪失す		
	とする。	を損なわない設計とする。	要に応じて塵芥を除去する	ることで上位クラスの安全		
	【7条23】	①m(5) 【7条23】	こと,小動物の侵入に対して	機能に影響を及ぼす可能性		
	[1, 1, 2, 2, 3]	1/11/0	は,屋内施設は建屋止水処置	のある屋外施設は、海生生物		
		重大事故等対処設備は,生	により,屋外施設は,端子箱	であるクラゲ等の発生に対し	設備設計の明確化	 原子炉冷却系統施設(共通)
		物学的事象に対して、小動物	貫通部の閉止処置を行うこ	て,塵芥による原子炉補機冷	追加要求事項に伴う差異	2.3.3 設計方針
		の侵入を防止し,海生生物に	とにより,安全施設の生物学	却海水系等への影響を防止		
		対して,侵入を防止する又は	的事象に対する健全性の確	するため、除塵装置及び海水		
		予備を有することにより,設	保若しくは生物学的事象に	ストレーナを設置し,必要に		
		計基準事故対処設備等の安	よる損傷を考慮して,代替設	応じて塵芥を除去すること		
		全機能と同時にその機能を	備により必要な機能を確保	により,安全機能を損なわな		
		損なわない設計とする。	すること,安全上支障のない	い設計とする。		
		⑥ 【7条24】	期間での修復等の対応を行	小動物の侵入に対しては,		
			うこと又はそれらを適切に組	屋内施設は建屋止水処置等		
			み合わせることで,その <u>安全</u>	により,屋外施設は端子箱貫		
			機能を損なわない設計とす	通部の閉止処置を行うこと		
			<u>る。</u> ①m⑤⑤	により,安全機能を損なわな		
				い設計とする。		
				また,上記に含まれない構		
				築物,系統及び機器は,生物		
				学的事象により損傷した場		
				合であっても,代替手段があ		
				ること等により安全機能は		
				損なわれない。		
				◆(①m⑤重複)		
				1.8.10 高潮防護に関する基		
	g. 高潮	j. 高潮	(a-10)高潮	本方針		
	安全機能を有する構築物、	外部事象防護対象施設及	安全施設(非常用取水設	高潮によってその安全機	同趣旨の記載であるが,表現	同上
	系統及び機器は、高潮の影響	び重大事故等対処設備(非常	備を除く。)は、高潮の影響	能が損なわれないことを確認		1. 4
	を受けない敷地高さ	用取水設備を除く。)は、高	を受けない敷地高さ(0.P.+	する必要がある施設を,安全		
	(0. P. +3. 5m) 以上に設置す	潮の影響を受けない敷地高	3.5m) 以上に設置すること	重要度分類のクラス1,クラ		
	ることにより,高潮により影	さ (0.P.+3.5m) 以上に設置	で、その安全機能を損なわな	ス2及びクラス3に属する構		
	響を受けることがない設計と	することにより, 高潮により	い設計とする。 <pre>①n</pre>	築物、系統及び機器とする。		
	する。	影響を受けることがない設		その上で,外部事象防護対		
	【7条25】	計とする。		象施設及び機能を喪失する		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書基本設計方針(前)	基本設計方針(後) ①n【7条25】 (2) 人為事象 a. 船舶の衝突 外部事象防護対象施設は、 航路からの離隔距離を確保するで漂流した場合で漂流したより、から、船舶の衝突とと及びおから、船舶の衝突によりとする。 ①o①p【7条26】 重大事故等対処設備は、航路から、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、方ので漂流した場合でも、方ので漂流した場合ででででででででででででである。と、小型船舶が発電所近傍でにより、外型船舶が発電所近傍でにより、船舶の衝突と位置的分散を図り設置することにより、船舶の衝突	要水事項との対応表 設置許可申請書本文 (a-12) 船舶の衝突 安全施設は、航路を通行する船舶の衝突に対ける船舶の衝突に対ける全性の確保の部 衝突に対する健全性の確保 若しくは船舶の、代替でははいまり、安全上支障のな代替では、 より必要な機能を確保すること、安全上支障のな行うにより必要な機能をである。 こと、安全上支障のない対応を適切にをしている。 での修復等のたるで、その安全機能を損なわない設計とする。 (1) (5) [5]	添付書類人 ことで上でなります。 「本で上でなります。 「本で上でなります。 「本でとで影響を設け、 「本でといいでは、 「本ではないのでは、 「本ではないのでは、 「本ではないのでは、 「本ではないのでは、 「ないのでは、 「ないのででは、 「ないのでない。 「ないいのでない。 「ないいのでないない。 「ないいのでないない。 「ないいのでないない。 「ないいのでないないないないないないない。 「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比 同趣旨の記載であるが、表現 の違いによる差異あり 追加要求事項に対する差異 設備設計の明確化 追加要求事項に対する差異	備考 ①n引用元:P17 原子炉冷却系統施設(共通) 2.3.3 設計方針
		及び設計基準事故対処設備 等と位置的分散を図り設置		出事故が発生した場合は、オ イルフェンスを設置する措置		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・ 様式-1~の展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		L	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	a. 電磁的障害 安全機能を有する構造物, 系統及び機器は,電磁波の侵 入を防止する設計とする。 【7条28】	b. 電磁的障害 外部事象防護対象施設及 び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、電磁波によりその機能を損なうことがないよう、ラインフィルタや絶縁回路の設置、又は鋼製管体や金属シールド付ケーブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計とする。 ①q⑤ 【7条28】	(a-13)電磁的障害 安全施設は,電磁的障害による擾乱に対し,制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置,外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁属シールド付ケーブルの適用等により,①q安全施設の電磁的障害に対する健全性ののでは表して,代替配よる損傷を考慮して,代替により必要な機能を確保すること、安全上支障のない設計とする。とで,その安全機能を損なわない設計とする。	1.8.13 電磁的障害防護に関する基本方針 安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としている。したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。 ①(①q重複)	同趣旨の記載であるが、表現 の違いによる差異あり 追加要求事項に対する差異	原子炉冷却系統施設(共通)2.3.3 設計方針
4 兼用キャスクが設置許可 基準規則第六条第四項又は 第五項の規定により定める 自然現象によりその安全性 を損なうおそれがある場合		c. 航空機の墜落 重大事故等対処設備は,建 屋内に設置するか,又は屋外 において設計基準事故対処 設備等と位置的分散を図り 設置する。 ⑥ 【7条29】 使用済燃料を貯蔵する兼 用キャスクは保有しない。 ⑨ 【7条30】			基準要求への適合性を明確 化 追加要求事項に対する差異 兼用キャスク貯蔵施設に対 する要求は、当該設備がな いことから除外する旨記載 基準要求への適合性を明確 化	同上 核燃料物質の取扱施設及び 貯蔵施設 2.1 燃料貯蔵設備の基本方 針
は、防護措置、基礎地盤の改 良その他の適切な措置を講 じなければならない。 ⑨					追加要求事項に対する差異	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【解釈】						
6 第4項及び第5項に規定						
する「適切な措置を講じなけ						
ればならない」には、供用中						
における運転管理等の運用						
上の措置及び対象とする発						
生源から一定の距離を置く						
ことを含む。⑨						
5 兼用キャスクが設置許可						
基準規則第六条第六項又は						
第七項の規定により定める						
人為による事象によりその						
安全性が損なわれないよう、						
防護措置その他の適切な措						
置を講じなければならない。						
9						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

11-42° 11-76-11-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/±±=±z.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
(外部からの衝撃による損			ロ 発電用原子炉施設の一			
傷の防止)			般構造	1. 安全設計		
(竜巻)			(3) その他の主要な構造	1.8 外部からの衝撃による	竜巻に関する記載はすべて	
			(i) 本発電用原子炉施設	損傷の防止に関する基本方	追加要求のため,変更後の	
			は,(1)耐震構造,(2)耐津	針	みに記載する。	
			波構造に加え,以下の基本	1.8.2 竜巻防護に関する基		
			的方針のもとに安全設計を	本方針		
			行う。	1.8.2.1 設計方針		
第七条 設計基準対象施設	_	(1) 自然現象	a. 設計基準対象施設	(1) 竜巻に対する設計の基		
(兼用キャスクを除く。) が		a. 竜巻	(a-2) 竜巻	本方針①		
想定される自然現象(地震		外部事象防護対象施設	安全施設は, 想定される竜	安全施設が竜巻に対して,	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通
及び津波を除く。) によりそ		は、竜巻防護に係る設計時	巻が発生した場合において	発電用原子炉施設の安全性	現の違いによる差異あり	2.3.3 設計方針
の安全性を損なうおそれが		に,設置(変更)許可を受け	も,作用する設計荷重に対	を確保するために必要な安		(以下同様の施設区分)
ある場合は、防護措置、基礎		た最大風速 100m/s の竜巻	して、その安全機能を損な	全機能を損なわないよう,		
地盤の改良その他の適切な		(以下「設計竜巻」という。)	わない設計とする。 <a>②a ま	基準竜巻,設計竜巻及び設		
措置を講じなければならな		が発生した場合について竜	た, 安全施設は, 過去の竜巻	計荷重を適切に設定し,以		
V) _o		巻より防護すべき施設に作	被害状況及び発電所のプラ	下の事項に対して,対策を		
12345		用する荷重を設定し,外部	ント配置から想定される竜	行い, 建屋による防護, 構造		
【解釈】		事象防護対象施設が安全機	巻に随伴する事象に対し	健全性の維持,代替設備の		
1 第1項に規定する「想定		能を損なわないよう、それ	て、安全機能を損なわない	確保等によって,安全機能		
される自然現象」には、台		ぞれの施設の設置状況等を	<u>設計とする。</u> ④a④b	を損なわない設計とする。		
風、竜巻、降水、積雪、凍結、		考慮して影響評価を実施	竜巻に対する防護設計を	また、安全施設は、設計荷		
落雷、火山事象、生物学的事		し,外部事象防護対象施設	行うための設計竜巻の <u>最大</u>	重による波及的影響によっ		
象、森林火災等を含む 。		が安全機能を損なうおそれ	<u>風速</u> は, <u>100m/s</u> ①a とし, 設	て,安全機能を損なわない		
1		がある場合は、影響に応じ	計荷重は,設計竜巻による	設計とする。		
2 第1項に規定する「適切		た防護措置その他の適切な	風圧力による荷重, 気圧差	a. 飛来物の衝突による施		
な措置を講じなければなら		措置を講じる設計とする。	による荷重及び飛来物が安	設の貫通及び裏面剥離		
ない」には、供用中における		①a②a 【7条31】	全施設に衝突する際の衝撃	b. 設計竜巻による風圧力		
運転管理等の運用上の措置			荷重を組み合わせた設計竜	による荷重, 気圧差による		
を含む。①③		また、重大事故等対処設	<u> 巻荷重並びに</u> 安全施設に常	荷重及び設計飛来物による	同趣旨の記載であるが、表	
		備は,建屋内への設置又は	時作用する荷重,運転時荷	衝撃荷重を組み合わせた設	現の違いによる差異あり	
		設計基準事故対処設備等及	重及びその他 <u>竜巻以外の</u> 自	計竜巻荷重並びにその他の		
		び同じ機能を有する他の重	然現象による荷重等を適切	組合せ荷重(常時作用して		
		大事故等対処設備と位置的	に組み合わせたものとして	いる荷重, 運転時荷重, 竜巻		
		分散を図り設置することに	<u>設定する。②b</u>	以外の自然現象による荷重		
		より、設計基準事故対処設	安全施設の安全機能を損	及び設計基準事故時荷重)		
		備等の安全機能と同時にそ	なわないようにするため,	を適切に組み合わせた設計		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	至个队门万到(刊)	の機能を損なわない設計と	安全施設に影響を及ぼす飛	荷重	及り至年限計分割との利比	
		する。 7	来物の発生防止対策を実施	『		
			するとともに、作用する設	d. 外気と繋がっている箇		
		さらに、外部事象防護対	計荷重に対する安全施設及	所への風の流入		
		象施設に波及的影響を及ぼ	び安全施設を内包する区画	設計竜巻によってその安		
		す可能性がある施設の影響	の構造健全性の確保若しく	全機能が損なわれないこと		
		及び竜巻の随伴事象による	は飛来物による損傷を考慮	を確認する必要がある施設		
		影響について考慮した設計	して、代替設備により必要	を、安全重要度分類のクラ		
		影響に 5 (4a5) とする。 4a5	な機能を確保すること、安	ス1、クラス2及びクラス		④a 引用元:P1
		なお、定期的に新知見の	全上支障のない期間での修	3に属する構築物,系統及		(±)a (1)(1)(1 . 1 1
		確認を行い、新知見が得ら	復等の対応を行うこと又は	び機器とする。		
		れた場合に評価を行うこと	それらを適切に組み合わせ	設計竜巻によってその安		
		を保安規定に定めて管理す	ることで、その安全機能を	全機能が損なわれないこと		
		る。	損なわない設計とする。	を確認する必要がある施設		
		⑥ 【7条32】	飛来物の発生防止対策と	のうち、外部事象防護対象		
		W [7来 32]	して、飛来物となる可能性	施設は、設計荷重に対し機		
			のあるもののうち、資機材、	械的強度を有すること等に		
		(a) 影響評価における荷	車両等については、飛来し	より、安全機能を損なわな		
		重の設定	た場合の運動エネルギー又	い設計とする。		
		単の成足 構造強度評価において	は貫通力が設定する設計飛	■ で設めてする。 ■ 竜巻影響評価の対象施設	同趣旨の記載であるが、表	
		は、風圧力による荷重、気	<u> 来物より大きな</u> ものに対	としては、「1.8.2.1(3) 外	現の違いによる差異あり	
		圧差による荷重及び飛来物	し、固縛、固定又は防護すべ	部事象防護対象施設等のう	光の度いによる左兵のり	
		の衝撃荷重を組み合わせた	き施設からの離隔を実施す	お評価対象施設」及び		
		設計竜巻荷重並びに竜巻以	<u>る。</u> ③a③b	「1.8.2.1(4) 外部事象防		
		外の荷重を適切に組み合わ	<u>3</u> . 0400	護対象施設等に波及的影響		
		せた設計荷重を設定する。		を及ぼし得る施設」に示す		
		②b 【7条33】		施設を、竜巻影響評価の対		②b 引用元:P1
		20 [1来33]		施設とする。		20 J/n/L . 11
		風圧力による荷重及び気		なお、「基準地震動及び耐	同趣旨の記載であるが、表	
		圧差による荷重としては,		震設計方針に係る審査ガイ	現の違いによる差異あり	
		設計竜巻の特性値に基づい		ドーの重要度分類における	Survey (CASERWY)	
		て設定する。②		耐震Sクラスの設計を要求		
		飛来物の衝撃荷重として		される設備(系統、機器)及		
		は,設置(変更)許可を受け		び建屋、構築物のうち、竜巻		
		た設計飛来物である鋼製材		の影響を受ける可能性があ		
		(長さ 4. 2m×幅 0. 3m×高さ		る施設を抽出した結果、追		
		0.2m, 質量 135kg, 飛来時の		加で「1.8.2.1(3) 外部事象		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		水平速度 46.6m/s, 飛来時の		防護対象施設等のうち評価		
		鉛直速度 16.7~34.7m/s) よ		対象施設」に反映する施設		
		りも運動エネルギ又は貫通		はない。		
		力が大きな重大事故等対処		竜巻に対する防護設計を		
		設備、資機材等は設置場所		行う,外部事象防護対象施		
		及び障害物の有無を考慮		設等のうち評価対象施設及		
		し, 固縛, 固定又は外部事象		び外部事象防護対象施設等		
		防護対象施設等からの離隔		に波及的影響を及ぼし得る		
		を実施すること,並びに車		施設を「評価対象施設等」と		
		両については入構管理及び		いう。		
		退避を実施することにより		外部事象防護対象施設等		
		飛来物とならない措置を講		の安全機能を損なわないよ		
		じることから, 設計飛来物		うにするため,外部事象防		
		が衝突する場合の荷重を設		護対象施設等に影響を及ぼ		
		定することを基本とする。		す飛来物の発生防止対策を		
		さらに, 設計飛来物に加え		実施するとともに,作用す		
		て, 竜巻の影響を考慮する		る設計荷重に対する外部事		
		施設の設置状況その他環境		象防護対象施設の構造健全		
		状況を考慮し,評価に用い		性の維持,外部事象防護対		
		る飛来物の衝突による荷重		象施設を内包する区画の構		
		を設定する。		造健全性の確保若しくは飛		
		②③a 【7条34】		来物による損傷を考慮し		③a 引用元:P2
				て,代替設備により必要な		
				機能を確保すること、安全		
				上支障のない期間での修復		
				等の対応又はそれらを適切		
				に組み合わせた設計とす		
				る。 💠		
				屋外に設置する外部事象		
				防護対象施設の構造健全性		
				の維持又は外部事象防護対		
				象施設を内包する区画の構		
				造健全性の確保において,		
				それらを防護するために設		
				置する竜巻飛来物 <u>防護対策</u>		
				設備は, 竜巻防護ネット, 防		
				護鋼板等から <u>構成</u> し, <u>飛来</u>		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
次们盈中/%以 /jt-//	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	una 3
				物から外部事象防護対象施		
				<u>設</u> 等を防護できる <u>設計とす</u>		
				<u>3.</u> 3c		
		なお、飛来した場合の運		(2) 設計竜巻の設定 ²	同趣旨の記載であるが、表	
		動エネルギ又は貫通力が設		「添付書類六7.2 竜巻」に		
		計飛来物である鋼製材より		おいて設定した基準竜巻の	元の強いによる定義の方	
		も大きな重大事故等対処設		最大風速は 92m/s とする。		
		備、資機材等については、そ		設計竜巻の設定に際して,		
		の保管場所、設置場所及び		発電所は北東が太平洋に面		
		障害物の有無を考慮し、外		し、三方を山及び森林に囲		
		部事象防護対象施設, 飛来		まれた狭隘な地形であり,		
		物の衝突により外部事象防		地形効果による風の増幅に		
		護対象施設の安全機能を損		ついて評価した結果, 増幅		
		なわないよう設置する防護		を考慮する必要はないこと		
		措置(以下「防護対策施設」		を確認したが、将来的な気		
		という。)及び外部事象防護		候変動による竜巻発生の不		
		対象施設を内包する施設に		確実性を踏まえ,基準竜巻		
		衝突し,外部事象防護対象		の最大風速を安全側に切り		
		施設の機能に影響を及ぼす		上げて,設計竜巻の最大風		
		可能性がある場合には, 固		速は100m/s とする。		
		縛, 固定又は外部事象防護				
		対象施設等からの離隔によ		(3) 外部事象防護対象施設		
		って、浮き上がり又は横滑		等のうち評価対象施設③		
		りにより外部事象防護対象		外部事象防護対象施設等		
		施設の機能に影響を及ぼす		は、設計荷重に対し機械的		
		ような飛来物とならない設		強度を有すること等により		
		計とする。 <mark>③b</mark>		安全機能を損なわない設計		③b 引用元: P2
		重大事故等対処設備, 資		とする。		
		機材等の固縛、固定又は外		外部事象防護対象施設は,		
		部事象防護対象施設からの		外殻となる施設(建屋, 構築		
		離隔を実施すること,並び		物)(以下「外殻となる施設」		
		に車両については、入構管		という。) に内包され,外気		
		理及び退避を実施すること		と繋がっておらず設計竜巻		
		を保安規定に定めて管理す		荷重の影響から防護される		
		る。		施設(以下「外殻となる施設		
		⑦⑧ 【7条36】		に内包され防護される施設		⑧引用元:P35

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
2411000 1 77074 771 0 4	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	p114 5
				(外気と繋がっている施設		
				を除く。)」という。), 設計竜		
				巻荷重の影響を受ける屋外		
				施設(以下「屋外施設」とい		
				う。),外殻となる施設に内		
				包されるため、設計竜巻の		
				風圧力による荷重及び設計		
				飛来物による衝撃荷重の影響を		
				響から防護されるが、外気		
				と繋がっており設計竜巻の		
				気圧差による荷重の影響を		
				受ける施設(以下「屋内の施		
				設で外気と繋がっている施 設」という。)及び外殻とな		
				る施設に内包されるが設計		
				電巻荷重の影響から防護が 一		
				期待できない施設(以下「外		
				競となる施設による防護機		
				能が期待できない施設」と		
				いう。) に分類し, このうち,		
				外殼となる施設に内包され		
				防護される施設(外気と繋		
				がっている施設を除く。)は		
				内包する建屋により防護す		
				る設計とすることから, 評		
				価対象施設は,屋外施設,屋		
				内の施設で外気と繋がって		
				いる施設及び外殻となる施		
				設による防護機能が期待で		
				きない施設とし,以下のよ		
				うに抽出する。		
				なお、外殻となる施設によ		
				る防護機能が期待できない		
				施設については、		
				「1.8.2.1(3) a . 屋外施設」		
				のうち外部事象防護対象施		
				設を内包する区画の構造健		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	22/100 H / / / / / / / / / / / / / / / / / /	五/100月/75日(仅/	7.2	全性維持可否の観点並びに	人の出行の計の対しの利用	
				設計飛来物の衝突等による		
				開口部の開放及び開口部建		
				具の貫通の観点から抽出す		
				る。		
				また、上記に含まれない構		
				築物,系統及び機器は,竜巻		
				及びその随伴事象により損		
				傷した場合であっても,代		
				替手段があること等により		
				安全機能は損なわれない。		
				a.屋外施設(外部事象防護		
				対象施設を内包する区画を		
				含む。)		
				(a) 原子炉補機冷却海水ポ		
				ンプ(配管、弁含む。)		
				(b) 高圧炉心スプレイ補機		
				冷却海水ポンプ(配管,弁含		
				む。)		
				(c) 高圧炉心スプレイ補機		
				冷却海水系ストレーナ		
				(d) 復水貯蔵タンク		
				(e) 非常用ガス処理系 (屋		
				外配管)		
				(f) 排気筒		
				(g) 原子炉建屋		
				<以下,外部事象防護対象		
				施設を内包する区画>		
				外部事象防護対象施設を		
				内包する区画を,以下のと		
				おり抽出する。		
				(h) タービン建屋 (気体廃		
				棄物処理設備エリア排気放		
				射線モニタ等を内包)		
				(i) 制御建屋(中央制御室		
				を内包)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
基本 政司 刀到 (刑)	本 平取司刀可(仮)		(j) 軽油タンク室(軽油タ	及び基本政司力到との対比	
			ンクA系及び軽油タンクB		
			系を内包)		
			(k) 軽油タンク室(H)(軽		
			油タンクHPCS系を内		
			包)		
			b. 屋内の施設で外気と繋		
			がっている施設		
			(a) 中央制御室換気空調		
			系,計測制御電源室換気空		
			調系及び原子炉補機室換気		
			空調系		
			(b) 原子炉棟給排気隔離弁		
			(原子炉建屋原子炉棟換気		
			空調系) (c) 軽油タンクA系(燃料		
			移送ポンプ等含む。)		
			(d) 軽油タンクB系 (燃料		
			移送ポンプ等含む。)		
			(e) 軽油タンクHPCS系		
			(燃料移送ポンプ等含む。)		
			c. 外殼となる施設による		
			防護機能が期待できない施		
			設		
			(a) 原子炉補機室換気空調		
			系		
			() Li Jan - A ni - II - II - I		
			(4) 外部事象防護対象施設		
			等に波及的影響を及ぼし得		
			る施設 る施設 外部事象防護対象施設等		
			外部事象的護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得る		
			施設としては、当該施設の		
			破損等により外部事象防護		
			対象施設等に波及的影響を		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水争切との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	fills -lar
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				及ぼして安全機能を喪失さ		
				せる可能性がある施設又は		
				その施設の特定の区画とす		
				る。		
				外部事象防護対象施設等		
				に波及的影響を及ぼし得る		
				施設としては,外部事象防		
				護対象施設等を除く構築		
				物,系統及び機器の中から,		
				外部事象防護対象施設等に		
				機械的影響を及ぼし得る施		
				設及び外部事象防護対象施		
				設に機能的影響を及ぼし得		
				る施設を以下のとおり抽出		
				する。		
				a. 外部事象防護対象施設		
				等に機械的影響を及ぼし得		
				る施設		
				外部事象防護対象施設等		
				に機械的影響を及ぼし得る		
				施設としては、施設の高さ		
				と外部事象防護対象施設等		
				との距離を考慮して, 倒壊		
				により外部事象防護対象施		
				設等を損傷させる可能性が		
				ある施設を,外部事象防護		
				対象施設等に機械的影響を		
				及ぼし得る施設として抽出		
				する。		
				(a) 補助ボイラー建屋		
				(b) 1号炉制御建屋		
				(c) サイトバンカ建屋		
				(d) 海水ポンプ室門型クレ		
				ーン		
				b. 外部事象防護対象施設		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表し	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
				に機能的影響を及ぼし得る 施設		
				外部事象防護対象施設に		
				機能的影響を及ぼし得る施		
				機能的影響を及ばし何る地設としては、屋外にある外		
				部事象防護対象施設の付属		
				設備で、風圧力及び設計飛		
				来物の衝突等による損傷に		
				より外部事象防護対象施設		
				の安全機能を損なわせる可		
				能性がある施設を、外部事		
				象防護対象施設に機能的影		
				響を及ぼし得る施設として		
				抽出する。		
				(a) 非常用ディーゼル発電		
				設備排気消音器及び高圧炉		
				心スプレイ系ディーゼル発		
				電設備排気消音器(以下「非		
				常用ディーゼル発電設備		
				(高圧炉心スプレイ系ディ		
				ーゼル発電設備を含む。)排		
				気消音器」という。)		
				(b) 非常用ディーゼル発電		
				設備燃料デイタンクミスト		
				配管、非常用ディーゼル発		
				電設備燃料油ドレンタンク		
				ミスト配管, 非常用ディー		
				ゼル発電設備機関ミスト配		
				管及び非常用ディーゼル発		
				電設備潤滑油サンプタンク		
				ミスト配管並びに高圧炉心		
				スプレイ系ディーゼル発電		
				設備燃料デイタンクミスト		
				配管、高圧炉心スプレイ系		
				ディーゼル発電設備燃料油		
				ドレンタンクミスト配管,		
				高圧炉心スプレイ系ディー		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
2011/22 1 //2013 //1 //	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
				ゼル発電設備機関ミスト配		
				管及び高圧炉心スプレイ系		
				ディーゼル発電設備潤滑油		
				補給タンクミスト配管(以		
				下「非常用ディーゼル発電		
				設備(高圧炉心スプレイ系		
				ディーゼル発電設備を含		
				む。)付属ミスト配管」とい		
				う。)		
				(c) 軽油タンクA系ベント 配管,軽油タンクB系ベン		
				配官、軽油タンクB系ペント配管、軽油タンクHPC		
				S系ベント配管		
				3 ポペント町目		
				(5) 設計飛来物の設定 (4)		
				敷地全体を俯瞰した現地		
				調査及び検討を行い、発電		
				所構内の資機材、車両等の		
				設置状況を踏まえ,評価対		
				象施設等に衝突する可能性		
				のある飛来物を抽出する。		
				飛来物に係わる現地調査結		
				果及び「原子力発電所の竜		
				巻影響評価ガイド(平成25		
				年 6 月 19 日原規技発		
				13061911 号原子力規制委		
				員会決定)」に示されている		
				設計飛来物の設定例を参照		
				し設定する。		
				設計飛来物は, 浮き上がり		
				の有無,運動エネルギー及		
				び貫通力を踏まえ、鋼製材		
				を設定する。		
				また、竜巻飛来物防護対策		
				設備の竜巻防護ネットを通		
				過し得る可能性があり、鋼		
				製材にて包含できないこと		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水事項との対比表・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
				から、砂利も設計飛来物と		
				する。		
				第1.8.2-1 表に発電所に		
				おける設計飛来物を示す。		
				飛来物の発生防止対策に		
				ついては、現地調査により		
				抽出した飛来物や発電所に		
				持ち込まれる資機材、車両		
				等の寸法、質量及び形状からである方無なが開発して		
				ら飛来の有無を判断し,運		
				動エネルギー及び貫通力を		
				考慮して,衝突時に建屋等 又は竜巻飛来物防護対策設		
				体に与えるエネルギー又は		
				貫通力が設計飛来物のうち		
				鋼製材によるものより大き		
				く、外部事象防護対象施設		
				等を防護できない可能性が		
				あるものは固縛、固定又は		
				評価対象施設等からの離隔		
				を実施し、確実に飛来物と		
				ならない運用とする。		
				(6) 荷重の組合せと許容限		
				界令		
				竜巻に対する防護設計を		
				行うため、評価対象施設等		
				に作用する設計竜巻荷重の		
				算出,設計竜巻荷重の組合		
				せの設定,設計竜巻荷重と		
				組み合わせる荷重の設定及		
				び許容限界について以下に		
				示す。		
				a. 評価対象施設等に作用		
				する設計竜巻荷重		
				設計竜巻により評価対象		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1X州 医华风炽 5 胜代	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	TV用や
				施設等に作用する荷重とし		
				て「風圧力による荷重(W		
				W)」,「気圧差による荷重		
				(WP)」及び「設計飛来物		
				による衝撃荷重 (WM)」を		
				以下に示すとおり算出す		
				る。		
				(a) 風圧力による荷重 (W		
				W)		
				設計竜巻の最大風速によ		
				る荷重であり,「建築基準法		
				施行令」(昭和 25 年 11 月		
				16 日政令第 338 号),「日本		
				建築学会 建築物荷重指針・		
				同解説」及び建設省告示		
				1454 号 (平成 12 年 5 月 31		
				日) に準拠して, 次式のとお		
				り算出する。		
				$WW = q \cdot G \cdot C \cdot A$		
				ここで,		
				WW:風圧力による荷重		
				q : 設計用速度圧		
				G : ガスト影響係数 (=		
				1.0)		
				C : 風力係数(施設の形状		
				や風圧力が作用する部位		
				(屋根・壁等) に応じて設定		
				する。)		
				A : 施設の受圧面積		
				$q = (1/2) \cdot \rho \cdot V D^2$		
				ここで、		
				ρ : 空気密度		
				VD:設計竜巻の最大風速		
				ただし、竜巻による最大風		
				速は、一般的には水平方向		
				の風速として算定される		
				が、鉛直方向の風圧力に対		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				してぜい弱と考えられる評		
				価対象施設等が存在する場		
				合には、鉛直方向の最大風		
				速等に基づいて算出した鉛		
				直方向の風圧力についても		
				考慮した設計とする。		
				(b) 気圧差による荷重 (W		
				P)		
				外気と隔離されている区		
				画の境界部が気圧差による		
				圧力影響を受ける設備及び		
				外部事象防護対象施設を内		
				包する区画の外壁,屋根等		
				においては,設計竜巻によ		
				る気圧低下によって生じる		
				評価対象施設等の内外の気		
				圧差による圧力荷重が発生		
				する。保守的に「閉じた施		
				設」を想定し次式のとおり		
				算出する。		
				$WP = \Delta Pmax \cdot A$		
				ここで、		
				WP: 気圧差による荷重		
				Δ P m a x : 最大気圧低下		
				量		
				A : 施設の受圧面積		
				(c) 設計飛来物による衝撃		
				荷重(WM)		
				飛来物の衝突方向及び衝		
				突面積を考慮して設計飛来		
				物が評価対象施設等に衝突		
				した場合の影響が大きくな		
				る向きで衝撃荷重を算出す		
				る。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u> </u>	<u> </u>
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				b. 設計竜巻荷重の組合せ		
				評価対象施設等の設計に		
				用いる設計竜巻荷重は、設		
				計竜巻による風圧力による		
				荷重 (Ww), 気圧差による荷		
				重(W _P)及び設計飛来物に		
				量 (WP) 及び設計派末初に よる衝撃荷重 (W _M) を組み		
				合わせた複合荷重とし、複		
				合荷重 W_{T1} 及び W_{T2} は米		
				国原子力規制委員会の基準		
				類を参考として、以下のと		
				おり設定する。		
				$W_{T,1} = W_P$		
				$W_{T1} - W_{P}$ $W_{T2} = W_{W} + 0.5 \cdot W_{P} + W_{M}$		
				WT2-WW+0.5・WP+WM なお,評価対象施設等には		
				W _{T1} 及びW _{T2} の両荷重を		
				それぞれ作用させる。		
				二二文类士子 1 如 7 人		
				c. 設計竜巻荷重と組み合		
				わせる荷重の設定		
				設計竜巻荷重と組み合わ		
				せる荷重は、以下のとおり		
				設定する。		
				(a) 評価対象施設等に常時 (4円 トスサチャンではます)		
				作用する荷重、運転時荷重		
				評価対象施設に作用する		
				荷重として、自重等の常時		
				作用する荷重、内圧等の運		
				転時荷重を適切に組み合わ		
				せる。		
				(b) 竜巻以外の自然現象に		
				よる荷重		
				竜巻は,積乱雲及び積雲に		
				伴って発生する現象であり		
				(1), 積乱雲の発達時に竜巻		
				と同時発生する可能性があ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	TT 1841/2011 (111)	A 1 18/11/02/	1,27	る自然現象は、雷、雪、ひょ	No The Market of the Control of the	
				う及び降水である。これら		
				の自然現象の組合せにより		
				発生する荷重は、以下のと		
				おり設計竜巻荷重に包絡さ		
				れる。		
				i)雷		
				竜巻と雷が同時に発生す		
				る場合においても, 雷によ		
				るプラントへの影響は、雷		
				撃であるため雷による荷重		
				は発生しない。		
				ii)雪		
				竜巻の作用時間は極めて		
				短時間であること, 積雪の		
				荷重は冬季の限定された期		
				間に発生し、積雪荷重の大		
				きさや継続時間は除雪を行		
				うことで低減できることか		
				ら,発生頻度が極めて小さ		
				い設計竜巻の風荷重と積雪		
				による荷重が同時に発生		
				し、設備に影響を与えるこ		
				とは考えにくいため,組合		
				せを考慮しない。また、雪が		
				堆積した状態における竜巻		
				の影響については,除雪に		
				より雪を長期間堆積状態に		
				しない方針であることか		
				ら,組合せを考慮しない。		
				冬期に竜巻が襲来する場合		
				は竜巻通過前後に降雪を伴		
				う可能性はあるが, 上昇流		
				の竜巻本体周辺では, 竜巻		
				通過時に雪は降らない。ま		
				た,下降流の竜巻通過時は,		
				竜巻通過前に積もった雪の		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

基本部計	 技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争場との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
き飛ばされ。電による衛産 (2 1 分からく設計 電管衛生 (2 1 日外からく設計 電視型から降る 面) ひょり ひょり、環境型から降る 面(名 5 mm 以上の水の壁でで あり、底に直径 10 mm 程度の 大型のひょうを想定した場 会、その重量は約 0. ng で ある。底径 10 mm 程度のひょうの終情速度は 5 mm ルー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1X州 至 中	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文		及び基本設計方針との対比	· /用/与
は十分小さ、武計電管衛室 に利落される。							
に (
ひようは、頼乱雲から降る 直径も加ま以上の水の配って あり、仮に直接10m 程度の 大型のひようを想定した場 会、その重量は終りに除って ある。直径10m 程度のひようの終端速度は50m/3 運 動かり、設計飛来物の運動に ネルギーと比べ十分に小さ く、ひようの衝突による荷 重は設計音巻荷霊に包絡さ れる。)、10 除水 電巻を降水が同時に発生 する場合においても、雨水 により屋外施設に確立の影 響を与えることが、 とはなり、ま た降間による荷重は十分小 さいため、設計産等和重に 包絡される。 (c) 設計基等事金に を発えることが、 またを影響を見ることが、ま た降間による荷重は十分小 さいため、設計産等和重に 包絡される。							
 							
あり、仮に直径 10cm 程度の 大型のひょうを形定した場合、その面は対りの5kg である。直径 10cm 程度のひょうの終端施度は50m/sの, 選動エネルギーは約0 9kg であり、設計長米物の運動エネルボーと比べ十分に小さく、ひょうの確実による荷重は設計竜巻育重に包給される。 お)降水 電差と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に商重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計直巻荷重に一位絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部季像防護対象施設に、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を対象を置けまえ							
大型のひょうを想定した場合、その重献は約0.5kg である。 (産性 10m 程度のひょうの終端速度は50m/s ⁽²⁾ 、運動エネルギーは約0.9kg であり、銀戸機本物の運動エネルギーが約0.9kg であり、銀戸機本物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷重は設計電場向重に包絡される。 り)降水 竜巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により最外施設に帯重の影響を与えることはなく、また時間による荷重は十分小さいため、設計高巻荷重にとる荷直は十分小さいため、設計高巻荷重に包絡される。 (c) 設計基準本的時荷重 外部半象的護対象施設に、当該外部半象的護対象施設に、当該外部半象的護対象施設に大きな影響を反じすおそれがあると想定される自然・現象により当該外部半象的。 という 10mm 10mm 10mm 10mm 10mm 10mm 10mm 10m							
合、その重量は約0.5kg である。直径10m 程度のひようの終細度は50msの。週種助エネルギーは約0.9kJ であり,設計死来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく,ひょうの衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。 iv) 降水 電影と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重による荷面による荷面による音によるといれる。 (c) 設計基準事故時荷重 外部半条的薄対象を施設に、当該外部半条的薄対象を施設に、当該外部条数的複数を放置により強まれる。					あり, 仮に直径 10cm 程度の		
ある。直径 10cm 程度のひょうの終端速度は50m/sm , 運動エネルギーは約0. 9kJ であり、設計飛来物の運動エネルギーは約0. 9kJ であり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷重に配計竜巻荷重に包絡される。 が)降水 竜巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然 現象により当該外部事象防							
うの終端速度は59m/s ⁽²⁾ 、運動エネルギーは約0.9kJ であり、設計模米物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひようの衝突による荷重は設計電管荷重に包絡される。							
動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷 重は設計竜巻荷重に包絡される。 iv) 降水 竜巻と降水が同時に発生 する場合においても、雨水 により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、ま た降雨による荷重は十分小 さいため、設計竜巻荷重に 包絡される。 (c) 設計基準率飲時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部家助誘致対象施設 に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 現象により当該外部事象防 環象により当該外部事象防 環象により当該外部事象防 環象により当該外部事象防 環象により当該外部事象防 環象により当該外部事象防 環象により当該外部事象防 環象により当該外部事象的 環象により当該外部事象的 環象により当該外部事象的 環象により当該外部事象的 環象により当該外部事象的 環象により当該外部事象的 環象により当該外部事象的 環象により当該外部事象的 環象により当該外部事象的 環象により当該外部事象的 電対象施設に作用する衝撃							
あり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷 重は設計竜巻荷重に包絡される。 応)降水 竜巻と降水が同時に発生 する場合においても、雨水 により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨によるの重は十分小 さいため、設計竜巻荷重に 包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施改に作用する衝撃							
ネルギーと比べ十分に小さ く、ひょうの衝突による荷 重は設計竜巻荷重に包絡される。 iv) 降水 竜巻と降水が同時に発生 する場合においても、雨水 により屋外脈波に荷重の影 響を与えることはなく、ま た降雨による荷重は十分小 さいため、設計竜巻荷重に 包縮される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
く、ひょうの衝突による荷 重は設計竜巻荷重に包絡される。 iv) 降水 竜巻と降水が同時に発生 する場合においても、雨水 により屋外施設に荷重の影 響をよえることはなく、ま た降雨による荷重は十分小 さいため、設計竜巻荷重に 包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
重は設計竜巻荷重に包絡される。 (v) 降水							
れる。 iv) 降水 電巻と降水が同時に発生 する場合においても、雨水 により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、ま た降雨による荷重は十分小 さいため、設計竜巻荷重に 包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
iv) 降水 竜巻と降水が同時に発生 する場合においても、雨水 により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、ま た降雨による荷重は十分小 さいため、設計竜巻荷重に 包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を与えて影響を持ちおそれがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
電巻と降水が同時に発生 する場合においても、雨水 により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、ま た降雨による荷重は十分小 さいため、設計竜巻荷重に 包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設にたきな影響を及ぼすおそ れがあると程定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に、当該外部を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃							
により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に 包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に、当該外部費を及ぼすおそれがあると想定される自然 現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃							
響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然 現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃							
た降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に 包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
さいため、設計竜巻荷重に 包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
包絡される。 (c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
(c) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃					己給される。		
外部事象防護対象施設は、 当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃					(。) 乳計甘淮市拉時共香		
当該外部事象防護対象施設 に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
に大きな影響を及ぼすおそ れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
れがあると想定される自然 現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
現象により当該外部事象防 護対象施設に作用する衝撃							
護対象施設に作用する衝撃							
次 ○ 阪口 坐中 ず 吹 **) に 上 7							
る応力を、それぞれの因果							
関係及び時間的変化を考慮							

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				して、適切に組み合わせて		
				設計する。		
				BAH / 00		
				d . 許容限界		
				建屋及び構築物の設計に		
				おいて、設計飛来物の衝突		
				による貫通及び裏面剥離発		
				生の有無の評価について		
				は、貫通及び裏面剥離が発		
				生しない部材厚さ(貫通限		
				界厚さ及び裏面剥離限界厚		
				さ)と部材の最小厚さを比		
				較することにより行う。さ		
				らに,設計荷重により,発生		
				する変形又は応力が以下の		
				法令, 規格, 基準, 指針類等		
				に準拠し算定した許容限界		
				を下回る設計とする。		
				・建築基準法		
				・日本産業規格		
				・日本建築学会及び土木学		
				会等の基準, 指針類		
				・原子力発電所耐震設計技		
				術指針JEAG4601-1987 (日		
				本電気協会)		
				・震災建築物の被災度区分		
				判定基準及び復旧技術指針		
				(日本建築防災協会)		
				・原子力エネルギー協会(N		
				EI)の基準・指針類		
				系統及び機器の設計にお		
				いて、設計飛来物の衝突に		
				よる貫通の有無の評価につ		
				いては、貫通が発生しない		
				部材厚である貫通限界厚さ		
				と部材の最小厚さを比較す		
				ることにより行う。設計飛		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				来物が貫通することを考慮		
				する場合には,設計荷重に		
				対して防護対策を考慮した		
				上で、系統及び機器に発生		
				する応力が以下の規格、基		
				準及び指針類に準拠し算定		
				した許容応力度等に基づく		
				許容限界を下回る設計とす		
				5。		
				・日本産業規格		
				・日本機械学会の基準, 指針		
				類		
				・原子力発電所耐震設計技		
				術指針JEAG4601-1987 (日		
				本電気協会)		
				不电风励云/		
				(7) 評価対象施設等の防護		
				設計方針6		
				評価対象施設等の設計荷		
				重に対する防護設計方針を		
				以下に示す。		
				a. 屋外施設 (外部事象防護		
				対象施設を内包する区画を		
				含む。)		
				外部事象防護対象施設等		
				のうち屋外施設は、設計荷		
				重に対して、安全機能が維		
				<u>単に対して</u> , 女主 <u>機能が推</u> <u>持</u> される <u>設計</u> とし, 必要に		
		(b) 竜巻に対する影響評		応じて竜巻防護ネット等の		
		価及び竜巻防護対策		一応じく电容の設不少下等の一竜巻飛来物防護対策設備又		
		屋外の外部事象防護対象		は運用による竜巻防護対策	同趣旨の記載であるが,表	
		施設は、安全機能を損なわ		を講じる方針とする。①b	現の違いによる差異あり	
		たいよう、設計荷重に対し		で冊レジル町にする。 110	グツ座りによる左共のサ	
		て外部事象防護対象施設の		(a) 原子炉補機冷却海水ポ		
		構造強度評価を実施し、要		ンプ(配管、弁含む。)		
	1			イノ(配官,并百む。)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u> </u>	
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		求される機能を維持する設		原子炉補機冷却海水ポン		
		計とすることを基本とす		プ(配管、弁含む。)は、設		
		る。屋内の外部事象防護対		計飛来物の衝突により貫通		
		象施設については、設計荷		することを考慮し、竜巻防		
		重に対して安全機能を損な		護ネットの設置等による竜		
		わないよう、外部事象防護		巻防護対策を行うことによ		
		対象施設を内包する施設に		り、設計飛来物の衝突を防		
		より防護する設計とするこ		止し, 風圧力による荷重, 気		
		とを基本とし, 外気と繋が		圧差による荷重及び原子炉		
		っている屋内の外部事象防		補機冷却海水ポンプ(配管,		
		護対象施設及び建屋等によ		弁含む。)に常時作用する荷		
		る飛来物の防護が期待でき		重に対して,構造健全性が		
		ない屋内の外部事象防護対		維持され、安全機能を損な		
		象施設は,加わるおそれが		わない設計とする。		
		ある設計荷重に対して外部				
		事象防護対象施設の構造強		(b) 高圧炉心スプレイ補機		
		度評価を実施し、安全機能		冷却海水ポンプ(配管,弁含		
		を損なわないよう, 要求さ		む。)		
		れる機能を維持する設計と		高圧炉心スプレイ補機冷		
		することを基本とする。		却海水ポンプ(配管、弁含		①b 引用元:P18
		\bigcirc b \bigcirc c		む。) は、設計飛来物の衝突		①c 引用元: P24
		外部事象防護対象施設の		により貫通することを考慮		
		安全機能を損なうおそれが		し, 竜巻防護ネットの設置		
		ある場合には, 防護措置そ		等による竜巻防護対策を行		
		の他の適切な措置を講じる		うことにより, 設計飛来物		
		設計とする。		の衝突を防止し, 風圧力に		
		③ 【7条37】		よる荷重, 気圧差による荷		
				重及び高圧炉心スプレイ補		
		屋外の重大事故等対処設		機冷却海水ポンプ(配管,弁	設備設計の明確化	
		備は, 竜巻による風圧力に		含む。) に常時作用する荷重	(重大事故等対処設備の竜	
		よる荷重に対し,設計基準		に対して,構造健全性が維	巻に対する基本設計)	
		事故対処設備等及び同じ機		持され、安全機能を損なわ		
		能を有する他の重大事故等		ない設計とする。		
		対処設備と位置的分散を考				
		慮した配置とすることによ		(c) 高圧炉心スプレイ補機		
		り、重大事故等に対処する		冷却海水系ストレーナ		
		ために必要な機能を有効に		高圧炉心スプレイ補機冷		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		発揮する設計とする。		却海水系ストレーナは,設		
		また,屋外の重大事故等		計飛来物の衝突により貫通		
		対処設備は,その保管場所		することを考慮し, 竜巻防		
		及び設置場所を考慮し,外		護ネットの設置等による竜		
		部事象防護対象施設及び防		巻防護対策を行うことによ		
		護対策施設に衝突し、外部		り、設計飛来物の衝突を防		
		事象防護対象施設の機能に		止し, 風圧力による荷重, 気		
		影響を及ぼす可能性がある		圧差による荷重及び高圧炉		
		場合には、浮き上がり若し		心スプレイ補機冷却海水系		
		くは横滑りを拘束すること		ストレーナに常時作用する		
		により, 飛来物とならない		荷重に対して、構造健全性		
		設計とする。ただし、浮き上		が維持され,安全機能を損		
		がり又は横滑りを拘束する		なわない設計とする。		
		車両の重大事故等対処設備				
		のうち, 地震時の移動等を		(d) 復水貯蔵タンク		
		考慮して地震後の機能を維		復水貯蔵タンクは,風圧力		
		持する設備は、重大事故等		による荷重, 気圧差荷重及		
		に対処するために必要な機		び設備に常時作用する荷重		
		能を損なわないよう、余長		に対して構造健全性が維持		
		を有する固縛で拘束する。		され、安全機能を損なわな		
		屋内の重大事故等対処設		い設計とする。設計飛来物		
		備は, 竜巻による風圧力に		の衝突により,復水貯蔵タ		
		よる荷重に対し,設計基準		ンクの部材が損傷したとし		
		事故対処設備等の安全機能		ても,安全機能を損なわな		
		と同時に重大事故等に対処		い設計とする。		
		するために必要な機能を損				
		なわないように, 重大事故		(e) 非常用ガス処理系 (屋		
		等対処設備を内包する施設		外配管)		
		により防護する設計とする		非常用ガス処理系の屋外		
		ことを基本とする。⑦		配管は,設計飛来物の衝突		
		【7条38】		により貫通することを考慮		
				しても、閉塞することはな		
		防護措置として設置する		く, 非常用ガス処理系の排	同趣旨の記載であるが、表	
		防護対策施設としては, 竜		気機能が維持される設計と	現の違いによる差異あり	
		巻防護ネット(ネット(金網		する。さらに、非常用ガス処		
		部) (硬鋼線材:線径 φ 4mm,		理系の屋外配管は開かれた		
		網目寸法 50mm 及び 40mm),		構造物であり気圧差荷重も		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		防護板(炭素鋼:板厚8mm以		作用しないことから, 風圧		
		上)及び支持部材により構		力による荷重及び非常用ガ		
		成する。)及び竜巻防護鋼板		ス処理系の屋外配管に常時		
		(防護鋼板(炭素鋼:板厚		作用する荷重に対して、構		
		8mm以上)及び架構により構		造健全性が維持され、安全		
		成する。)を設置し、内包す		機能を損なわない設計とす		
		る外部事象防護対象施設の		る。		
		機能を損なわないよう、外				
		部事象防護対象施設の機能		(f) 排気筒		
		喪失に至る可能性のある飛		排気筒の筒身については,		
		来物が外部事象防護対象施		設計飛来物の衝突により貫		
		設に衝突することを防止す		通することを考慮しても,		
		る設計とする。防護対策施		閉塞することはなく, 排気		
		設は, 地震時において外部		筒の排気機能が維持される		
		事象防護対象施設に波及的		設計とする。さらに、排気筒		
		影響を及ぼさない設計とす		は開かれた構造物であり気		
		る。		圧差荷重は作用しないこと		
		③c 【7条39】		から、風圧力による荷重及		③c 引用元: P4
				び排気筒に常時作用する荷		
		外部事象防護対象施設及		重に対して,構造健全性が	同趣旨の記載であるが、表	
		び重大事故等対処設備を内		維持され、安全機能を損な	現の違いによる差異あり	
		包する施設については,設		わない設計とする。		
		計荷重に対する構造強度評		また,設計飛来物の衝突に		
		価を実施し,内包する外部		より部材が損傷した場合に		
		事象防護対象施設及び重大		おいても構造健全性が維持		
		事故等対処設備の機能を損		され, 排気筒全体が倒壊し		
		なわないよう, 飛来物が内		ない設計とする。		
		包する外部事象防護対象施				
		設及び重大事故等対処設備		(g) 原子炉建屋		
		に衝突することを防止可能		原子炉建屋は、風圧力によ		
		な設計とすることを基本と		る荷重, 気圧差による荷重,		
		する。飛来物が内包する外		設計飛来物の衝撃荷重及び		
		部事象防護対象施設及び重		常時作用する荷重に対し		
		大事故等対処設備に衝突		て,構造骨組の構造健全性		
		し、その機能を損なうおそ		が維持され,安全機能を損		
		れがある場合には, 防護措		なわない設計とする。		
		置その他の適切な措置を講		原子炉建屋原子炉棟外壁		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

T	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	放工総甲調青 基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文		及び基本設計方針との対比	備考
		じる設計とする。		の原子炉建屋ブローアウト		
		①③⑦ 【7条40】		パネルについては、設計竜		
		The state of the s		巻による気圧低下による開		
		また、外部事象防護対象		放及び設計飛来物の貫通に	同趣旨の記載であるが、表	
		施設及び重大事故等対処設		より、原子炉建屋原子炉棟	現の違いによる差異あり	
		備は、設計荷重により、機械		の放射性物質の閉じ込め機	310 AL (100 B) AL (00 3	
		的及び機能的な波及的影響		能を損なう可能性がある		
		により機能を損なわない設		が、開放又は貫通した場合		
		計とする。外部事象防護対		は、速やかにプラントを停		
		象施設に対して、重大事故		止し、補修を実施すること		
		等対処設備を含めて機械的		で安全機能を損なわない設		
		な影響を及ぼす可能性があ		計とする。		
		る施設は、設計荷重に対し、		また、原子炉建屋は外部事		
		当該施設の倒壊、損壊等に		象防護対象施設を内包する		
		より外部事象防護対象施設		建屋でもあるため、風圧力		
		に損傷を与えない設計とす		による荷重、気圧差による		
		る。当該施設が機能喪失に		荷重、設計飛来物の衝撃荷		
		陥った場合に外部事象防護		重及び常時作用する荷重に		
		対象施設も機能喪失させる		対して、構造骨組の構造健		
		機能的影響を及ぼす可能性		全性が維持されるととも		
		がある施設は、設計荷重に		に、屋根、壁及び開口部(扉		
		対し、必要な機能を維持す		類)の破損により原子炉建		
		る設計とすることを基本と		屋内の外部事象防護対象施		
		する。		型が安全機能を損なわない 設が安全機能を損なわない		
		海水ポンプ室門型クレー		設計とする。また、設計飛来		
		一世がホンク室門空グレーンは, 竜巻の襲来が予測さ		物の衝突時においても、貫		
		れる場合には、クレーン作		通及び裏面剥離の発生によ		
		業を中止し、外部事象防護		り、原子炉建屋内の外部事		
		乗を中正し、外部事家防護 対象施設に影響を及ぼさな		象防護対象施設が安全機能		
		い停留位置へ固定を行う運 用等を保安規定に定めて管		を損なわない設計とする。		
		理する。		/ N 下		
				<以下,外部事象防護対象 控訟を内包する区面へ		
		①⑤⑦【7条41】		施設を内包する区画>		
				(1)		
				(h) タービン建屋及び制御		
				建屋		
				タービン建屋及び制御建		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				屋は, 風圧力による荷重, 気		
				圧差による荷重、設計飛来		
				物の衝撃荷重及び常時作用		
				する荷重に対して、構造骨		
				組の構造健全性が維持され		
				るとともに,屋根,壁及び開		
				口部(扉類)の破損により当		
				該建屋内の外部事象防護対		
				象施設が安全機能を損なわ		
				ない設計とする。また、設計		
				飛来物の衝突時において		
				も、貫通及び裏面剥離の発		
				生により, 当該建屋内の外		
				部事象防護対象施設が安全		
				機能を損なわない設計とす		
				る。		
				(i) 軽油タンク室及び軽油		
				タンク室(H)		
				軽油タンク室及び軽油タ		
				ンク室(H)は、地下埋設さ		
				れており風圧力による荷重		
				は作用しないことから、気		
				圧差による荷重及び施設に		
				常時作用する荷重に対し		
				て、構造健全性が維持され、		
				安全機能を損なわない設計		
				とする。また、ピット頂版		
				(鉄筋コンクリート造) は		
				設計飛来物による衝撃荷重		
				に対して,構造健全性が維		
				持され、安全機能を損なわ		
				ない設計とし、ハッチ(鋼		
				製)は設計飛来物の衝突に		
				おいても貫通せず、変形に		
				留まる設計とすることで、		
				軽油タンク A系,軽油タン		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				クB系及び軽油タンクHP		
				CS系等の安全機能を損な		
				わない設計とする。		
				7- 8.1 pc 2 / 30		
				b. 屋内の施設で外気と繋		
				がっている施設		
				外殻となる施設に内包さ		
				れ防護される外部事象防護		
				対象施設のうち、外気と繋		
				がっている施設は、設計荷		
				重に対して、安全機能が維		
				量に対して, 安主 <u>機能が</u> 持される設計とし, 必要に		
				応じて施設の補強, 防護鋼		
				板の設置等の竜巻飛来物防		
				護対策設備又は運用による		
				竜巻防護対策を講じる方針		
				とする。①c		
				29 D. De		
				(a) 中央制御室換気空調		
				系,計測制御電源室換気空		
				調系及び原子炉補機室換気 空調系		
				中央制御室換気空調系,計		
				測制御電源室換気空調系		
				は、制御建屋に内包されて		
				いることを考慮すると、風		
				正力による荷重及び設計飛 正力による荷重及び設計飛		
				· ·		
				来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差に		
				よる荷重及び設備に常時作		
				用する荷重に対して、構造		
				健全性が維持され、安全機		
				能を損なわない設計とす		
				る。		
				原子炉補機室換気空調系		
				は、防護鋼板等の竜巻防護		
				対策を行う原子炉建屋に内		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		-	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				包されていることを考慮す		
				ると,設計飛来物による衝		
				撃荷重は作用しないことか		
				ら, 風圧力による荷重, 気圧		
				差による荷重及び原子炉補		
				機室換気空調系に常時作用		
				する荷重に対して,構造健		
				全性が維持され、安全機能		
				を損なわない設計とする。		
				(b) 原子炉棟給排気隔離弁		
				(原子炉建屋原子炉棟換気		
				空調系)		
				原子炉棟給排気隔離弁(原		
				子炉建屋原子炉棟換気空調		
				系) は, 原子炉建屋に内包さ		
				れていることを考慮する		
				と, 風圧力による荷重及び		
				設計飛来物による衝撃荷重		
				は作用しないことから, 気		
				圧差による荷重及び原子炉		
				棟給排気隔離弁(原子炉建		
				屋原子炉棟換気空調系) に		
				常時作用する荷重に対し		
				て,構造健全性が維持され,		
				安全機能を損なわない設計		
				とする。		
				(c) 軽油タンクA系, 軽油		
				タンクB系及び軽油タンク		
				HPCS系(燃料移送ポン		
				プ等含む。)		
				軽油タンク A系,軽油タン		
				クB系及び軽油タンクHP		
				CS系(燃料移送ポンプ等		
				含む。)は、地下埋設されて		
				いることを考慮すると,風		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1への展開表 (補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本学以刊刀列(別)	奎 个队刊 // 到 () ()	4人	圧力による荷重及び設計飛		
				来物による衝撃荷重は作用		
				しないことから, 気圧差に		
				よる荷重及び設備に常時作		
				用する荷重に対して、構造		
				健全性が維持され安全機能		
				を損なわない設計とする。		
				c. 外殻となる施設による		
				防護機能が期待できない施		
				設		
				外殼となる施設による防		
				護機能が期待できない施設		
				は,設計荷重に対して,安全		
				機能が維持される設計と		
				し、必要に応じて開口部建		
				具の補強等, 防護鋼板の設		
				置等の竜巻飛来物防護対策		
				設備又は運用による竜巻防		
				護対策を講じる方針とす		
				る。		
				(a) 原子炉補機室換気空調		
				系		
				原子炉補機室換気空調系		
				は,設計飛来物の衝突によ		
				り, 開口部建具に貫通が発		
				生することを考慮し, 防護		
				鋼板等で開口部建具の竜巻		
				防護対策を行うことによ		
				り,原子炉補機室換気空調		
				系への設計飛来物の衝突を		
				防止し、風圧力による荷重、		
				気圧差による荷重及び原子		
				炉補機室換気空調系に常時		
				作用する荷重に対して、構		
				造健全性が維持され、安全		
				機能を損なわない設計とす		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

放送手写申請書 放送手写申請書 放送手写申請書 放送手写申請書 放送手写申請書 放送手写申請書 放送手写申请書 放送上記 技術医中級別 偏考 を			要求事項との対比表し		<u>. </u>	
は、外部事象的護対象施設 等に設及的影響を及ぼし得 る施設 外部な場所を持定に得っ に波及的影響を及ぼられる 施設については、設計検査 による影響を受ける場合に おいても外配・影響を受ける場合に おいても外配・影響を受ける場合に おいても外配・影響を受ける場合に おいても外配・影響を受ける場合に の	技術基準規則・解釈					備考
は、外部事象的護対象施設 等に設及的影響を及ぼし得 る施設 外部な場所を持定に得っ に波及的影響を及ぼられる 施設については、設計検査 による影響を受ける場合に おいても外配・影響を受ける場合に おいても外配・影響を受ける場合に おいても外配・影響を受ける場合に おいても外配・影響を受ける場合に の				る。		
等に彼及的影響を及ぼし得る施設を協定等に彼及の影響を及ぼしたの。 施設にの影響を及びし得る施設に 施設をの影響を及びし得る施設に 施設を可能を放ける場合に よいでも外形事象防護対象 施設等に影響を及びし得る 成成等に影響を及びしませい。 よう、必要に応じて強成の 精通、毒子独合することにより の外部事象的護対象施設 等の安全機能を損なわない。 設計とする。 (の) 補助ポイラー 建国 相助ポイラー 建国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は の な 近 の に 方が一般を展します。 の の まが、 まが、						
等に彼及的影響を及ぼし得る施設を協定等に彼及の影響を及ぼしたの。 施設にの影響を及びし得る施設に 施設をの影響を及びし得る施設に 施設を可能を放ける場合に よいでも外形事象防護対象 施設等に影響を及びし得る 成成等に影響を及びしませい。 よう、必要に応じて強成の 精通、毒子独合することにより の外部事象的護対象施設 等の安全機能を損なわない。 設計とする。 (の) 補助ポイラー 建国 相助ポイラー 建国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は国 相助ポイラー は の な 近 の に 方が一般を展します。 の の まが、 まが、				d. 外部事象防護対象施設		
る施定						
外部事象助護外を転送等 に液及的影響を及ぼし得る 施成については、飛行衛童 による影響を受ける場合に おいても外部事务を放ぼなたい。 よう。必要に応じて施設の 補強、高巻療水物が離対質 設備には適用による意を防 減減者を実施することにより、外部事象的減対金を施 等の安全機能を損なわない。 設計しずることにより、外部事象的減対金を施 等の安全機能を損なわない。 設計しずることにより、外部事象に 対けるでは、1 号炉制制型は、9 イトバンカ連関 補助ポイラー連風、1 号炉制制理は、サイトバンカ連関 補助ポイラー連風、1 号炉制料理は、カイトバンカ連関・初呼は監、サイトバンカ連関・被したのでので作用する。気 圧圧上よる荷重、気 圧圧上よる荷重、気 圧圧上よる荷重な、気 圧圧上よる荷重なが、気 変形疾来 物による荷型の重なりに重 等の常常作用する荷重に対して、側膜により外部事象 防護が施設等へ液反的影響を及ばらない。 潜水ボンブ室門型クレー 造水ボンブ室門型クレー 造水ボンブ室門型クレー						
に改及的影響を及ぼしたる 施設については、設計荷面 による影響を受ける場合に おいても外部事象防護対象 施設学に影響を及ばるたい。 よう、必要に応じて施設の 補強、促進期による高等的 護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設 等の全を機能を損なわない 設計とする。 (4) 補助ポイラー健康、1 号が制御建屋、サイトバン 力建屋。 補助ポイラー健康、1 号が制御建屋、サイトバン 力建屋。 (5) 権助ポイラー健康、1 号が制御建屋、ウイトバン力建 屋は、風圧力による荷薫、設計検末 物による荷重な行直 等のは必ずの表すの表 防護がある荷重に対 して、倒壊により外部事象 防護があるの影響 であるの影響 であるの影響 である。 (6) 海水ボンブ室門型クレー ※水ボンブ室門型クレー						
施設については、設計荷室による場合にはいて4分配等を受ける場合において4分配等を影響を及ぼさないよう。必要に応じて施設の補強、電客検索物助護対策を強においる。 (本) 外の高等を助産対象を適致等の安全機能を指なわない。 (本) 補助ボイラー建風、1 号炉制御建屋、サイトバンカ建屋、サイトバンカ建屋、サイトバンカ建屋、サイトバンカ建屋、サイトバンカ建屋、北上がよる荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重、気圧をによる荷重、気圧をによる荷重、気圧をによる荷重、気圧をによる荷重、気圧をによる荷重、気圧をによる荷重、気圧をいまるので、砂球対象を応じるで、変数の影響を及ばさない設計とする。						
による影響を受ける場合に おいても外部事動が護対象 施設等に影響を及ぼさない よう、必要に応じて施設の 補御、竜巻殊を物助護対策 緩対策を実施することにより、外部事象助護対象施設 等の安全機能を損なわない 設計とする。 (4) 補助ポイラー建屋、1 号が制御建屋、サイトバン 力建屋 補助ポイラー建屋、1 号が 制御球屋、サイトバンカ速 屋は、見圧がによる荷重、設計飛来 物による衝撃が正安に対し して、側接による衝撃が正対し重 等の常時作用する荷重に対 して、側接により部事事象 防護対象施設等一該及り影響を及ぼさない設計とす る。						
おいても外部半条防護対象 施設等に影響を反ぼさない よう。必要に応じて施設の 補強、竜巻飛水的防護対策 設備又は運用による竜巻防 護対後を実施することによ り、外部半象防護を参施設 等の安全機能を損なわない 設計とする。 (a) 補助ボイラー建歴、1 号炉制御建歴、サイトバン 力建歴 補助ポイラー連星、1号炉 制御建一、列イトバン力速 環は、風圧力による荷重、気計飛水 物による荷重、気計飛水 物による荷重、気計飛水 物による荷重、気計飛水 物による荷重に対して、飼験により外部半象 防護対象施設等・高及の影響を反ぼさない設計とす る。						
施政等に影響を及ぼさないよう。必要に応じて施設の 補強、強参飛来物防護対策 設備又は運用による竜巻防 護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない 設計とする。 (a) 補助ポイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン 力建屋 補助ボイラー建屋、1号炉 制御建屋、サイトバンカ建 歴は、風圧がによる荷重、気 圧発による荷重、気 医式は、高が重、数計検表 物による荷重なび自 等の常時作用する荷重な対 して、領域により外形本象 防護対象施設等へ限及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 潜水ポンブ室門型クレーン 海水ポンブ室門型クレー						
よう,必要に応じて施設の 補強。竜巻泉米物防護対策 設備には運用による竜巻防 護奴策を実施することによ り、外部事象防護対象施設 等の安全機能を損なわない 設計とする。 (a) 補助ポイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン 力建屋 補助ポイラー建屋、1号炉 制御速屋、サイトバンカ速 原は、風圧力による荷重、設計飛来 物による衝撃荷重及び自重 等の常時作用する荷重に対 して、砂チェースのは 当での時件用する荷面に対 して、砂チェースのより外部事象 防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とす る。						
精強、竜巻飛来物防護対策 設備又は遅用による竜巻防 護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設 等の安全機能を掴なわない。 設計とする。 (a) 補助ポイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン 力建屋 補助ポイラー建屋、1号炉 制御建屋、サイトバン力建 屋は、腿上方による荷重、気 圧圧による荷重、数計規来 物による衝撃荷重及び自重 等の常時作用する荷重に対 して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ボンブ室門型クレー				· ·		
設備又は運用による竜巻防 護対策を実施することによ り、外部事象防護対象施設 等の安全機能を損なわない 設計とする。 (a) 補助ボイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン 力建屋 補助ボイラー建屋、1号炉 制御建展、サイトバンカ建 屋は、風圧がによる荷重、気 圧蓬による荷重、気計飛来 物による衝撃衛重及び自重 等の常時作用する荷重に対 して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ被及的影 響を及ぼさない設計とす る。 (b) 海水ボンブ室門型クレー				1		
 護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 (a) 補助ボイラー建屋、1号炉制御建屋、サイトバンカ建屋 補助ボイラー建屋、1号炉制御建屋、サイトバンカ建屋は、風圧がによる荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による荷電、設計飛来物による荷電に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ボンブ室門型クレーン 海水ボンブ室門型クレーン 						
9, 外部事象防護対象施設 等の安全機能を損なわない 設計とする。 (a) 補助ポイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン 力達屋 補助ボイラー建屋、1号炉 制御建屋、サイトバン力建 屋は、風圧力による荷重、気 圧差による荷重、設計機来 物による御章直及び自重 等の常時作用する荷重に対 して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影 響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ポンプ室門型クレーン 海水ポンプ室門型クレー						
等の安全機能を損なわない 設計とする。 (a) 補助ポイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン 力達屋 補助ポイラー建屋、1号炉制御建屋、サイトバン力建屋 上水の衛車、気 サイトバン力建屋上、8屋上のたよる荷重、気 圧発による荷重、気 医正発による荷重、気 計飛来 物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 海ホポンプ室門型クレーン 海水ポンプ室門型クレー						
設計とする。 (a) 補助ポイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバンカ建屋 補助ポイラー建屋、1号炉制御建屋、サイトバンカ建屋は、風圧がによる荷重、気圧 医症によの荷重、改計飛来物による荷重の常時作用する荷重に対して、砂壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ポンプ室門型クレーン 海水ポンプ室門型クレー						
(a) 補助ポイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン 力建屋 補助ボイラー建屋、1号炉 制御建屋、サイトバンカ建 屋は、風圧力による荷重、気 圧差による荷重、設計飛来 物による衝撃荷重及び自重 等の常時作用する荷重に対 して、倒壊により外部率象 防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とす る。 (b) 海水ポンプ室門型クレーン 海水ポンプ室門型クレー						
号炉制御建屋、サイトバン 力建屋 補助ボイラー建屋、1号炉 制御建屋、サイトバンカ建 屋は、風圧力による荷重、気 圧差による荷重,設計飛来 物による衝撃の直重 等の常時作用する荷重に対 して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影 響を及ぼさない設計とす る。 (b) 海水ボンブ室門型クレ ーン 海水ボンブ室門型クレー						
カ建屋 補助ボイラー建屋、1号炉 制御建屋、サイトバンカ建 屋は、風圧力による荷重、気 圧差による荷重、気 圧差による荷重、気 ・ といって、一 では、一 では、一 では、						
制御建屋、サイトバンカ建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ポンプ室門型クレーン 海水ボンブ室門型クレー						
制御建屋、サイトバンカ建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ポンプ室門型クレーン 海水ボンブ室門型クレー				補助ボイラー建屋、1号炉		
屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ポンプ室門型クレーン 海水ポンプ室門型クレー						
物による衝撃荷重及び自重 等の常時作用する荷重に対 して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とす る。 (b) 海水ポンプ室門型クレ ーン 海水ポンプ室門型クレー				屋は, 風圧力による荷重, 気		
等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ポンプ室門型クレーン 海水ポンプ室門型クレー						
して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とす る。 (b) 海水ポンプ室門型クレ ーン 海水ポンプ室門型クレー				物による衝撃荷重及び自重		
防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ポンプ室門型クレーン 海水ポンプ室門型クレー				等の常時作用する荷重に対		
響を及ぼさない設計とする。 (b) 海水ポンプ室門型クレ ーン 海水ポンプ室門型クレー				して、倒壊により外部事象		
る。 (b) 海水ポンプ室門型クレ ーン 海水ポンプ室門型クレー				防護対象施設等へ波及的影		
(b) 海水ポンプ室門型クレ ーン 海水ポンプ室門型クレー				響を及ぼさない設計とす		
ーン 海水ポンプ室門型クレー				る。 る。		
ーン 海水ポンプ室門型クレー						
ーン 海水ポンプ室門型クレー				(b) 海水ポンプ室門型クレ		
海水ポンプ室門型クレー						
				ンは、竜巻の襲来が予想さ		
れる場合には、運転を中止						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈			要求事項との対比表し		
し、你留位置に関連することとにより、別年方による荷 気、設計疾来物による荷 気、設計疾来物による荷 者の高足の対して、例後に より外部場合防護を反立さない設計とする。 (金) 索宮田子イモルを協 芸術(原正のムスプレイ来 ディーゼル発電設備を含 行。) 排気部を含 者の (高圧のルスプレイ系 ディーゼル発電設 衛 (高圧のルスプレイ系ディ イーゼルを随政権を含む。) 接欠消害部は、政計疾来物 の衝突により、調本用ディー ーゼルを受けない。 スプレイ系ディーゼル発電 設備をする。) 対気消を器 同意することがなく、ディーゼル発電 設備をする。) 対象消を器 同意することがなく、ディーゼル発電が 情をする。とがなく、ディーゼル発電が 関連をする。とも、まま用ディーゼル発電が 対きれる機能を示が 対きれる機能を示が 対きれる機能と示が 対きれる関心を示さ。とも に、非常用ディーゼル発電を 質しても、アイーゼル発電との指すと、と を が、対象が開きまが属した。 と の 気にとも 変価 変価を必要している。 対象による荷 変価 気にあることがな、ディーゼル発電波が 関連であるアレイ系 ディーゼル発電波の条件刊する の面に対して、構造機を はないではたる荷 重していることの有 重していることの有 重していることの有 重していることの有 重していることの有 重していることの有 重していることの有 重していることの有 重していることの発機となる。 は が多れるの言葉のの条件刊する の面に対して、構造機を は ないではまたして、構造機を は ないでは、ことの音機を が、対象がないまたして、 を が、対象がないる。 と が、と が、と が、と が、と が、と が、と が、と が、と が、と が	技術基準規則・解釈				備考
とにより、里圧力による衝撃 衛軍及び自主等の常時作用 する商車に対して、砂族に より外流を助きない。砂族によりを対象の変数を 等へ被及が影響を及ぼさない。耐圧がロスプレイ系 の、非常用ディーゼル発電で削食会 も、排消用音器 事常用ディーゼルを電影で検索 が、排放消音器 事常用ディーゼルを電影响を含む。) 排気消音器 の衝突により養通すること を考慮しても、非常用ディー ゼル発電影响を含む。) 排気消音器が 関係がある。さら、非常用ディー ゼル発電影响を対象が はいたのでは、対象が表現が、ディー ゼル発電影响である。さら に、非常用ディーゼル発電 で概念を対象がある。さら に、非常用ディーゼル発電 で概念を対象がある。さら に、非常用ディーゼル発電 でである。ことがなく、ディー ゼルを電影响を対象が 対象がある。ことがなく、ディー ゼルを電影が、ディー ボルを関する。ことがなく、ディー ボルを関する。ことがない。ディー ボルを関する。ことがない。ディー ボルを関する。ことがない。ディー ボルを関する。ことがない。ディー ボルを関する。ことがない。ディー は、変れたがに、こるでは、気にがに、こるでは、気にがに、こるでは、気にがに、こるでは、気にがに、こるでは、気にがに、こるでは、気に対して、検討性を ボール・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・				し、停留位置に固定するこ	
正、設計現本的による地壁 衛生及び自主等の常時作用 する表面に対して、開展に より外部事象的影響を及ばさない。 のの計とする。 のの計とする。 のの計とする。 のの計とする。 のの計とする。 のの計とする。 のの計とする。 のの計とのでは、まり表面である。) 排放消音器。 非常用ディーゼル発電数 連信に対し、水水形成本物 のが観察により青面すること もも態しても、非常用ディーゼル発電 設備を含む。)排放消音器が、同野寺の名とと では、一ゼル発電 設備に高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。)排放消音器が 同野寺の名とかなく、ディーゼル発電 設備を含む。)排放消音器が 同野寺の名とかなが、ディーゼル発電 設備を含む。)排放消音器が に、非常用ディーゼル発電 設備に高圧炉ムスプレイ系、ディーゼル発電 設備に高圧がしなインクスディーゼル発電 設備に高圧がしなインクスディーゼル発電 設備に高圧がして、特定を では、対して、特定を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の					
南弦及び自金金の常時作用 する商金に対して、側線に より外部事象形態対象施政 等へ被及的影響を及ぼさない では、「一型の発電 記憶、孫正明なスプレイ系 アイーゼル発電 記憶、孫正明なスプレイ系 アイーゼル発電液 情に病に明なスプレイ系 は、計解所になるスプレイ系 イーゼル発電液体会合と、) 神疾消音器は、2019接来物 の被突により音楽するとと を必慮しても、非常用ディーゼル発電液 変徴を含む。)特疾消音器が 関連することなる。 スプレイ系ディーゼル発電 変徴を表し、対疾消音器が 関連することがなく。ディーゼル発電 変徴を表し、対疾消音器が 関連することがなく。ディーゼル発電 変徴を変し、対疾消音器が 関連することがなく。ディーゼル発電 変徴を変し、対疾消音器が展現を含まった。まちに、非常用ディーゼル発電 変徴 高圧がなスアレイ系 ディーゼル発電 変極 高圧がなる の 調査が日本の常年出土 の 高重なの常時作用土 の 南蛮に対して、神音線と でを機能を持 なない設計とし、外部事 第形式・せんを複様とい所					
する衛重に対して、倒聴に より発離事象能護対象施設 等級及的影響を凝信さな い設計とする。 (c) 非常用ディーゼル発電 設備 (部圧がレンブレイ系 ディーゼル発電設備を含 起力、排放同音器は、設計飛来物 の衝撃により関連すること を考慮しても、発音とでは、対象研門ディール系論設備 (新圧が コールル発電設備 (新圧が コールル系論設備 (新圧が コールの新聞波の場合がが 開審すること を考慮という。 非人所音器が 開審することと を考慮とでも、排気消音器が 開審することと が成人、ディールの新聞波の機管が推 対策される設計とする。 さら に、非常用ディーセル発電 設備 (新圧がレンプレイ系 ディーゼル発電機 (新圧が の場合がが 地方もる設計とする。 さら に、非常用ディーゼル発電 設備 (新圧がレンプレイス ディーゼル発電 設備 を含 し、排気所言器が属に力に よる商品、気圧差による荷 出及の自由等のの事件用す る商品に対して、構造性全 性を利利し、気を離を相 なわない設計とし、特定性全 性を利利し、気を離を相 なわない設計とし、外部等 集所認対象報設である非常 用ディーゼルを理能を組 なわない設計とし、外部等					
より外部事例出現本教施設等、政及的影響を及ぼさない設計とする。 (c) 非常用ディーゼル発電 設備 (高圧が心スプレイ系 ディーゼル発電 設備 (高圧が心スプレイ系 ディーゼル発電 設備 (高圧が心スプレイ系 アイーゼル発電 設備 (高圧が心スプレイ系ディーゼル発電 設備 (高圧が心スプレイ系ディーゼル発電 (高圧がつる) 非常用ディーゼル発電 (高圧がつる) 非常用ディーゼル発電 設備合むり, 排尿 同苦略が 関密することが、ディーゼル発電 設備合むり, 排尿 同苦略が 関密することが、ディーゼル発電機の機能等が維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電機の機能等が維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電機の機能等が維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル系電値を含む) 非尿病容器が駆圧力による酸素 (気圧薬による荷重及目の高に対して、保護性全権を受けし、大阪管理と関すて、保護性全権を受けし、大阪管理と対し、保護を観を組入なわない設計とし、外部事象が認さればいます。					
等令被政的影響を及ばさない設計とする。 (c) 非常用ディーゼル発電 設備 (高圧がレスアレイ系 ディーゼル発電設備 (高圧がレスアレイ系 ディーゼル発電設備 (高圧がした) 神気消音解は、設計映大物 の衝突により貫通すること を考慮しても、非常用ディー ーゼル発電設備 (高圧のし スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。持気消音器が 関密することがなく、ディーゼル発電 設備を含む。持気消音器が 関密することがなく、ディーゼル発電 設備を含む。耐気消音器が 関密することがなく、ディーゼル発電 設備を高距計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備を高速する。とがなく、ディーゼル発電 設備を高速するとがなく、ディーゼル発電 設備を高速する。とがなく、ディーゼル発電 設備を高速する。とがなく、ディーゼル発電 設備を高速する。とがなく、ディーゼル発電 設備を設計している。 「現代デルスアレイ系 ディーゼル発電 設備に対して、精造能を全 性ながない設計とし、外部等 集防波は対して、精造能を 性性持し、交を機能を指 なわない設計とし、外部等 集防波は大力に、精造能を					
(c) 非常用ディーゼル発電 設備 (部江学心スブレイ系 ディーゼル発電 設備 (部江学心スブレイ系 ディーゼル発電設備 会主。) 排気消音器 非常用ディーゼル発電設 (
設備 (高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。) 排突消音器 非常用ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器は、設計機果物 の衝突により貫通すること を考慮しても、非常用ディーゼル発電設備、低圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電設備、低圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電設 設備を含む。) 排気消音器が 閉塞することがなく、ディー ゼル発電設備、等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 も、が排音器が風圧力に よる荷重に対してレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。) 排気消音器が風圧力に よる荷重に対している。 などもし、方の荷重に対している。 では、現在逆による荷 重及び自 重等の常等作用する る面に対している。 を建せを維持し、安全を聴きを傾 なわない設計とし、外部事 像に差による荷 重及び自なを整定を模 なわない設計と、外部事 像の課金をを 性を維持し、安全を聴きを模 なわない設計とし、外部事 像の課金をを をといるの非常に関する。					
設備 (高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。) 排突消音器 非常用ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器は、設計機果物 の衝突により貫通すること を考慮しても、非常用ディーゼル発電設備、低圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電設備、低圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電設 設備を含む。) 排気消音器が 閉塞することがなく、ディー ゼル発電設備、等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 も、が排音器が風圧力に よる荷重に対してレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。) 排気消音器が風圧力に よる荷重に対している。 などもし、方の荷重に対している。 では、現在逆による荷 重及び自 重等の常等作用する る面に対している。 を建せを維持し、安全を聴きを傾 なわない設計とし、外部事 像に差による荷 重及び自なを整定を模 なわない設計と、外部事 像の課金をを 性を維持し、安全を聴きを模 なわない設計とし、外部事 像の課金をを をといるの非常に関する。				(a) 非労田ディーゼル発電	
ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器 射常用ディーゼル発電設 備 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器は、設計飛水物 の衝突により貫通すること を考慮しても、非常用ディ ーゼル発電談(高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。) 排気消音器が 閉塞することがなく、ディ ーゼル発電機の機能等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 シ) 排気消音器が返圧力に よる樹重、気圧差による荷 重取び自重等の常時作用す る肉重に対して、構造健全 性を維持し、安全機能を損 なわない設計とし、外部事 象別の誘対象施設である非常 角ディーゼル発電機及び高					
を、、排気消音器 非常用ディーゼル発電設備 (高圧炉ひなブレイ系ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器がは、設計展末物 の衝突により質通すること を考慮しても、非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。) 財気消音器が 開塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維持される設計とする。 さらに、非常用ディーゼル発電 設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電数値を含む。) 対象消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び高				12 - 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	
非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器は、設計飛来物 の衝突により貫通すること を考慮しても、非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。) 排気消音器が 閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備(高圧炉心スプレイ系 でイーゼル発電機の機能等が維 持される設計とする。さら に、排常用ディーゼル発電 設備(高圧炉にスプレイ系 でイーゼル発電で機に対した よる荷重、気圧差による荷重及び自重等の需時作用する荷重に対して、構造機全 性を維持し、安全機能を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器は、設計飛来物 の衝突により質通すること を考慮しても、非常用ディーゼル発電 設備を含む。)排気消音器が 閉塞することがなく、ディーゼル発電 被偏を含む。)排気消音器が 閉塞することがなく、ディーゼル発電 ではの機能等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器が風圧力に よる荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持し、安全機能を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
イーゼル発電設備を含む。) 排気消音器は、設計乗来物 の衝突により貫通すること を考慮しても、非常用ディ ーゼル発電設備(高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。)排気消音器が 開塞することがなく、ディ ーゼル発電機の機能等が維 持される設計とする。さら に、非常用デーゼル発電 設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。)排気消音器が風圧力に よる荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持し、安全機能を相 なかない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
排気消音器は、設計飛来物の衝突により貢通することを考慮しても、非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器が閉塞することがなく、ディーゼル発電機機能等が維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重、気圧差による荷重及圧差による荷車の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象財産が象施設である非常用ディーゼル発電機及び高					
の衝突により貫通することを考慮しても、非常用ディーゼル発電設備に原口のスプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。)排気消音器が関塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維持される設計とする。 さらに、非常用ディーゼル発電設備を含む。計気消音器が風圧力に系 養電設備を含む。)排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重なび自重等の常時作用する荷重なび自重等の常時作用する荷重なが自重等の常時作用する荷面に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び高					
を考慮しても、非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能等が間塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維持される設計と十つを発電機の機能等が維持される設計と十つが発電設備を含に、非常用ディーゼル発電設備を含む。)排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象財渉対象施設である非常用ディーゼル発電機及び高				· ·	
一ゼル発電設備(高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。)排気消音器が 閉塞することがなく、ディ ーゼル発電機の機能等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備(高圧炉ンズプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。)が発消音器が風圧力に よる荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持して、構造健全 性を維持して、構造健全 性を維持して、外で過程を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。)排気消音器が 閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。)排気消音器が風圧力に よる荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持し、安全機を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
設備を含む。)排気消音器が 閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。)排気消音器が風圧力に よる荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持し、安全機能を損 なわない設計とし、分音機能を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。)排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び高					
ーゼル発電機の機能等が維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び高					
持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器が風圧力による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
に、非常用ディーゼル発電 設備 (高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器が風圧力に よる荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高				7 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7	
設備(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。)排気消音器が風圧力に よる荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持し、安全機能を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
ディーゼル発電設備を含む。)排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び高					
む。)排気消音器が風圧力に よる荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持し、安全機能を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
よる荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持し、安全機能を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び高					
る荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び高					
性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び高					
なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高					
用ディーゼル発電機及び高					
				圧炉心スプレイ系ディーゼ	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・様式-1 への展開表 (補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				ル発電機(以下「非常用ディ		
				ーゼル発電機(高圧炉心ス		
				プレイ系ディーゼル発電機		
				を含む。)」という。)に機能		
				的影響を及ぼさない設計と		
				する。		
				(d) 非常用ディーゼル発電		
				設備(高圧炉心スプレイ系		
				ディーゼル発電設備を含		
				む。) 付属ミスト配管		
				非常用ディーゼル発電設		
				備(高圧炉心スプレイ系デ		
				ィーゼル発電設備を含む。)		
				付属ミスト配管は,設計飛		
				来物の衝突により貫通する		
				ことを考慮しても,非常用		
				ディーゼル発電設備(高圧		
				炉心スプレイ系ディーゼル		
				発電設備を含む。) 付属ミス		
				ト配管が閉塞することがな		
				く,ディーゼル発電機の機		
				能等が維持される設計とす		
				る。さらに、非常用ディーゼ		
				ル発電設備(高圧炉心スプ		
				レイ系ディーゼル発電設備		
				を含む。) 付属ミスト配管が		
				風圧力による荷重, 気圧差		
				による荷重及び非常用ディ		
				ーゼル発電設備(高圧炉心		
				スプレイ系ディーゼル発電		
				設備を含む。) 付属ミスト配		
				管に常時作用する荷重に対		
				して,構造健全性を維持し,		
				安全機能を損なわない設計		
				とし,外部事象防護対象施		
				設である非常用ディーゼル		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争切との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
1X 附 医 单 从 则 。 胖 你	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1佣石
				発電機(高圧炉心スプレイ		
				系ディーゼル発電機を含		
				む。) に機能的影響を及ぼさ		
				ない設計とする。		
				(e) 軽油タンクA系ベント		
				配管,軽油タンクB系ベン		
				ト配管、軽油タンクHPC		
				S系ベント配管		
				軽油タンクA系ベント配		
				管,軽油タンクB系ベント		
				配管及び軽油タンクHPC		
				S系ベント配管は、設計飛		
				来物の衝突により貫通する		
				ことを考慮しても,配管が		
				閉塞することがなく,軽油		
				タンクA系,軽油タンクB		
				系及び軽油タンクHPCS		
				系の機能が維持される設計		
				とする。		
				さらに、軽油タンクA系べ		
				ント配管,軽油タンクB系		
				ベント配管及び軽油タンク		
				HPCS系ベント配管は風		
				圧力による荷重、気圧差に		
				よる荷重及び常時作用する		
				荷重に対して、構造健全性		
				を維持し、安全機能を損な		
				わない設計とし、外部事象		
				防護対象施設である軽油タ		
				ンク A 系、軽油タンク B 系		
				及び軽油タンクHPCS系		
				に機能的影響を及ぼさない		
				設計とする。		
				以上の評価対象施設等の		
				防護設計を考慮して、設計		
				竜巻から防護する評価対象		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	23.1 (841) 32.1 (13)	A-1 (X)	1125	施設及び竜巻防護対策等を	70 and 1871 177 177 177 177 177 177 177 177 17	
				第1.8.2-2 表に,外部事象		
				防護対象施設等に波及的影		
				響を及ぼし得る施設及び竜		
				巻防護対策等を第 1.8.2-3		
				表に、外部事象防護対象施		
				設を内包する区画及び竜巻		
				防護対策等を第 1.8.2-4		
				表に示す。		
				(8) 竜巻随伴事象に対する		
				評価⑥		
				竜巻随伴事象として,過去		
				の竜巻被害事例及び発電所		
				の施設の配置から, 想定さ		
				れる事象である, 火災, 溢水		
				及び外部電源喪失④c を抽		
				出し、事象が発生する場合		
				においても、外部事象防護	同趣旨の記載であるが、表	
				対象施設の安全機能を損な	現の違いによる差異あり	
				わない設計とする。	5217 X21 Y= 01 @ 225 X 05 Y	
				a. 火災		
		竜巻随伴事象を考慮する		電巻随伴事象として,設計		
		施設は、過去の竜巻被害の		竜巻による飛来物が建屋開		
		状況及び発電所における施		口部付近の発火性又は引火		
		設の配置から竜巻の随伴事		性物質を内包する機器に衝		
		象として想定される火災,		突する場合及び屋外の危険		
		溢水及び外部電源喪失によ		物貯蔵施設等に飛来物が衝		
		る影響を考慮し、竜巻の随		突する場合の火災が想定さ		
		半事象に対する影響評価を		大りる場合の八次が思定される。		
		実施し、外部事象防護対象		400。 建屋内については, 飛来物		
		表施し, 外部争家防護対象 施設及び重大事故等対処設		が侵入する場合でも、建屋		
				開口部付近には、発電用原		
		備に竜巻による随伴事象の				
		影響を及ぼさない設計とす		子炉施設の安全機能を損な		
		る。竜巻随伴による火災に		わせる可能性がある発火性		
		対しては、火災による損傷		又は引火性物質を内包する		
		の防止における想定に包絡		機器は配置されておらず、		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		される設計とする。また、竜		また、外部事象防護対象施		
		巻随伴による溢水に対して		設を設置している区画の開		
		は、溢水による損傷の防止		口部には防護鋼板等の飛来		
		における溢水量の想定に包		物防護対策を行うことを考		
		絡される設計とする。 さら		慮すると飛来物が到達する		④b 引用元: P1
		に, 竜巻随伴による外部電		ことはないことから、設計		④c 引用元: P31
		源喪失に対しては、非常用		竜巻により建屋内に火災が		
		ディーゼル発電機による電		発生することはなく, 建屋		
		源供給が可能な設計とす		内の外部事象防護対象施設		
		る。		の安全機能を損なわない。		
		4 b 4 c 【7条42】		建屋外については、発電所		
				敷地内の屋外にある危険物		
				貯蔵施設等の火災がある。		
				火災源と外部事象防護対象		
				施設の位置関係を踏まえて		
				火災の影響を評価した上		
				で,外部事象防護対象施設		
				が安全機能を損なわない設		
				計とすることを「1.8.9 外		
				部火災防護に関する基本方		
				針」に記載する。		
				以上より, 竜巻随伴事象と		
				しての火災に対して外部事		
				象防護対象施設が安全機能		
				を損なわない設計とする。		
				b. 溢水		
				竜巻随伴事象として,設計		
				竜巻による気圧低下の影響		
				や飛来物が建屋開口部付近		
				の溢水源に衝突する場合及		
				び屋外タンク等に飛来物が		
				衝突する場合の溢水が想定		
				される。		
				外部事象防護対象施設を		
				内包する建屋内について		
				は、飛来物が侵入する場合		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	E-1 BX 11/4 21 (114)	25 F BA F 1 7 7 2 1 (CA 7	172	でも、建屋開口部付近に飛	X 0 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
				来物が衝突して外部事象防		
				護対象施設の安全機能を損		
				なう可能性がある溢水源が		
				配置されておらず、また、外		
				部事象防護対象施設を設置		
				している建屋の開口部に		
				は、防護鋼板設置等の飛来		
				物防護対策を行うことを考		
				慮すると, 飛来物が到達す		
				ることはないことから,設		
				計竜巻により建屋内に溢水		
				が発生することはない。ま		
				た, 建屋内は設計竜巻によ		
				る気圧低下の影響を受けな		
				いことから建屋内の外部事		
				象防護対象施設の安全機能		
				を損なわない。		
				建屋外については, 気圧低		
				下の影響による屋外タンク		
				等の破損は考え難いもの		
				の,設計竜巻による飛来物		
				の衝突による屋外タンク等		
				の破損に伴う溢水が想定さ		
				れるが,「1.7 溢水防護に関		
				する基本方針」にて, 竜巻時		
				の屋外タンク等の破損を想		
				定し, 溢水が安全系機器に		
				影響を及ぼさない設計とし		
				ていることから, 竜巻随伴		
				事象による屋外タンク等が		
				損傷して発生する溢水によ		
				り外部事象防護対象施設の		
				安全機能を損なわない。		
				以上より, 竜巻随伴事象と		
				しての溢水に対して外部事		
				象防護対象施設が安全機能		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				を損なわない設計とする。		
				E JA S S C IN II C) S		
				c. 外部電源喪失		
				設計竜巻又は設計竜巻と		
				同時に発生する雷又はダウ		
				ンバースト等の影響により		
				送電網に関する施設等が損		
				傷して外部電源喪失が発生		
				する場合が想定される。設		
				計竜巻に対して非常用ディ		
				ーゼル発電機(高圧炉心ス		
				プレイ系ディーゼル発電機		
				を含む。)の構造健全性を維		
				持することにより、外部電		
				源喪失の影響がなく外部事		
				象防護対象施設の安全機能		
				を損なわない設計とする。		
				1.8.2.2 手順等令		
				竜巻に対する防護につい		
				ては, 竜巻に対する影響評		
				価を行い, 安全施設が安全		
				機能を損なわないよう手順		
				等を定める。		
				(1) 屋外の作業区画で飛散		
				するおそれのある資機材,		
				車両等については、飛来時		
				の運動エネルギー及び貫通		
				力等を評価し,外部事象防		
				護対象施設等への影響の有		
				無を確認する。外部事象防		
				護対象施設等に影響を及ぼ		
				す資機材、車両等について		
				は, 固縛, 固定, 外部事象防		
				護対象施設等から離隔,頑		
				健な建屋内に収納又は撤去		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				する。これら飛来物発生防		
				止対策について手順を定め		
				る。8		
				(2) 竜巻の襲来が予想され		
				る場合及び竜巻襲来後にお		
				いて、外部事象防護対象施		
				設等を防護するための操		
				作・確認、補修等が必要とな		
				る事項について手順を定め		
				る。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(外部からの衝撃による損			ロ 発電用原子炉施設の一			
傷の防止)			般構造	1. 安全設計	火山に関する記載はすべて	
(火山の影響)			(3) その他の主要な構造	1.8 外部からの衝撃による	追加要求のため,変更後の	
			(i) 本発電用原子炉施設	損傷の防止に関する基本方	みに記載する。	
			は,(1) 耐震構造,(2) 耐津	針		
第七条 設計基準対象施設			波構造に加え,以下の基本	1.8.7 火山防護に関する基		
(兼用キャスクを除く。) が			的方針のもとに安全設計を	本方針		
想定される自然現象(地震			行う。	1.8.7.1 設計方針		
及び津波を除く。) によりそ			a. 設計基準対象施設	(1) 火山事象に対する設計		
の安全性を損なうおそれが		b. 火山	(a-7) 火山の影響	の基本方針①		
ある場合は、防護措置、基礎	_	外部事象防護対象施設	安全施設は、発電所の運	安全施設は、火山事象に	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
地盤の改良その他の適切な		は,発電所の運用期間中に	用期間中において発電所の	対して、発電用原子炉施設	現の違いによる差異あり	2.3.3 設計方針
措置を講じなければならな		おいて発電所の安全性に影	安全機能に影響を及ぼし得	の安全性を確保するために		(以下同様の施設区分)
V > .		響を及ぼし得る火山事象と	る火山事象として①a 設定	必要な機能を損なわない設		
123		して設置(変更)許可を受け		計とする。このため、「添付		
		た降下火砕物の特性を設定		書類六7.1 火山」で評価し		
【解釈】		し、その降下火砕物が発生	~1.5g/cm³ (湿潤状態) の降	抽出された発電所に影響を		
1 第1項に規定する「想定		した場合においても,外部	下火砕物②b に対し, 以下の	及ぼし得る火山事象である		
される自然現象」には、台		事象防護対象施設が安全機	ような設計とすることによ	降下火砕物に対して、対策		
風、竜巻、降水、積雪、凍結、		能を損なうおそれがない設	り降下火砕物による直接的	を行い,建屋による防護,構		
落雷、火山事象、生物学的事		計とする。	影響に対し③a て機能維持	造健全性の維持,代替設備		
象、森林火災等を含む。		①a【7条43】	すること若しくは降下火砕	の確保等によって, 安全機		
			物による損傷を考慮して,	能を損なわない設計とす		
2 第1項に規定する「適切		重大事故等対処設備は,	代替設備により必要な機能	る。	同趣旨の記載であるが,表	
な措置を講じなければなら		建屋内への設置又は設計基	を確保すること, 安全上支	降下火砕物によってその	現の違いによる差異あり	
ない」には、供用中における		準事故対処設備等及び同じ	障のない期間での修復等の	安全機能が損なわれないこ		
運転管理等の運用上の措置		機能を有する他の重大事故	対応又はそれらを適切に組	とを確認する必要がある施		
を含む。③		等対処設備と位置的分散を	み合わせることで、その安	設を, 安全重要度分類のク		
		図り設置することにより,	全機能を損なわない設計と	ラス1,クラス2及びクラ		
		設計基準事故対処設備等の	する。1	ス3 に属する構築物,系統		
		安全機能と同時にその機能	・構造物への静的負荷に対	及び機器とする。		
		を損なわない設計とする。	して安全裕度を有する設計	降下火砕物によってその		
		5	とすること	安全機能が損なわれないこ		
		なお、定期的に新知見の		とを確認する必要がある施		
		確認を行い、新知見が得ら	狭隘部等が閉塞しない設計	設のうち,外部事象防護対		
		れた場合に評価することを	<u>とする</u> こと③c	象施設は,建屋による防護		
		保安規定に定めて管理す		又は構造健全性の維持等に		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	20 20 d 2t 4.	30 37 34	要水事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	 	る。	御系に対する機械的影響	より安全機能を損なわない		
	ı	④ 【7条44】	(閉塞) に対して降下火砕	設計とする。		
	ı		物が侵入しにくい設計とす			
		(a) 防護設計における降	ること③e	(2) 降下火砕物の設計条件		
	ı	下火砕物の特性の設定	・水循環系の内部における	a. 設計条件の検討・設定		
	ı	設計に用いる降下火砕物	摩耗3i 並びに換気系, 電気	発電所の敷地において考慮	同趣旨の記載であるが、表	
	ı	は,設置(変更)許可を受け	系及び計測制御系に対する	する火山事象は、「添付書類	現の違いによる差異あり	
	ı	た層厚 15cm, 粒径 2mm 以下,	機械的影響 (摩耗) 3k に対	六 7.1火山」に示すとおり		
	ı	密度 0.7g/cm³ (乾燥状態) ~	して摩耗しにくい設計とす	降下火砕物のみである。		
	ı	1.5g/cm³ (湿潤状態) と設定	ること	降下火砕物の層厚は,降		
		する。	・構造物の化学的影響(腐	下火砕物の分布状況、シミ		
	ı	②b 【7条45】	食), ③1 水循環系の化学的	ュレーション及び分布事例		②b 引用元:P1
			<u>影響(腐食)</u> 3m並びに <u>換気</u>	による検討結果から総合的		
	ı	(b) 降下火砕物に対する	系, 電気系及び計測制御系	に判断し,保守的に 15cm と		
	ı	防護対策	に対する化学的影響(腐食)	設定する。なお、鉛直荷重に		
	ı	降下火砕物の影響を考慮	③r に対して <u>短期</u> での <u>腐食</u>	ついては,湿潤状態の降下	同趣旨の記載であり,表現	
	ı	する施設は,降下火砕物に	<u>が発生しない設計とする</u> こ	火砕物に,「建築基準法」等	の相違による差異	
	ı	よる「直接的影響」及び「間	≥3n	の関連する規格・基準類の		
	ı	接的影響」に対して,以下の	・ <u>発電所周辺の大気汚染</u> ③u	考え方に基づいた石巻地域		
		適切な防護措置を講じるこ	に対して中央制御室換気空	における平均的な積雪量を		
	ı	とで安全機能を損なうおそ	調系は降下火砕物が侵入し	踏まえて設定する。◇		
		れがない設計とする。	にくく、さらに外気を遮断	粒径及び密度について		
	ı	③a 【7条46】	できる設計とすること	は, 文献調査, 地質調査及び		③a 引用元:P1
	ı		・ 電気系及び計測制御系の	降下火砕物シミュレーショ		
	ı		<u>盤</u> の <u>絶縁低下</u> に対して空気	ンの結果を踏まえ, 粒径2		
			を取り込む機構を有する <u>計</u>	mm 以下,密度 0.7g/cm³ (乾		
	ı		<u>測制御用電源設備(無停電</u>	燥状態)~1.5g/cm³(湿潤状		
	ı		電源装置)及び非常用所内	態)と設定する。		
			電気設備 (所内低圧系統) の	③(②b重複)		
	ı		設置場所の非常用換気空調	(3) 評価対象施設等の抽出		
	ı		<u>系</u> は <u>降下火砕物が侵入しに</u>	4		
	I		<u>くい設計とする</u> こと③x	外部事象防護対象施設等の		
	1		・降下火砕物による静的負	うち,屋内設備は外殻とな		
	I		荷や腐食等の影響に対し	る建屋により防護する設計		
	I		て,降下火砕物の除去や非	とし,評価対象施設を,建		
	I		常用換気空調系外気取入口	屋,屋外に設置されている		
	1		のバグフィルタの取替え若	施設、降下火砕物を含む海		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			しくは清掃又は換気空調系	水の流路となる施設,降下		
			の停止若しくは外気との連	火砕物を含む空気の流路と		
			絡口を遮断し、中央制御室	なる施設,外気から取り入		
			再循環フィルタ装置を通る	れた屋内の空気を機器内に		
			事故時運転モードへの切替	取り込む機構を有する施設		
			えの実施により安全機能を	に分類し抽出する。また,評		
			損なわない設計とすること	価対象施設及び外部事象防		
			②(③v, ③w 重複)	護対象施設等に波及的影響		
			さらに、 <u>降下火砕物によ</u>	を及ぼし得る施設を評価対		
			る間接的影響である7日間	象施設等という。		
			の外部電源喪失及び発電所	上記に含まれない構築		
			外での交通の途絶によるア	物,系統及び機器は,降下火		
			クセス制限事象に対し,発	砕物により損傷した場合で		
			電所の安全性を維持するた	あっても, 代替手段がある		
			めに必要となる <u>電源</u> の供給	こと等により安全機能は損		
			<u>が継続できる</u> ことにより安	なわれない。		
			全機能を損なわない設計と			
			する。③z	a. 建屋		
				• 原子炉建屋		
				・タービン建屋		
				・制御建屋		
				b. 屋外に設置されている		
				施設		
				・海水ポンプ(原子炉補機冷		
				却海水ポンプ、高圧炉心ス		
				プレイ補機冷却海水ポン		
				プ)		
				・海水ストレーナ(高圧炉心		
				スプレイ補機冷却海水系ス		
				トレーナ)		
				排気筒		
				・非常用ガス処理系(屋外配		
				管)		
				復水貯蔵タンク		
				・軽油タンク室		
				・軽油タンク室(H)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				c. 降下火砕物を含む海水		
				の流路となる施設		
				・海水ポンプ (原子炉補機冷		
				却海水ポンプ, 高圧炉心ス		
				プレイ補機冷却海水ポン		
				プ)		
				・海水ストレーナ (原子炉補		
				機冷却海水系ストレーナ,		
				高圧炉心スプレイ補機冷却		
				海水系ストレーナ)及び下		
				流設備		
				d. 降下火砕物を含む空気		
				の流路となる施設		
				・非常用ディーゼル発電機		
				(高圧炉心スプレイ系ディ		
				ーゼル発電機を含む。)		
				•非常用換気空調系(外気取		
				入口)のうち中央制御室換		
				気空調系		
				•非常用換気空調系(外気取		
				入口)のうち計測制御電源		
				室換気空調系		
				•非常用換気空調系(外気取		
				入口)のうち原子炉補機室		
				換気空調系		
				• 排気筒		
				・非常用ガス処理系(屋外配		
				管)		
				e. 外気から取り入れた屋		
				内の空気を機器内に取り込		
				む機構を有する施設		
				•計測制御用電源設備(無停		
				電電源装置)		
				·非常用所内電気設備(所内		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争項との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 低圧系統)	及び基本設計方針との対比	
				[EX/-T- 2/1/10/17]		
				f. 降下火砕物の影響を受		
				ける施設であって, その停		
				止等により,外部事象防護		
				対象施設等に波及的影響を		
				及ぼし得る施設		
				・非常用ディーゼル発電設		
				備排気消音器及び排気管,		
				高圧炉心スプレイ系ディー		
				ゼル発電設備排気消音器及		
				び排気管(以下「非常用ディ		
				ーゼル発電設備(高圧炉心		
				スプレイ系ディーゼル発電		
				設備を含む。)排気消音器及		
				び排気管」という。)		
				・海水取水設備 (除塵装置)		
				上記により抽出した評価対		
				象施設等を第1.8.7-1 表		
				に示す。		
				(4) 降下火砕物による影響		
				の選定令		
				降下火砕物の特徴及び評		
				価対象施設等の構造や設置		
				状況等を考慮して,降下火		
				砕物が直接及ぼす影響(以		
				下「直接的影響」という。)		
				とそれ以外の影響(以下「間		
				接的影響」という。)を選定		
				する。		
				a. 降下火砕物の特徴		
				各種文献の調査結果よ		
				り,降下火砕物は以下の特		
				徴を有する。		
				(a) 火山ガラス片,鉱物結		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				晶片から成る ⁽¹⁾ 。ただし, 火		
				山ガラス片は砂よりもろく		
				硬度は低く ⁽²⁾ ,主要な鉱物結		
				晶片の硬度は砂同等又はそ		
				れ以下である ⁽³⁾⁽⁴⁾ 。		
				(b) 硫酸等を含む腐食性の		
				ガス(以下「腐食性ガス」と		
				いう。) が付着している ⁽¹⁾ 。		
				ただし、金属腐食研究の結		
				果より、直ちに金属		
				腐食を生じさせることはな		
				(c) 水に濡れると導電性を		
				生じる ⁽¹⁾ 。		
				(d) 湿った降下火砕物は乾		
				(d) 極りた降下外砕物は乳 燥すると固結する(1)。		
				(e) 降下火砕物粒子の融点		
				(e) 降下欠件物粒子の融点 は約1,000℃であり,一般的		
				な砂に比べ低い ⁽¹⁾ 。		
				1. 古拉仍見為那		
				b. 直接的影響		
				降下火砕物の特徴から直		
				接的影響の要因となる荷		
				重, 閉塞, 摩耗, 腐食, 大気 汚染, 水質汚染及び絶縁低		
				下を抽出し、評価対象施設		
				等の構造や設置状況等を考		
				慮して直接的な影響因子を		
				以下のとおり選定する。		
				() #4		
				(a) 荷重		
				「荷重」について考慮す		
				べき影響因子は、建屋及び		
				屋外施設の上に堆積し静的		
				な負荷を与える「構造物へ		
				の静的負荷」及び建屋及び		
				屋外施設に対し降灰時に衝		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基本 取引刀到 (刑)	本 平取引刀到(仮)	一	撃を与える「粒子の衝突」で	及い基本政司刀到との対比	
				ある。		
				評価に当たっては以下の		
				荷重の組合せを考慮する。		
				i) 評価対象施設等に常時		
				作用する荷重、運転時荷重		
				評価対象施設等に作用す		
				る荷重として, 自重等の常		
				時作用する荷重、内圧等の		
				運転時荷重を適切に組み合		
				わせる。		
				ii) 設計基準事故時荷重		
				外部事象防護対象施設		
				は, 当該外部事象防護対象		
				施設に大きな影響を及ぼす		
				おそれがあると想定される		
				自然現象により当該外部事		
				象防護対象施設に作用する		
				衝撃及び設計基準事故時に		
				生ずる応力を、それぞれの		
				因果関係及び時間的変化を		
				考慮して,適切に組み合わ		
				せて設計する。		
				iii) その他の自然現象の影		
				響を考慮した荷重の組合せ		
				降下火砕物と組合せを考		
				慮すべき火山以外の自然現		
				象は、荷重の影響において		
				風(台風)及び積雪であり、		
				降下火砕物の荷重と適切に		
				組み合わせる。		
				(1) PR +++		
				(b) 閉塞		
				「閉塞」について考慮す		
				べき影響因子は、降下火砕		
				物を含む海水が流路の狭隘		
				部等を閉塞させる「水循環		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術医学展現 (報) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2			要求事項との対比表し		
	技術基準規則・解釈				備考
				系の閉塞」及び降下火砕物	
(特殊系の認為を指案させ (特殊系の認為を行業させ (持续系の 20 (
る (株元系、理念表及び計画 前側系の 機械 的影響 (間響) である。 (c) 摩耗 (こので 乗車) である。 (c) 摩耗 (このして 考慮する 一条 機能 (間) である。 (c) 摩耗 (このして 考慮する) である。 (を) アル (で を) である。 (を) アル (で を) である。 (で を) である。 (の) 「 (の) で で で で で で で で で で で で で で で で で で					
制御系の機械的影響(閉 進)であし、(c) 摩相 「整相」について考慮す べ意影響因子は、降下火砕 物を立む海水が飛びに接触 することにより配管等を摩 視記する解析。及び降下火 海動を含む空気が動的機器 の陽解師に侵入し歴れさせる 「検索」について考慮す 「複索」について考慮す 「複索」について考慮す 「表別を持ちれた。 より、このなる。 (d) 藤食 「複索」について考慮す べまで響因子は、降下火砕 物に付むした腐性ガスに より社理及び短外極液の外 底で腐臭させる「機造物へ の化学的影響(解食力)換気 系、電気系でが割削御網系 について降下水酔物を含む で変っの耐管を腐食させる 「複索」を紹介を解食させる 「複索」を表で、表質、気で計割削御系 について降下水酔物を含む で変っの耐管を腐食させる 「複索系、電気系の計削 制御系に対する化学的影響(係力)及び係な活躍し 上、解奏性成分により海水管 等を腐食させる 「複索系、電気系ので計削 制御系に対する化学的影響(係力)及び係な活躍し 上、解奏性成分により海水管 等を腐食させる 「水精環系					
(c) 薬師 (定) について考慮す (全) 薬師 (単純) について考慮す (本) 整響因子は、降下火砕 物を含わ物水が認路に接触 することに、10 直管等を際 (における薬剤、足が降下火 弱効なを含む空気の動物機器 の想動部に侵入し薬託させ (利 類気系・磁気液が計測 制 刺刺のである。 (d) 高食 (i) 高食 (i) について考慮す (本) を変化がよい。 (i) 高食 (ii) について考慮す (本) を変化が大変をガスに より強度及びほ外筋波の外 面の過度させる「都造物へ の化学の影響(腐食)」 換気 系・電気系及び計測 制御系に対する化学的影響(腐食)」 換気 系・電気系及が引動神経 (において降下火物物を含む 空気の流路を適食させる (物気系・電気水及び計測) 刺刺系に対する化学的影響((腐食) 及び降水溶出 (において降下火物物を含む 空気の流路を適食とせる (物気系、電気水及び計測) 刺刺系に対する化学の影響 (衛角) 及び降水溶出 (原介) なび降水溶出 (原介) なび降水溶れ					
(c) 壁刷 「緑純」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物 物を含む溶析が露性、揉燥 することにより配管室を燃 純させる「水循環系の内部 における薬剤」及び降下火 冷物の活動が感器 の潜動部に足力し、壁毛させる 「核気系及び計画 割側系の機械的影響(摩 能)である。 (d) 腐食 「係性、について考慮す 「後食」について考慮す でき影響因子は、降下火砕物 物に付着した腐食性ガスに よりを整固と対した。降下火砕物 物に付着した腐食性ガスに よりを腐皮が湿外腫液の外 前の腐食と対る。 でのの心等的影響(魔食)、機気 系、気が影響(麻皮が、脂液の のので等的影響(腐食)、液気 京、流流器を腐食とせる 「寝気系、疫気及び計画 削削解系にかける化学炉影響 (環境、溶、密気及び計画 削削解系ながされ学炉影響 (腐食)、皮で添加。溶剤し た路食となり、溶水砂等 等を腐をさせる 「水循環系」のできか影響(原体成分により海水管 等を腐をしませる					
「離乳」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物を含む塊水が確路に接触 することにより配管等を摩 軽させる「水循環系の内部 における解析し 及び降下火 砕物を含む空気が動的視器 の指動部に侵入し 爆耗させ る「残奴系、宿奴系及び計測 制御系の機械的影響 (「蘇食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物に自動と呼の影響 物に付着した腐食性ガスにより非屈皮が風外施設の外面を腐食させる「精造物への化学的影響(腐食)」換気 系、電気系及び計測制震系 において降下火砕物を含む 空気の流解を高食させる 「換気系、電気系及び計測制震系 において降下火砕物を含む 空気の流解を高食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食) 及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食) 皮が麻木に溶出し た腐食性皮がにより溶水素に				至/] (6/5)。	
べき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路に接触 することにより配管等を摩 耗させる「水積原系の内部 における腰針、及び海外で開制 の類動部に侵入し腰耗させる ろ 換気系、 位気系及び計測 制御系の機械的影響(摩 棒)」である。 (d) 腐食 「解食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕 物に付着した腐食性ガスに よのを変が重かなの外 面を腐食させる「降産物へ の化学的影響(腐食)」換気 系、電気系及び計測・調源系 において降下火砕物を含む 空気の流のより 変気のより制制師系 において降下火砕物を含む 空気の洗り 変気系、電気系及び計測・調源系において降下火砕物を含む 空気の流・電気系の計測・調源系において降下火砕物を含む 空気の流・電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食力) 及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)であ				(c) 摩耗	
物を含む海水が流路に接触することにより配管等を輝 軽させる「水精環系内的部 における際利」及び降下火 砂糖物部に侵入し腰毛をせる「換気系、電気系及び計測 制御系の機械的影響(摩 (組) 腐食 「路食」について考慮す べき影響因子は、降下水砕 物に付きした腐食性ガスに より建型及び型外施設の外 面を腐食させる「精湿物へ の化学的影響(原文)、換気 系、電気系及び計測制御系 において降下水砕物を含む 空気の流路を腐食させる において降下水砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「被気系、電気系及び計測制御系 において降下水砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「複気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食) 及び確水に溶出し た腐食性成分により得水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食) であ				「摩耗」について考慮す	
することにより配管等を際 軽させる「水循環系の内部 における際主」及び降下人 砕物を含む空気が動的機器 の指動部に侵入し爆耗させ る「機変系、電気系及の計劃 制御系の機械的影響(際 軽)」である。 (d) 腐食 「腐食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスに より建屋及び腹外脂液の外 面を腐食させる「精造物へ の化学的影響(腐食)」、換気 系、電気系及び計劃制御系 において降下外砕物と含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計劃制御系 において降下外砕物と含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (商食) 及び海水に溶出し た腐食性成分により海大管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響 (商食) 及び海水に溶出し た腐食性成分により海大管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響				べき影響因子は、降下火砕	
				物を含む海水が流路に接触	
における摩託」及び降下火 砕物を含む空気が動的機器 の潜動部に足人、摩託させ る「換気系、電気系及び計測 制御系の機械的影響(摩 耗)」である。 (d) 腐食 「腐食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕 物に付着した腐食性ガスに より建足及医外施型の外 面を腐食させる「構造物へ の化学的影響(腐食)」。換気 系、電気系及び計測削到系 において降下入時物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系」な計測削到系 において降下入時物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系」なお計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により潜水管 等を腐食させる「小循線系 の化学的影響(腐食)」であ				することにより配管等を摩	
砕物を含む空気が動的機器 の指動部に侵入し摩託させる「換気系、電気系及び計測 制御系の機械的影響 (摩託)」である。 (d) 腐食 「腐食」について考慮す べき影響因子は、除下火砕物に常せ着した腐食性ガスに より建屋及び屋外施設の外 面を腐食させる「構造物へ の化学的影響(魔)、換気 系、電気系及び計測制御系 において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「小物影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響				耗させる「水循環系の内部	
の摺動部に侵入し摩託させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響(摩耗)である。 (d) 腐食 「腐食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより連盟及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物への化学的影響(腐食)」換気 系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路を腐食させる「病炎」、療気系及び計測制御系に対する化学的影響(高食)」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「排後気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響(腐食)」であ				における摩耗」及び降下火	
る「機気系、電気系及び計測制御系の機械的影響(摩耗)」である。 (d) 腐食 「腐食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスに より建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「精壺物への化学的影響(腐食)」換気 系、電気系及び計測制御系 において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計測制制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食」であ				砕物を含む空気が動的機器	
制御系の機械的影響(摩 耗)」である。 (d) 腐食 「腐食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスに より建屋及び屋外施設の外 面を腐食させる「精造物への化学的影響(腐食)」換気 系、電気系及び計測制御系 において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)」であ				の摺動部に侵入し摩耗させ	
(d) 腐食 「腐食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスに より建屋及び風外施設の外 面を腐食させる「構造物へ の化学的影響(腐食」), 換気 系、電気系及び計測制御系 において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)」であ				る「換気系, 電気系及び計測	
(d) 腐食 「腐食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスに より建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物へ の化学的影響(腐食)」、換気 系・電気系及び計測制御系 において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響 (腐食)」であ				制御系の機械的影響(摩	
「腐食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスに より建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「機食」、換気 系、電気系及び計測制御系 において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)」であ				耗)」である。	
「腐食」について考慮す べき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスに より建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「機食」、換気 系、電気系及び計測制御系 において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)」であ				(d) 腐食	
べき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物への化学的影響(腐食),換気系,電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響(腐食)」であ					
物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物への化学的影響(腐食)」,換気系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響(腐食)」であ					
より建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物への化学的影響(腐食)」,換気系,電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路を腐食させる「換気系,電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響(腐食)」であ					
面を腐食させる「構造物への化学的影響(腐食)」,換気系,電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路を腐食させる「換気系,電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響(腐食)」であ					
系、電気系及び計測制御系 において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)」であ				面を腐食させる「構造物へ	
系、電気系及び計測制御系 において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系、電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)」であ				の化学的影響 (腐食)」, 換気	
において降下火砕物を含む 空気の流路を腐食させる 「換気系,電気系及び計測 制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)」であ					
「換気系,電気系及び計測制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響(腐食)」であ					
「換気系,電気系及び計測制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響(腐食)」であ				空気の流路を腐食させる	
制御系に対する化学的影響 (腐食)」及び海水に溶出し た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)」であ					
(腐食)」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響(腐食)」であ					
た腐食性成分により海水管 等を腐食させる「水循環系 の化学的影響(腐食)」であ					
等を腐食させる「水循環系 の化学的影響 (腐食)」であ					
の化学的影響(腐食)」であ					
				る。	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表	+		
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基本 政計力計(刖)	基本政計力針(仮)	4人	- 你们看短八	及い基本設計方針との対比	
				(-) 七层还独。		
				(e) 大気汚染		
				「大気汚染」について考		
				慮すべき影響因子は、降下		
				火砕物により汚染された発		
				電所周辺の大気が運転員の		
				常駐する中央制御室内に侵		
				入することによる居住性の		
				劣化及び降下火砕物の除		
				去,屋外施設の点検等,屋外		
				における作業環境を劣化さ		
				せる「発電所周辺の大気汚		
				染」である。		
				(f) 水質汚染		
				「水質汚染」については、		
				給水源である河川水に降下		
				火砕物が混入することによ		
				る汚染が考えられるが、発		
				電所では給水処理設備によ		
				り水処理した給水を使用し		
				ており、降下火砕物の影響		
				を受けた河川水を直接給水		
				として使用しないこと、ま		
				た水質管理を行っているこ		
				とから、安全施設の安全機		
				能には影響しない。		
				比には影音しない。		
				(g) 絶縁低下		
				「絶縁低下」について考		
				慮すべき影響因子は,湿っ		
				た降下火砕物が、電気系及		
				び計測制御系絶縁部に導電		
				性を生じさせることによる		
				「盤の絶縁低下」である。		
				c. 間接的影響		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

ı	THE COURT OF THE PARTY OF	70 70 -1 4-	要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本本政司刀可 (刊)	基 华政司 刀 可(後)		(a) 外部電源喪失及びアク	及い基本設計力制との別比	
				セス制限		
				降下火砕物によって発電		
				所に間接的な影響を及ぼす		
				因子は、湿った降下火砕物		
				が送電線の碍子、開閉所の		
				充電露出部等に付着し絶縁		
				低下を生じさせることによ		
				る広範囲にわたる送電網の		
				損傷に伴う「外部電源喪失」		
				及び降下火砕物が道路に堆		
				積することによる交通の途		
				絶に伴う「アクセス制限」で		
				ある。		
		イ. 直接的影響に対する		(5) 降下火砕物の <u>直接的影</u>		
		設計方針③b		響に対する設計3b		
		(イ) 構造物への荷重		直接的影響については,		
		外部事象防護対象施設等		評価対象施設等の構造や設	同趣旨の記載であるが、表	
		及び外部事象防護対象施設		置状況等(形状,機能,外気	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		吸入や海水通水の有無)を		
		る施設のうち,屋外に設置		考慮し,想定される各影響		
		している施設及び外部事象		因子に対して,影響を受け		
		防護対象施設を内包する施		る各評価対象施設等が安全		
		設について、降下火砕物が		機能を損なわない以下の設		
		堆積しやすい構造を有する		計とする。		
		場合には荷重による影響を		a. 降下火砕物による荷重		
		考慮する。③		に対する設計6		
		これらの施設について		(a) 構造物への静的負荷		
		は、降下火砕物を除去する		評価対象施設等のうち,		
		ことにより、降下火砕物に		構造物への静的負荷を考慮		
		よる荷重並びに火山と組み		すべき施設は、降下火砕物		
		合わせる積雪及び風(台風)		が堆積する以下の施設であ		
		の荷重を短期的な荷重とし		る。		
		て考慮し、機能を損なうお		う。 - 建屋		
		それがないよう構造健全性		原子炉建屋、タービン建屋、		
		を維持する設計とする。		制御建屋		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		③ 【7条47】		・屋外に設置されている施		
				設		
		なお、降下火砕物が長期		海水ポンプ(原子炉補機冷	同趣旨の記載であるが,表	
		的に堆積しないよう当該施		却海水ポンプ, 高圧炉心ス	現の違いによる差異あり	
		設に堆積する降下火砕物を		プレイ補機冷却海水ポン		
		適宜除去することを保安規		プ),海水ストレーナ(高圧		
		定に定めて管理する。		炉心スプレイ補機冷却海水		
		36a 【7条48】		系ストレーナ),復水貯蔵タ		⑥a 引用元: P23
				ンク,軽油タンク室,軽油タ		
		屋内の重大事故等対処設		ンク室 (H)	設備設計の明確化	
		備については,降下火砕物		・降下火砕物の影響を受け	(降下火砕物に対する重大	
		による短期的な荷重により		る施設であって, その停止	事故等対処設備の設計)	
		機能を損なわないように,		等により,外部事象防護対		
		降下火砕物による組合せを		象施設等に波及的影響を及		
		考慮した荷重に対し安全裕		ぼし得る施設		
		度を有する建屋内に設置す		非常用ディーゼル発電設備		
		る設計とする。5		(高圧炉心スプレイ系ディ		
		屋外の重大事故等対処設		ーゼル発電設備を含む。)排		
		備については,降下火砕物		気消音器及び排気管		
		による荷重により機能を損		当該施設の許容荷重が,		
		なわないように,降下火砕		降下火砕物による荷重に対		
		物を適宜除去することによ		して安全裕度を有すること		
		り, 設計基準事故対処設備		により,構造健全性を失わ		
		等の安全機能と同時に重大		ず安全機能を損なわない設		
		事故等対処設備の重大事故		計とする。若しくは、降下火		
		等に対処するために必要な		砕物が堆積しにくい又は直		
		機能が損なわれるおそれが		接堆積しない構造とするこ		
		ない設計とする。 5		とで,外部事象防護対象施		
		なお、降下火砕物により		設の安全機能を損なわない		
		必要な機能を損なうおそれ		設計とする。		
		がないよう屋外の重大事故		評価対象施設等の建屋に		
		等対処設備に堆積する降下		おいては,「建築基準法」に		
		火砕物を適宜除去すること		おける一般地域の積雪の荷		
		を保安規定に定めて管理す		重の考え方に準拠し,降下		
		る。		火砕物の除去を適切に行う		
		⑤⑥b 【7条49】		ことから,降下火砕物によ		⑥b 引用元: P23
				る荷重を短期に生じる荷重		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

T	設工認申請書	設工認申請書	安水争切との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		(口) 閉塞		として扱う。また,降下火砕		
		i. 水循環系の閉塞		物による荷重と他の荷重を		
		外部事象防護対象施設等		組み合わせた状態に対する	同趣旨の記載であるが,表	
		及び外部事象防護対象施設		許容限界は次のとおりとす	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		る。		
		る施設のうち,降下火砕物		・原子炉建屋,タービン建		
		を含む海水の流路となる施		屋,制御建屋		
		設については,降下火砕物		原子炉建屋,タービン建		
		に対し、機能を損なうおそ		屋および制御建屋は、各建		
		れがないよう,降下火砕物		屋の屋根スラブにおける		
		の粒径に対し十分な流路幅		「建築基準法」の短期許容		
		を設けることにより、水循		応力度を許容限界とする。		
		環系の狭隘部が閉塞しない		・建屋を除く評価対象施設		
		設計とする。		等		③c 引用元:P1
		③c③d 【7条50】		許容応力を「原子力発電		③d 引用元: P15
				所耐震設計技術指針		
		ii. 換気系,電気系及び計		JEAG4601-1987 (日本電気		
		測制御系に対する機械的影		協会)」等に準拠する。		
		響(閉塞) <mark>③e</mark>				③e 引用元:P2
		外部事象防護対象施設等		(b) 粒子の衝突	同趣旨の記載であるが,表	
		及び外部事象防護対象施設		評価対象施設等のうち,	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		建屋及び屋外施設は,「粒子		
		る施設のうち,非常用ディ		の衝突」に対して,「1.8.2		
		ーゼル発電機(高圧炉心ス		竜巻防護に関する基本方		
		プレイ系ディーゼル発電機		針」に基づく設計によって,		
		を含む。)は、吸気口上流側		外部事象防護対象施設等の		
		の外気取入口にルーバを設		安全機能を損なわない設計		
		置し、下側から吸い込む構		とする。		
		造とすることにより、降下				
		火砕物が流路に侵入しにく		b. 降下火砕物による荷重		
		い設計とする。排気筒及び		以外に対する設計◆		
		非常用ガス処理系(屋外配		降下火砕物による荷重以		
		管)は、排気筒の排気により		外の影響は,構造物への化		
		降下火砕物を侵入し難くす		学的影響 (腐食), 水循環系		
		ることで排気流路が閉塞し		の閉塞, 内部における摩耗		
		ない設計とする。3f		及び化学的影響(腐食),電		③f 引用元:P19
		また、外気を取り入れる		気系及び計測制御系に対す		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++-42° ++ 366 4-1-1-1-1	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/## +z.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		非常用換気空調系(外気取		る機械的影響 (閉塞) 及び化		
		入口)及び非常用ディーゼ		学的影響 (腐食) 等により安		
		ル発電機(高圧炉心スプレ		全機能を損なわない設計と		
		イ系ディーゼル発電機を含		する。		
		む。) の空気の流路にそれぞ		外気取入口からの降下火		
		れバグフィルタを設置する		砕物の侵入に対する設計に		
		ことにより、フィルタメッ		ついては,「c. 外気取入口		
		シュより大きな降下火砕物		からの降下火砕物の侵入に		
		が内部に侵入しにくい設計		対する設計」に示す。		
		とし, 更に降下火砕物がフ		(a) 構造物への化学的影響		
		ィルタに付着した場合でも		(腐食)		
		取替え又は清掃が可能な構		評価対象施設等のうち,		
		造とすることで、降下火砕		構造物への化学的影響(腐		
		物により閉塞しない設計と		食) を考慮すべき施設は,降		
		する。③g		下火砕物の直接的な付着に		③g 引用元:P19
		非常用ディーゼル機関及		よる影響が考えられる以下		
		び高圧炉心スプレイ系ディ		の施設である。		
		ーゼル機関は、フィルタを		建屋		
		通過した小さな粒径の降下		原子炉建屋, タービン建屋,		
		火砕物が侵入した場合で		制御建屋		
		も,降下火砕物により閉塞		・屋外に設置されている施		
		しない設計とする。3h		設海水ポンプ(原子炉補機		③h 引用元: P19
		非常用換気空調系(外気		冷却海水ポンプ、高圧炉心		
		取入口)以外の降下火砕物		スプレイ補機冷却海水ポン		
		を含む空気の流路となる換		プ),海水ストレーナ(高圧		
		気系,電気系及び計測制御		炉心スプレイ補機冷却海水		
		系の施設についても,降下		系ストレーナ),非常用ガス		
		火砕物に対し、機能を損な		処理系(屋外配管),排気筒,		
		うおそれがないよう、降下		復水貯蔵タンク, 軽油タン		
		火砕物が侵入しにくい構		ク室,軽油タンク室(H)		
		造、又は降下火砕物が侵入		・降下火砕物の影響を受け		
		した場合でも,降下火砕物		る施設であって, その停止		
		により流路が閉塞しない設		等により,外部事象防護対		
		計とする。③		象施設等に波及的影響を及		
		なお、降下火砕物により		ぼし得る施設		
		閉塞しないよう外気取入ダ		非常用ディーゼル発電設備		
		ンパの閉止,換気空調系の		(高圧炉心スプレイ系ディ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7 : 前回提出時からの変更箇所

要求事垻との対比表

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		停止又は事故時運転モード		ーゼル発電設備を含む。)排		
		へ切替えることを保安規定		気消音器及び排気管		
		に定めて管理する。		金属腐食研究の結果よ		
		③⑦a 【7条51】		り、降下火砕物に含まれる		⑦a 引用元: P24
				腐食性ガスによって直ちに		
		(ハ) 摩耗		金属腐食を生じないが,外		
		i. 水循環系の内部にお		装の塗装等によって短期で		
		ける摩耗 <mark>③i</mark>		の腐食により,外部事象防		③i 引用元:P2
		外部事象防護対象施設等		護対象施設の安全機能を損	同趣旨の記載であるが,表	
		及び外部事象防護対象施設		なわない設計とする。なお、	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		降灰後の長期的な腐食の影		
		る施設のうち,降下火砕物		響については, 日常保守管		
		を含む海水の流路となる施		理等により、状況に応じて		
		設の内部における摩耗につ		補修が可能な設計とする。		
		いては,主要な降下火砕物		(b) 水循環系の閉塞, 内部		
		は砂と同等又は砂より硬度		における摩耗及び化学的影		
		が低くもろいことから、摩		響(腐食)		
		耗による影響は小さい。ま		評価対象施設等のうち,		
		た当該施設については,定		水循環系の閉塞、内部にお		
		期的な内部点検及び日常保		ける摩耗及び化学的影響		
		守管理により, 状況に応じ		(腐食) を考慮すべき施設		
		て補修が可能であり、摩耗		は、以下の施設である。		
		により外部事象防護対象施		・降下火砕物を含む海水の		
		設の安全機能を損なわない		流路となる施設海水ポンプ		
		設計とする。		(原子炉補機冷却海水ポン		
		③j 【7条 52】		プ, 高圧炉心スプレイ補機		③j 引用元: P15
				冷却海水ポンプ),海水スト		
		ii. 換気系, 電気系及び計		レーナ(原子炉補機冷却海		
		測制御系に対する機械的影		水系ストレーナ、高圧炉心		
		響 (摩耗) ③k		スプレイ補機冷却海水系ス		③k 引用元: P2
		外部事象防護対象施設等		トレーナ)及び下流設備	同趣旨の記載であるが、表	
		及び外部事象防護対象施設		・降下火砕物の影響を受け	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		る施設であって, その停止		
		る施設のうち,降下火砕物		等により,外部事象防護対		
		を含む空気を取り込みかつ		象施設等に波及的影響を及		
		摺動部を有する換気系,電		ぼし得る施設		
		気系及び計測制御系の施設		海水取水設備(除塵装置)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

			要求事項との対比表し		_	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		については,降下火砕物に		降下火砕物は粘土質ではな		
		対し、機能を損なうおそれ		いことから水中で固まり閉		
		がないよう,降下火砕物が		塞することはないが, 当該		
		侵入しにくい構造とするこ		施設については、降下火砕		
		と又は摩耗しにくい材料を		物の粒径に対し十分な流路		
		使用することにより、摩耗		幅を設けることにより、海		
		しにくい設計とする。3		水の流路となる施設が閉塞		
		なお, 摩耗が進展しない		しない設計とする。33d		
		ようバグフィルタの取替え		内部における摩耗につい		
		又は清掃すること等を保安		ては、主要な降下火砕物は		
		規定に定めて管理する。		砂と同等又は砂より硬度が		
		③⑦b 【7条53】		低くもろいことから,摩耗		⑦b 引用元: P24
				による影響は小さい。また		
				当該施設については, 定期		
		(二) 腐食		的な内部点検及び日常保守		
		i. 構造物の化学的影響		管理により、状況に応じて		
		(腐食) 31		補修が可能であり、摩耗に		③1 引用元: P2
		外部事象防護対象施設等		より外部事象防護対象施設	同趣旨の記載であるが,表	
		及び外部事象防護対象施設		の安全機能を損なわない設	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		<u>計とする。</u> ③j		
		る施設のうち,屋外に設置		化学的影響 (腐食) につい		
		している施設及び外部事象		ては,金属腐食研究の結果		
		防護対象施設を内包する施		より、降下火砕物によって		
		設については,降下火砕物		直ちに金属腐食を生じない		
		に対し、機能を損なうおそ		が, 耐食性のある材料の使		
		れがないよう, 耐食性のあ		<u>用や塗装の実施</u> ③p 等によ		
		る材料の使用又は塗装を実		って、腐食により外部事象		
		施することにより,降下火		防護対象施設の安全機能を		
		砕物による短期的な腐食が		損なわない設計とする。 <u>な</u>		
		発生しない設計とする。3n		お、長期的な腐食の影響に		③n 引用元: P2
		なお、長期的な腐食の影		ついては, 日常保守管理等		
		響については、日常保守管		により、状況に応じて補修		
		理等により, 状況に応じて		が可能な設計とする。		
		補修が可能な設計とする。		303q		
		③o 【7条54】				③o 引用元: P15
				(c) 電気系及び計測制御系		
		屋内の重大事故等対処設		に対する機械的影響(閉塞)	設備設計の明確化	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		備については,降下火砕物		及び化学的影響 (腐食)	(腐食に対する重大事故対	
		による短期的な腐食により		評価対象施設等のうち,	処等対処設備の設計)	
		機能を損なわないように,		電気系及び計測制御系に対		
		耐食性のある塗装を実施し		する機械的影響 (閉塞) 及び		
		た建屋内に設置する設計と		化学的影響 (腐食) を考慮す		
		する。 5		べき施設は,以下の施設で		
		屋外の重大事故等対処設		ある。		
		備については,降下火砕物		・屋外に設置されている施		
		を適宜除去することによ		設		
		り,降下火砕物による腐食		海水ポンプ(原子炉補機冷		
		に対して,設計基準事故対		却海水ポンプ, 高圧炉心ス		
		処設備等の安全機能と同時		プレイ補機冷却海水ポン		
		に重大事故等対処設備の重		プ)		
		大事故等に対処するために		機械的影響 (閉塞) につい		
		必要な機能が損なわれるお		ては,海水ポンプ(原子炉補		
		それがない設計とする。 5		機冷却海水ポンプ,高圧炉		
		なお、降下火砕物により		心スプレイ補機冷却海水ポ		
		腐食の影響が生じないよ		ンプ)の電動機本体は外気		
		う,屋外の重大事故等対処		と遮断された全閉構造,原		
		設備に堆積する降下火砕物		子炉補機冷却海水ポンプ電		
		を適宜除去することを保安		動機の空気冷却器の冷却管		
		規定に定めて管理する。		内径及び高圧炉心スプレイ		
		⑤⑥c 【7条 55】		補機冷却海水ポンプ電動機		⑥c 引用元: P23
				の冷却流路は降下火砕物粒		
		ii. 水循環系の化学的影		径以上の幅を設ける構造と		
		響(腐食)③m		することにより,機械的影		③m 引用元:P2
		外部事象防護対象施設等		響 (閉塞) により外部事象防	同趣旨の記載であるが,表	
		及び外部事象防護対象施設		護対象施設の安全機能を損	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		なわない設計とする。 💠		
		る施設のうち,降下火砕物		化学的影響 (腐食) につい		
		を含む海水の流路となる施		ては, 金属腐食研究の結果		
		設については,降下火砕物		より,降下火砕物によって		
		に対し、機能を損なうおそ		直ちに金属腐食を生じない		
		れがないよう, 耐食性のあ		が、耐食性のある材料の使		
		る材料の使用又は塗装等を		<u>用や塗装の実施</u> ③s 等によ		
		実施することにより、降下		って,腐食により外部事象		
		火砕物による短期的な腐食		防護対象施設の安全機能を		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し	T		Γ
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本个队们为到 (fil)	が発生しない設計とする。	1	損なうことのない設計とす	及り坐平阪町カ町とり内に	
		3p		る。なお、長期的な腐食の影		③p 引用元:P15
		なお、長期的な腐食の影		響については、日常保守管		@p 31/11/2 . 1 10
		響については、日常保守管		理等により、状況に応じて		
		理等により、状況に応じて		補修が可能な設計とする。		
		補修が可能な設計とする。		3t		
		③q 【7条56】		(d) 絶縁低下及び化学的影		③g 引用元:P15
		9 4 1. × 001		響(腐食)		@q 5///178 . 1 10
		iii. 換気系,電気系及び計		評価対象施設等のうち,		
		測制御系に対する化学的影		絶縁低下及び化学的影響		
		響 (腐食) ③r		(腐食)を考慮すべき施設		③r 引用元 : P2
		外部事象防護対象施設等		は、以下の施設である。	同趣旨の記載であるが、表	@1 JI/II/U . 12
		及び外部事象防護対象施設		・外気から取り入れた屋内	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		の空気を機器内に取り込む	元の強いによる圧突の方	
		る施設のうち、降下火砕物		機構を有する施設		
		を含む空気の流路となる換		計測制御用電源設備(無停		
		気系、電気系及び計測制御		電電源装置),非常用所内電		
		系の施設については、降下		気設備(所内低圧系統)		
		火砕物に対し、機能を損な		当該施設の設置場所は原		
		うおそれがないよう、耐食		子炉補機室換気空調系及び		
		性のある材料の使用又は塗		計測制御電源室換気空調系		
		装を実施することにより、		にて空調管理されており,		
		降下火砕物による短期的な		本換気空調系の外気取入口		
		腐食が発生しない設計とす		にはバグフィルタを設置し		
		る。③s		ていることから、仮に室内		③s 引用元: P16
		なお、長期的な腐食の影		に侵入した場合でも降下火		@3 J//II/L . I I O
		響については、日常保守管		砕物は微量であり、粒径は		
		理等により、状況に応じて		極めて細かな粒子である。		
		補修が可能な設計とする。		₹		
		③t 【7条57】		<u>バグフィルタ</u> の <u>設置</u> ③y		
				により降下火砕物の侵入に		
		(ホ) 発電所周辺の大気汚		対する高い防護性能を有す		
		染③u		ることにより、降下火砕物		③u 引用元: P2
		外部事象防護対象施設等		の付着に伴う絶縁低下及び	同趣旨の記載であるが、表	@a J / /u . 12
		及び外部事象防護対象施設		化学的影響(腐食)による影	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		響を防止し、計測制御用電	Duraket ICO WIENCHI	
		る施設のうち、中央制御室		源設備 (無停電電源装置),		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	成工総甲語書 基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	成旦計り中調者 本文		及び基本設計方針との対比	備考
	T B411/4 - 1 (111)	換気空調系については、降	1.27	非常用所内電気設備(所内	Nea The Market Control of the Contro	
		下火砕物に対し、機能を損		低圧系統)の安全機能を損		
		なうおそれがないよう、バ		なわない設計とする。		
		グフィルタを設置すること		c. 外気取入口からの降下		
		により、降下火砕物が中央		火砕物の侵入に対する設計		
		制御室に侵入しにくい設計		外気取入口からの降下火砕		
		とする。③v		物の侵入に対して,以下の		③v 引用元: P22
		また、中央制御室換気空		とおり安全機能を損なわな		3171072 1 1 1 1
		調系については、外気取入		い設計とする。		
		ダンパの閉止及び事故時運		(a) 機械的影響 (閉塞)		
		転モードとすることによ		評価対象施設等のうち、		
		り、中央制御室内への降下		外気取入口からの降下火砕		
		火砕物の侵入を防止する。		物の侵入による機械的影響		
		さらに外気取入遮断時にお		(閉塞)を考慮すべき施設		
		いて、酸素濃度及び二酸化		は、降下火砕物を含む空気		
		炭素濃度の影響評価を実施		の流路となる以下の施設で		
		し、室内の居住性を確保す		ある。		
		る設計とする。3w		・降下火砕物を含む空気の		③w 引用元: P22
		なお、降下火砕物による		流路となる施設		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		中央制御室の大気汚染を防		非常用ディーゼル発電機		
		止するよう事故時運転モー		(高圧炉心スプレイ系ディ		
		ドへの切替え等を保安規定		ーゼル発電機を含む。),非		
		に定めて管理する。		常用換気空調系(外気取入		
		⑦c 【7条58】		口),排気筒,非常用ガス処		⑦c 引用元: P24
				理系(屋外配管)		
		(~) 絶縁低下		各施設の構造上の対応と		
		外部事象防護対象施設等		して、非常用ディーゼル発	同趣旨の記載であるが、表	
		及び外部事象防護対象施設		電機(高圧炉心スプレイ系	現の違いによる差異あり	
		等に波及的影響を及ぼし得		ディーゼル発電機を含む。)		
		る施設のうち,空気を取り		は、吸気口上流側の外気取		
		込む機構を有する電気系及		<u>入口にルーバ</u> が取り付けら		
		び計測制御系の盤について		<u>れており、下方から吸い込</u>		
		は,降下火砕物に対し,機能		む構造とすることにより、		
		を損なうおそれがないよ		降下火砕物が流路に侵入し		
		う,計測制御用電源設備(無		にくい設計とする。		
		停電電源装置)及び非常用		排気筒及び非常用ガス処		
		所内電気設備(所内低圧系		理系 (屋外配管) は,降下火		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

T	20 20 da 24	20 27 di 25 24.	要求事項との対比表し	20 m 2k -7 th 2t 2s	20. HI 24 - 7 LL 4 10 + 144 LD DJ	
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	△本队日/カシト(前)	統)の設置場所の非常用換	**X	砕物が侵入した場合でも,	及り至平阪町万町とり内に	
		気空調系にバグフィルタを		排気筒及び非常用ガス処理		
		設置することにより、降下		系(屋外配管)の構造から排		
		火砕物が侵入しにくい設計		気流路が閉塞しない設計と		③x 引用元:P2
		大件物が侵入しに、V 設計 とする。 ③x ③v				③y 引用元: P17
				することにより、降下火砕		③y 列用元:P17
		なお、降下火砕物による		物の影響に対して機能を損		
		電気系及び計測制御系の盤		なわない設計とする。③f		
		の絶縁低下を防止するよう		また、外気を取り入れる		
		バグフィルタの取替え又は		非常用換気空調系(外気取		
		清掃することを保安規定に		入口)及び非常用ディーゼ		@171H
		定めて管理する。 ⑦d		ル発電機(高圧炉心スプレ		⑦d 引用元: P24
		【7条59】		<u>イ系ディーゼル発電機を含</u>		
				む。)の空気の流路にそれぞ		
		ロ. 間接的影響に対する		れバグフィルタを設置する		
		設計方針		ことにより,フィルタメッ		
		降下火砕物による間接的		シュより大きな降下火砕物	同趣旨の記載であるが、表	
		影響である長期(7日間)の		が内部に侵入しにくい設計	現の違いによる差異あり	
		外部電源喪失及び発電所外		<u>とし、</u> さら <u>に降下火砕物が</u>		
		での交通の途絶によるアク		フィルタに付着した場合で		
		セス制限事象に対し,原子		も取替又は清掃が可能な構		
		炉及び使用済燃料プールの		造とすることで,降下火砕		
		安全性を損なわないように		物により閉塞しない設計と		
		するために、7日間の電源供		<u>する。</u> ③g		
		給が継続できるよう,非常		非常用ディーゼル発電設		
		用ディーゼル発電機(高圧		備ディーゼル <u>機関は,フィ</u>		
		炉心スプレイ系ディーゼル		ルタを通過した小さな粒径		
		発電機を含む。)の燃料を貯		の降下火砕物が侵入した場		
		蔵するための軽油タンク及		合でも,降下火砕物により		
		び燃料を移送するための燃		閉塞しない設計とする。 <a>③h		
		料移送ポンプ等を降下火砕		(b) 機械的影響 (摩耗)		
		物の影響を受けないよう設		評価対象施設等のうち,外		
		置する設計とする。		気取入口からの降下火砕物		③z 引用元: P3
		③z③aa 【7条60】		の侵入による機械的影響		③aa 引用元:P23
				(摩耗)を考慮すべき施設		
				は、以下の施設である。		
				・降下火砕物を含む空気の		
				流路となる施設のうち摺動		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	CE 1941/20 (117)	T 1941/77 (197)		部を有する施設	200 00 1 200 100 100 100 100 100 100 100	
				非常用ディーゼル発電機		
				(高圧炉心スプレイ系ディ		
				ーゼル発電機を含む。)		
				主要な降下火砕物は砂と		
				同等又は砂より硬度が低く		
				もろいことから、摩耗の影		
				響は小さい。		
				構造上の対応として、非		
				常用ディーゼル発電機(高		
				田炉心スプレイ系ディーゼ 田炉心スプレイ系ディーゼ		
				ル発電機を含む。)は、吸気		
				口上流側の外気取入口にル		
				一バが取り付けられてお		
				り、下方から吸い込む構造		
				とすることにより非常用デ		
				イーゼル発電設備ディーゼ		
				ル機関に降下火砕物が侵入		
				しにくい設計とする。		
				また、仮に非常用ディー		
				ゼル発電設備ディーゼル機		
				関の内部に降下火砕物が侵		
				入した場合でも耐摩耗性の		
				ある材料を使用すること		
				で、摩耗により非常用ディ		
				ーゼル発電機(高圧炉心ス		
				プレイ系ディーゼル発電機		
				を含む。)の安全機能を損な		
				わない設計とする。		
				外気を取り入れる非常用		
				ディーゼル発電機(高圧炉		
				心スプレイ系ディーゼル発		
				電機を含む。)の空気の流路		
				にバグフィルタを設置する		
				ことにより、フィルタメッ		
				シュより大きな降下火砕物		
				が内部に侵入しにくい設計		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				とし、摩耗により非常用デ	200	
				ィーゼル発電機(高圧炉心		
				スプレイ系ディーゼル発電		
				機を含む。)の安全機能を損		
				なわない設計とする。		
				(34)/3V [KH] C 7 (3)		
				(c) 化学的影響 (腐食)		
				評価対象施設等のうち,		
				外気取入口からの降下火砕		
				物の侵入による化学的影響		
				(腐食)を考慮すべき施設		
				は、以下の施設である。		
				・降下火砕物を含む空気の		
				流路となる施設		
				非常用ディーゼル発電機		
				(高圧炉心スプレイ系ディ		
				ーゼル発電機を含む。),非		
				常用換気空調系(外気取入		
				口),排気筒,非常用ガス処		
				理系 (屋外配管)		
				金属腐食研究の結果よ		
				り、降下火砕物によって直		
				ちに金属腐食を生じない		
				が, 塗装の実施等によって,		
				腐食により外部事象防護対		
				象施設の安全機能を損なわ		
				ない設計とする。なお、降灰		
				後の長期的な腐食の影響に		
				ついては, 日常保守管理等		
				により, 状況に応じて補修		
				が可能な設計とする。		
				(d) 大気汚染(発電所周辺		
				の大気汚染)		
				大気汚染を考慮すべき中		
				央制御室は,降下火砕物に		
				より汚染された発電所周辺		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要水争頃との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				の大気が, 中央制御室換気		
				空調系の外気取入口を通じ		
				て中央制御室に侵入しない		
				よう <u>バグフィルタを設置す</u>		
				ることにより,降下火砕物		
				が外気取入口に到達した場		
				 合であってもフィルタメッ		
				シュより大きな降下火砕物		
				が内部に侵入しにくい設計		
				とする。 <u>③</u> v		
				また、中央制御室換気空		
				調系については、外気取入		
				ダンパの閉止及び事故時運		
				転モードとすることによ		
				り、中央制御室内への降下		
				火砕物の侵入を防止する。		
				さらに外気取入遮断時にお		
				いて,酸素濃度及び二酸化		
				炭素濃度の影響評価を実施		
				し,室内の居住性を確保す		
				<u>る設計とする。</u> ③w		
				(6) 降下火砕物の間接的影		
				響に対する設計方針		
				降下火砕物による間接的		
				影響として考慮する, 広範		
				囲にわたる送電網の損傷に		
				よる77日間の外部電源喪		
				失及び発電所外での交通の		
				途絶によるアクセス制限事		
				象が生じた場合について		
				は、降下火砕物に対して非		
				常用ディーゼル発電機(高		
				圧炉心スプレイ系ディーゼ		
				ル発電機を含む。)の安全機		
				能を維持することで、発電		
				用原子炉の停止及び停止後		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

LL Alecta W. Le e. L. America	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	A44-4-4
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				の発電用原子炉の冷却並び		
				に使用済燃料プールの冷却		
				に係る機能を担うために必		
				要となる電源の供給が非常		
				用ディーゼル発電機(高圧		
				炉心スプレイ系ディーゼル		
				<u>発電機を含む。)</u> ③aa により		
				継続できる設計とすること		
				により, 安全機能を損なわ		
				ない設計とする。電源の供		
				給に関する設計方針は,		
				「10.1 非常用電源設備」に		
				記載する。 ③ (③aa <u>重複</u>)		
				1.8.7.2 手順等		
				降下火砕物の降灰時にお		
				ける手順について,降下火		
				砕物の除去 (資機材含む。)		
				等の対応を適切に実施する		
				ため,以下について手順を		
				定める。		
				(1) 降灰が確認された場合		
				には, 建屋や屋外の設備に		
				長期間降下火砕物による荷		
				重を掛け続けないこと, ま		
				た降下火砕物の付着による		
				腐食等が生じる状況を緩和		
				するために, 評価対象施設		
				等に <u>堆積</u> した <u>降下火砕物</u> の		
				除去を適切に実施する手順		
				<u>を定める。⑥a⑥b⑥c</u>		
				(2) 降灰が確認された場合		
				には、状況に応じて外気取		
				<u>入ダンパの閉止,換気空調</u>		
				系の停止又は事故時運転モ		
				<u>ードへの切替え</u> により,建		
				屋内への降下火砕物の侵入		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				を防止する手順を定める。		
				⑦a⑦c		
				(3) 降灰が確認された場合		
				には、非常用換気空調系の		
				外気取入口の <u>バグフィルタ</u>		
				について,バグフィルタの		
				差圧を確認するとともに,		
				状況に応じて <mark>取替え又は清</mark>		
				掃を実施する手順を定め		
				る。 ⑦ b ⑦ d		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

亜半車項しの特に書

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州圣牛州州 所代	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C. HIA
(外部からの衝撃による損				1. 安全設計		
傷の防止)			ロ 発電用原子炉施設の一	1.8 外部からの衝撃による	外部火災に関する記載はす	
(外部火災)			般構造	損傷の防止に関する基本方	べて追加要求のため,変更	
			(3) その他の主要な構造	針	後のみに記載する。	
第七条 設計基準対象施設		c. 外部火災	(i) 本発電用原子炉施設	1.8.9 外部火災防護に関す		
(兼用キャスクを除く。) が	_	想定される外部火災にお	は,(1)耐震構造,(2)耐津	る基本方針	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
想定される自然現象(地震		いて,火災源を発電所敷地	波構造に加え、以下の基本	1.8.9.1 設計方針	現の違いによる差異あり	2.3.3 設計方針
及び津波を除く。) によりそ		内及び敷地外に設定し外部	的方針のもとに安全設計を	安全施設が外部火災(火		(以下同様の施設区分)
の安全性を損なうおそれが		事象防護対象施設に係る温	行う。	災・爆発(森林火災,近隣工		
ある場合は、防護措置、基礎		度や距離を算出し, それら	a. 設計基準対象施設	場等の火災・爆発, 航空機墜		
地盤の改良その他の適切な		による影響評価を行い, 最	(a-9) 外部火災(森林火災,	落火災等)) に対して, 発電		
措置を講じなければならな		も厳しい火災が発生した場	爆発及び近隣工場等の火	用原子炉施設の安全性を確		
٧٠°		合においても安全機能を損	災)	保するために想定される最		
1		なわない設計とする。	安全施設は、想定される外	も厳しい火災が発生した場		
		①a②③ 【7条61】	部火災において,最も厳し	合においても必要な安全機		
【解釈】			い火災が発生した場合にお	能を損なわないよう, <u>防火</u>		
1 第1項に規定する「想定		外部事象防護対象施設	いても安全機能を損なわな	帯の設置,離隔距離の確保,	同趣旨の記載であるが,表	
される自然現象」には、台		は,防火帯の設置,離隔距離	<u>い設計とする。</u> ①a	建屋による防護、代替手段	現の違いによる差異あり	
風、竜巻、降水、積雪、凍結、		の確保、建屋による防護に		等によって、安全機能を損		
落雷、火山事象、生物学的事		よって, 安全機能を損なわ	想定される森林火災の延	<u>なわない設計とする。</u> ①b		
象、森林火災等を含む。①		ない設計とする。	焼防止を目的として,発電	外部火災によってその安		
2 第1項に規定する「適切		①b②③ 【7条62】	所周辺の植生を確認し,作	全機能が損なわれないこと		
な措置を講じなければなら			成した植生データ等を基に	を確認する必要がある施設		
ない」には、供用中における		重大事故等対処設備は,	求めた最大火線強度	を, 安全重要度分類のクラ	設備設計の明確化	
運転管理等の運用上の措置		建屋内への設置又は設計基	(4,428kW/m) から算出され	ス1、クラス2及びクラス		
を含む。		準事故対処設備等及び同じ	る <u>防火帯(約20m)を敷地内</u>	3に属する構築物,系統及		
1		機能を有する他の重大事故	<u>に設ける</u> 。①c①f	び機器とする。 🗘		
		等対処設備と位置的分散を	防火帯は延焼防止効果を	外部火災によってその安		
		図り設置するとともに,防	損なわない設計とし, 防火	全機能が損なわれないこと		
2 周辺監視区域に隣接す		火帯により防護することに	帯に可燃物を含む機器等を	を確認する必要がある施設		
る地域に事業所、鉄道、道路		より, 設計基準事故対処設	設置する場合は必要最小限	のうち,外部事象防護対象		
その他の外部からの衝撃が		備等の安全機能と同時にそ	<u>とする。</u> ①e	施設は, 防火帯の設置, 離隔		
発生するおそれがある要因		の機能を損なわない設計と		距離の確保, 建屋による防		
がある場合には、事業所に		する。	また,森林火災による熱影	護等により安全機能を損な		
おける火災又は爆発事故、		⑥ 【7条63】	響については,最大火炎輻	わない設計とする。		
危険物を搭載した車両、船			射強度の影響を考慮した場	⑧(①b 重複)		
舶又は航空機の事故その他		外部火災の影響について	合においても,離隔距離の	想定する外部火災として,	運用担保事項の明確化	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜半車位とのおかま

			要求事項との対比表し		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
の敷地及び敷地周辺の状況		は、定期的な評価の実施を	確保等により安全施設の安	森林火災,近隣の産業施設		
から想定される事象であっ		保安規定に定めて管理す	全機能を損なわない設計と	の火災・爆発,発電所敷地内		
て人為によるもの(故意に		る。	する。 1	に設置する危険物貯蔵施設		
よるものを除く。以下「人為		④ 【7条64】		等の火災及び航空機墜落に		
こよる事象」という。) によ			発電所敷地又はその周辺	よる火災を選定する。外部		
発電用原子炉施設(兼用		(a) 防火帯幅の設定に対	で想定される発電用原子炉	火災にて想定する火災を第	同趣旨の記載であるが、表	
デャスクを除く。)の安全性		する設計方針	施設の安全性を損なわせる	1.8.9-1 表に示す。	現の違いによる差異あり	
が損なわれないよう、防護		自然現象として想定され	原因となるおそれがある事	また、想定される火災及び		
昔置その他の適切な措置を		る森林火災については森林	象であって人為によるもの	爆発の二次的影響(ばい煙		
帯じなければならない。		火災シミュレーション解析	(故意によるものを除く。)	等) に対して, 安全施設の安		
2		コードを用いて求めた最大	として,想定される近隣の	全機能を損なわない設計と		
		火線強度 <mark>(4,428kW/m)</mark> から	産業施設の火災・爆発につ	する。�(②a, ②h, ②u, ②		
【解釈】		設定し,設置(変更)許可を	いては、離隔距離の確保に	ac, ③a 重複)		
3 第2項に規定する「事故		受けた防火帯(約20m)を敷	より安全施設の安全機能を			
その他の敷地及び敷地周辺		地内に設ける設計とする。	損なわない設計とする。21	(1) 評価対象施設↓		①c 引用元:P1
の状況から想定される事象		①c①d 【7条65】	また,想定される <u>発電所敷</u>	外部事象防護対象施設の		①d 引用元: P4
であって人為によるもの」			地内に設置する危険物貯蔵	うち,屋内施設は内包する		
こは、ダムの崩壊、船舶の衝		また、防火帯は延焼防止	施設等の火災及び航空機墜	建屋により防護する設計と	同趣旨の記載であるが、表	
で、電磁的障害等の敷地及		効果を損なわない設計と	<u>落による火災</u> ②a③a につい	し,評価対象施設を,建屋,	現の違いによる差異あり	
び敷地周辺の状況から生じ		し、防火帯に可燃物を含む	ては、離隔距離を確保する	屋外施設並びに外部火災の		
うる事故を含む。②		機器等を設置する場合は必	こと、その火災による損傷	二次的影響を受ける構築		
		要最小限とする。	を考慮して代替設備により	物、系統及び機器に分類し、		
4 第2項に規定する「適切		①e 【7条66】	必要な機能を確保すること	抽出する。		①e 引用元:P1
な措置を講じなければなら			又はそれらを適切に組み合	上記に含まれない構築物,		
ない」には、対象とする発生			わせることで、その安全施	系統及び機器は,原則とし		
夏から一定の距離を置くこ		(b) 発電所敷地内の火災・	設の安全機能を損なわない	て, 防火帯により防護し, 外	同趣旨の記載であるが、表	
とを含む。②		爆発源に対する設計方針	設計とする。外部火災によ	部火災により損傷した場合	現の違いによる差異あり	
		火災・爆発源として, 森林	る屋外施設への影響につい	であっても,代替手段があ		
		火災,発電所敷地内に設置		ること等により安全機能は		
3 航空機の墜落により発		する屋外の危険物タンク,	容温度②h 以下とすること	損なわれない。		
記用原子炉施設(兼用キャ		危険物貯蔵所, 常時危険物	で安全施設の安全機能を損	評価対象施設を第1.8.9一		
くりを除く。) の安全性を損		を貯蔵する一般取扱所及び	なわない設計とする。	2 表に示す。		
ようおそれがある場合は、		危険物を内包する貯蔵設備	また,外部火災の二次的影			
5護措置その他の適切な措		以外の設備 (以下 「危険物貯	響であるばい煙及び <u>有毒ガ</u>	a. 外部火災の直接的な影		
置を講じなければならな		蔵施設等」という。)の火災・	スによる影響については,	響を受ける評価対象施設		
) °		爆発、航空機墜落による火		外部事象防護対象施設等		
		災及び敷地内の危険物貯蔵	防護対策を講じることで安	のうち, 評価対象施設を以		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【解釈】	本 年成計刀町 (削)	施設等の火災と航空機墜落	全施設の安全機能を損なわ	下のとおり抽出する。	及い基本取引力到とり別比	
5 第3項の航空機の墜落		による火災が同時に発生し	ない設計とする。②x	(a) 屋内の評価対象施設		
こついては、「実用発電用原		た場合の重畳火災を想定	<u>ない設計とする。</u> 個 X	屋内設置の外部事象防護		
子炉施設への航空機落下確		し、火災源からの外部事象		対象施設は、内包する建屋		
		- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
率の評価基準について」(平 ************************************		防護対象施設への熱影響を		により防護する設計とし、		
式21・06・25原院第1		評価する。		以下の建屋を評価対象施設		@ 31m = po
号。平成21年6月30日		①②a③ 【7条 67】		とする。		②a 引用元: P2
原子力安全・保安院制定))				i)原子炉建屋		
こ基づいて確認すること。		なお、発電所敷地内には		ii) タービン建屋		
この場合において、設置許		屋外で爆発する可能性のあ		iii)制御建屋		
可申請時の航路に変更がな		る設備を設置していないこ		(b) 屋外の評価対象施設		
いことにより確認するこ		とからガス爆発によって評		屋外の評価対象施設は、以		
<u>L</u> .		価対象施設の安全機能が損		下の施設を対象とする。		
3)		なわれることはない。		i)排気筒		
		②i 【7条68】		ii) 復水貯蔵タンク		②i 引用元: P35
				iii) 原子炉補機冷却海水ポ		
		外部事象防護対象施設の		ンプ(高圧炉心スプレイ補	同趣旨の記載であるが、表	
		評価条件を以下のように設		機冷却海水ポンプを含む。)	現の違いによる差異あり	
		定し, 評価する。評価結果よ		iv) 高圧炉心スプレイ補機		
		り火災源ごとに輻射強度,		冷却海水系ストレーナ		
		燃焼継続時間等を求め,外		評価対象施設のうち、高圧		
		部事象防護対象施設を内包		炉心スプレイ補機冷却海水		
		する建屋(垂直外壁面及び		系ストレーナについては,		
		天井スラブから選定した,		他の評価対象施設の評価に		
		火災の輻射に対して最も厳		より、安全機能を損なわな		
		しい箇所)の表面温度が許		い設計であることを確認す		
		容温度 (200℃) となる危険		る。		
		距離及び屋外の外部事象防		b. 外部火災の二次的影響		
		護対象施設の温度が許容温		を受ける評価対象施設		
		度(排気筒の表面温度 325℃		外部火災の二次的影響を受		
		並びに復水貯蔵タンクの貯		ける評価対象施設を以下の		
		留水を使用する補給水系の		とおり抽出する。		
		系統最高使用温度 66℃並び		Cわり畑山りる。 (a) 非常用ディーゼル発電		
		に原子炉補機冷却海水ポン		機(高圧炉心スプレイ系デ		
		プの冷却空気温度を上部軸		イーゼル発電機を含む。)		
		受の機能維持に必要な 40℃		(b) 換気空調系		
		及び下部軸受の機能維持に		(c) 安全保護系		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	坐平队刊刀到(刊)	必要な 55℃並びに高圧炉心	本 文	(d) 原子炉補機冷却海水ポ	及び一条平阪町万町との利比	
		スプレイ補機冷却海水ポン		ンプ シブ		
		プの冷却空気温度を上部軸		(e) 高圧炉心スプレイ補機		
		受及び下部軸受の機能維持		一 倫里が心ヘノレイ 補機 冷却海水ポンプ		
		に必要な温度である 55℃)		行列借水がクラ		
		となる危険距離を算出し,		(2) 森林火災		
		その危険距離を上回る離隔		「原子力発電所の外部火		
		距離を確保する設計、又は		災影響評価ガイド」を参照		
		起離を確休りつ設計、又は		し,発電所周辺の植生及び		
				過去 10 年間の気象条件を		②b, ②c 引用元:P11
		部事象防護対象施設の温度				②d, ②e 引用元:P11
		を算出し、その温度が許容		調査し、発電所から直線距離は		0 , 0 •,,,=
		温度を満足する設計とす		離 10km の間に発火点を設		②f 引用元:P13
		5.		定し、森林火災シミュレー		②g 引用元: P14
		①②b②c②d②e②f②g②h ③ 【7条69】		<u>ション解析コード</u> (以下「F		②h 引用元: P2
		3 【7 条 69】		ARSITE」という。) <u>を</u>		
		木井 しがりょう マルー 水岳		用いて①d 影響評価を実施		
		・森林火災については、発電ボロスのはままなる。		し、森林火災の延焼を防ぐ	同趣旨の記載であるが、表現の意味を表現する	
		所周辺の植生を確認し、作		ための手段として防火帯を	現の違いによる差異あり	
		成した植生データ等を基に		設け、火炎が防火帯外縁に		
		求めた防火帯の外縁(火災		到達するまでの時間、評価		
		側)における火炎輻射発散		対象施設への熱影響及び危		
		度(建屋及び復水貯蔵タン		険距離を評価し、必要な防		
		ク評価においては477kW/m²,		火帯幅,評価対象施設との		
		排気筒評価においては		離隔距離を確保すること等		
		367kW/m², その他評価におい		により、評価対象施設の安		
		ては408kW/m²)を用いて危険		全機能を損なわない設計と		①f 引用元:P1
		距離を求め評価する。		する。②		①g, ①h 引用元: P11
		①f①g①h①i 【7条70】		a. 森林火災の想定②		①i 引用元:P12
				(a) 森林火災における各樹		
		・発電所敷地内に設置する		種の可燃物量は,宮城県及	同趣旨の記載であるが、表	
		危険物貯蔵施設等の火災に		び東北森林管理局から入手	現の違いによる差異あり	
		ついては, 貯蔵量等を勘案		した森林簿データと現地調		
		して火災源ごとに建屋表面		査等により得られた樹種を		
		温度及び屋外の外部事象防		踏まえて補正した植生を用		
		護対象施設の温度を求め,		いる。また、林齢は、樹種を		
		評価する。		踏まえて地面草地の可燃物		
		また,燃料補充用のタン		量が多くなるように保守的		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

LL. Also the New ID Day Reported	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	litte de
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		クローリ火災が発生した場		に設定する。		
		合の影響については,燃料		(b) 気象条件は,「石巻特別		
		補充時は監視人が立会を実		地域気象観測所」及び「江ノ		
		施することを保安規定に定		島気象観測所」の過去10 年		
		めて管理し, 万一の火災発		間の気象データを調査し,		
		生時は速やかに消火活動が		宮城県における森林火災発		
		可能とすることにより,外		生頻度が年間を通じて比較		
		部事象防護対象施設に影響		的高い月の最小湿度,最高		
		がない設計とする。		気温及び最大風速の組合せ		
		②j⑦【7条71】		とする。		②j 引用元: P26
				(c) 風向については, 最大		
		・航空機墜落による火災に		風速記録時における風向及	同趣旨の記載であるが、表	
		ついては,「実用発電用原子		び卓越風向を調査し、森林	現の違いによる差異あり	
		炉施設への航空機落下確率		火災の発生件数及び森林と		
		の評価基準について」(平成		発電所の位置関係を考慮し		
		21·06·25 原院第 1 号 (平		て,最大風速記録時の風向		
		成 21 年 6 月 30 日原子力安		を設定する。		
		全・保安院一部改正)) によ		(d) 発火点については, 防		
		り墜落確率が 10-7 (回/炉・		火帯幅の設定及び熱影響評		
		年)となる面積及び離隔距		価に際し、FARSITE		
		離を算出し,外部事象防護		より出力される最大火線強		
		対象施設への影響が最も厳		度及び反応強度を用いて評		
		しくなる地点で火災が起こ		価するため,発電所から直		
		ることを想定し, 建屋表面		線距離10km の間で風向及		
		温度及び屋外の外部事象防		び人為的行為を考慮し, 4		
		護対象施設の温度を求め,		地点を設定する。		
		評価する。		(d-1) 人為的行為を考慮		③a 引用元:P2
		③a③b 【7条72】		し,火を扱う可能性がある		③b 引用元: P37
				箇所で,火災の発生頻度が		
		・敷地内の危険物貯蔵施設		高いと想定される居住地	同趣旨の記載であるが,表	
		等の火災と航空機墜落火災		区, 道路沿い等を選定する。	現の違いによる差異あり	
		の重畳については,各々の		(d-2) 風向は卓越方向(北		
		火災の評価条件により算出		北東,南南西,西北西)とし,		
		した輻射強度, 燃焼継続時		火災規模に対する風向の影		
		間等により,外部事象防護		響を考慮し,発火点は女川		
		対象施設の受熱面に対し,		原子力発電所の風上を選定		
		最も厳しい条件となる火災		する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本 半取引 刀到 (削)	※本設計万針(後) 源と外部事象防護対象施設	本文	i) 発電所周辺のうち, 卓	火い本半取引刀到とり別比	
		を選定し、建屋表面温度及		越風向の北北東方向の風に		
		び屋外の外部事象防護対象		よる延焼を考慮し、民宿、社		
		施設の温度を求め評価す		員寮等の居住区での人為的		
		他 放 の 価 及 を 水 め 計 価 り る。		行為を想定し、小屋取地区		
		る。 ②k③ 【7条73】		漁港沿いの荒地(発電所敷		②k 引用元: P39
				地から約900m の距離)を		② 水 引用儿 . F39
				「発火点1」として設定す		
		(c) 発電所敷地外の火災・		一、光八点1」として設定り	同趣旨の記載であるが、表	
		爆発源に対する設計方針		a。 ii) 発電所周辺のうち, 卓	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		発電所敷地外での火災・		越風向である南南西方向の	元ツ⊭「「による左共のリ	
		乗竜所敷地外での欠及・ 爆発源に対して、必要な離				
		隔距離を確保することで,		路沿いでの人為的行為を想		
		外部事象防護対象施設の安		定し、発電所に近い県道沿		
		全機能を損なわない設計と		い(発電所敷地から約		
		主機能を損なわない説前と		1,200m の距離) を「発火点		②1 引用元 : P2
		9 3。 ②1②m 【7条74】		2-1 として設定する。		②m 引用元: P14
				iii)発電所周辺のうち、卓		2/11 J/m/L . 114
		・発電所敷地外 10km 以内の		越風向である南南西方向の	同趣旨の記載であるが、表	
		範囲において、火災により		風による延焼を考慮し、居	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		発電用原子炉施設に影響を		住地区及び田が存在する地	光の達いによる左共のり	
		及ぼすような石油コンビナ		区での人為的行為を想定		
		ート施設は存在しないた		し、鮫浦地区の田(発電所敷		
		め、火災による発電用原子		地から約2,600m の距離)		
		炉施設への影響については		に, 発火点2-1 より遠方と		
		考慮しない。		なる「発火点2-2」として設		
		②n 【7条75】		定する。		②n 引用元:P15
				iv) 発電所周辺のうち, 卓		⊕n 31/11/0 · 1 10
		・発電所敷地外半径 10km 以		越風向である西北西方向の	同趣旨の記載であるが、表	
		内の産業施設,燃料輸送車		風による延焼を考慮し、発	現の違いによる差異あり	
		両及び漂流船舶の火災につ		電所周辺の道路沿いでの人)	
		いては、外部事象防護対象		為的行為を想定し、発電所		
		施設を内包する建屋(垂直		に近い荒地(発電所敷地か		
		外壁面及び天井スラブから		ら約1,100m の距離) に「発		
		選定した、火災の輻射に対		火点3 として設定する。		
		して最も厳しい箇所)の表		(e) 森林火災の発火時刻に		
		面温度が許容温度となる危		ついては、日照による草地		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	CL	険距離及び屋外の外部事象	127	及び樹木の乾燥に伴い,火	24 0 E 24 24 24 24 24 24 24	
		防護対象施設の温度が許容		線強度が変化することか		
		温度となる危険距離を算出		ら,これらを考慮して火線		
		し、その危険距離を上回る		強度が最大となる時刻を設		②o 引用元: P14
		離隔距離を確保する設計と		定する。		②p 引用元: P19
		する。②o②p②q		b. 評価対象範囲②		②q 引用元: P22
		なお、漂流船舶の火災に		発電所近傍の発火想定地		
		ついては,発電所敷地外半		点を 10km 以内とし, 評価対		
		径 10km を主要航路とする船		象範囲は東側が海岸という		
		舶が存在しないことから,		発電所周辺の地形を考慮		
		発電所内の港湾施設に入港		し、女川原子力発電所から		
		する船舶の中で燃料の積載		東に4km, 西に 12km, 南に		
		量が最大である船舶の火災		12km, 北に 12km の範囲を対		
		を想定する。		象に評価を行う。		
		②u 【7条76】				②u 引用元: P23
				c. 必要データ (FARSI		
		・発電所敷地外半径10km以		TE入力条件) ②	同趣旨の記載であるが,表	
		内の産業施設, 燃料輸送車		(a) 地形データ	現の違いによる差異あり	
		両及び漂流船舶の爆発につ		現地状況をできるだけ模		
		いては,ガス爆発の爆風圧		擬するため,発電所周辺の		
		が0.01MPaとなる危険限界		土地の標高,地形等のデー		
		距離を算出し、その危険限		タについては,公開情報の		
		界距離を上回る離隔距離を		中でも高い空間解像度であ		
		確保する設計とする。また,		る 10m メッシュの「基盤地		
		ガス爆発による容器破損時		図情報 数値標高モデル」		
		に破片の最大飛散距離を算		(国土地理院データ)を用		
		出し,最大飛散距離を上回		いる。		
		る離隔距離を確保する設計		(b) 土地利用データ		
		とする。		現地状況をできるだけ模		②r 引用元: P14
		②r②s 【7条77】		擬するため,発電所周辺の		②s 引用元: P21
				建物用地、交通用地等のデ		
		なお、漂流船舶の爆発に		ータについては, 公開情報	同趣旨の記載であるが、表	
		ついては、爆発のおそれが		の中でも高い空間解像度で	現の違いによる差異あり	
		ある船舶が発電所敷地外半		ある 100m メッシュの「国土		
		径 10km 以内を航行していな		数値情報 土地利用細分メ		
		いため, 船舶の爆発による		ッシュ」(国土交通省デー		
		発電用原子炉施設への影響		タ)を用いる。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	坐平区□刀≠□(刊)	については考慮しない。	一	(c) 植生データ	及び至本政司力到との利比			
		② 【7条78】		現地状況をできるだけ模				
				操するため、樹種や生育状				
		(d) 二次的影響 (ばい煙)		況に関する情報を有する森				
		に対する設計方針		林簿の空間データを地方自				
				治体(宮城県)及び東北森林				
		屋外に開口しており空気		管理局より入手する。	同趣旨の記載であるが、表			
		の流路となる設備及び換気		森林簿の情報を用いて、土				
		空調系統に対し、ばい煙の		地利用データにおける森林	光の度いによる左共のり			
		侵入を防止するため、適切		領域を樹種・林齢によりさ				
		な防護対策を講じることで		らに細分化する。				
		外部事象防護対象施設の安		発電所構内及び発電所周				
		全機能を損なわない設計と		辺の植生データについて				
		主機能を損なわない設計と		は、現地調査し、FARSI				
		9 つ。 ②x 【7 条 79】		TE入力データとしての妥		②x 引用元:P3		
		②X 【7 亲 79】				(AX 51用元:P3		
		/ 梅 <i>厚 吹</i> 調 交		当性を確認の上植生区分を				
		イ. 換気空調系		設定する。	日極ビの割料でもフジーま			
		外部火災によるばい煙が		(d) 気象データ	同趣旨の記載であるが、表現の法となる。			
		発生した場合には、侵入を		現地にて起こり得る最も	現の違いによる差異あり			
		防止するためフィルタを設		厳しい条件を検討するた				
		置する設計とする。		め、「石巻特別地域気象観測				
		なお、室内に滞在する人		所」及び「江ノ島気象観測				
		員の環境劣化を防止するた		所」の過去10年間の気象デ				
		めに、ばい煙の侵入を防止		ータにおける宮城県で発生				
		するよう外気取入ダンパの		した森林火災の実績を考慮				
		閉止及び事故時運転モード		し、比較的発生頻度が高い				
		への切替えによる外気の遮		3月~5月の気象条件(最				
		断を保安規定に定めて管理		多風向,最大風速,最高気温				
		する。		及び最小湿度)の最も厳し				
		②v 【7条80】		い条件を用いる。		②v 引用元: P44		
		口. 安全保護装置		d. 延焼速度及び火線強度				
		外部事象防護対象施設の		の算出②	同趣旨の記載であるが、表			
		うち空調系統にて空調管理		ホイヘンスの原理に基づ	現の違いによる差異あり			
		されており間接的に外気と		く火炎の拡大モデルを用い				
		接する安全保護装置盤につ		て延焼速度 (0.49m/s (発火				
		いては、フィルタを設置す		点1))や火線強度				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則 • 解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		ることによりばい煙が侵入		(4,428kW/m (発火点1)) を		
		しにくい設計とする。 ② y		算出する。		②y 引用元: P44
		ハ. 非常用ディーゼル発		e. 火炎到達時間による消		
		電機(高圧炉心スプレイ系		火活動③		
		ディーゼル発電機を含む。)		延焼速度より, 発火点から		
		非常用ディーゼル発電機		火炎が防火帯に到達するま		
		(高圧炉心スプレイ系ディ		での火炎到達時間(約 1.8		
		ーゼル発電機を含む。)につ		時間(発火点3))を算出す		
		いては、フィルタを設置す		る。		
		ることによりばい煙が侵入		森林火災が防火帯に到達		
		しにくい設計とする。		する時間までの間に女川原		
		②z		子力発電所に常駐している		②z 引用元: P44
		また、ばい煙が侵入した		自衛消防隊による防火帯付		
		としてもばい煙が流路に溜		近の予防散水活動(飛び火		
		まりにくい構造とし, ばい		を抑制する効果を期待)を		
		煙により閉塞しない設計と		行うことが可能であり,防		
		する。		火帯をより有効に機能させ		
		② 【7条81】		る。		
				また, 万が一の飛び火等に		
		二. 原子炉補機冷却海水		よる火炎の延焼を確認した	同趣旨の記載であるが,表	
		ポンプ及び高圧炉心スプレ		場合には,自衛消防隊によ	現の違いによる差異あり	
		イ補機冷却海水ポンプ		る初期消火活動を行うこと		
		原子炉補機冷却海水ポン		で、評価対象施設の安全機		
		プ用電動機及び高圧炉心ス		能を損なわない設計とす		
		プレイ補機冷却海水ポンプ		る。		
		用電動機については, モー		なお、外部からの情報によ		
		タ部を全閉構造とすること		り森林火災を認識し、防火		
		により、ばい煙により閉塞		帯に到達するまでに時間的		
		しない設計とする。		な余裕がある場合には,発		②aa 引用元:P45
		②aa②ab 【7条82】		電所構内への延焼を抑制す		②ab 引用元: P46
				るために防火帯近傍への予		
		原子炉補機冷却海水ポン		防散水を行う。	設備設計の明確化	
		プ用電動機の空気冷却部		f . 防火帯幅の設定		
		は、ばい煙が侵入した場合		FARSITEから出力		
		においてもばい煙が流路に		される最大火線強度		
		溜まりにくい構造とし、ば		(4,428kW/m (発火点1)) に		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1人们 至于 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	NHI ~7
		い煙により閉塞しない設計		より算出される防火帯幅		
		とする。		19.7m に対し,約20m の防		
		②ad 【7条83】		火帯幅を確保することによ		②ad 引用元: P45
				り評価対象施設の安全機能		
		(e) 有毒ガスに対する設		を損なわない設計とする。		
		計方針②ac		防火帯は延焼防止効果を		②ac 引用元:P2
		外部火災起因を含む有毒		損なわない設計とし、防火	同趣旨の記載であるが、表	
		ガスが発生した場合には,		帯に可燃物を含む機器等を	現の違いによる差異あり	
		中央制御室内に滞在する人		設置する場合は必要最小限		
		員の環境劣化を防止するた		とする。 <mark>⑧(①c 重複)</mark>		
		めに設置した外気取入ダン		設置する防火帯について,		
		パを閉止し, 中央制御室内		第1.8.9-1 図に示す。		
		の空気を事故時運転モード				
		へ切替えの実施及び必要に		g. 評価対象施設への熱影		
		応じ中央制御室以外の空調		響4		
		ファンを停止することによ		森林火災の直接的な影響		
		り、有毒ガスの侵入を防止		を受ける評価対象施設への		
		する設計とする。		影響評価を実施し, 離隔距		
		なお、外気取入ダンパの		離の確保,建屋による防護		
		閉止及び事故時運転モード		により, 評価対象施設の安		
		へ切替えによる外気の遮断		全機能を損なわない設計と		
		及び空調ファンの停止によ		する。		
		る外気流入の抑制を保安規		なお,影響評価に用いる火		
		定に定めて管理する。		炎輻射強度は, FARSI		
		主要道路, 鉄道線路, 一般		TEから出力される反応強		
		航路及び石油コンビナート		度から求める。		
		施設は離隔距離を確保する		(a) 火災の想定		
		ことで事故等による火災に		i) 森林火災による熱を受		
		伴う発電所への有毒ガスの		ける面と森林火災の火炎輻		
		影響がない設計とする。		射強度が発する地点が同じ		②w 引用元: P46
		②w②ax 【7条84】		高さにあると仮定し、離隔		②ax 引用元:P47
		. // 01		距離は最短距離とする。		Jan 31/11/11 11 11
				ii) 森林火災の火炎は、円		
				筒火炎モデルとする。火炎		
				の高さは燃焼半径の3倍と		
				し、燃焼半径から円筒火炎		
				モデルの数を算出すること		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

安求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考	
				により火炎到達幅の分だけ			
				円筒火炎モデルが横一列に			
				並ぶものとする。			
				(b) 原子炉建屋, タービン			
				建屋、制御建屋への熱影響			
				火炎輻射発散度 477kW/m ² ①			
				g (火炎輻射強度 477kW/m²)			
				となる「発火点1」に基づき			
				算出する, 防火帯の外縁 (火			
				炎側) から最も近くに位置			
				する原子炉建屋(垂直外壁			
				面及び天井スラブから選定			
				した、火災の輻射に対して			
				最も厳しい箇所)の表面温			
				度を, 火災時における短期			
				温度上昇を考慮した場合の			
				コンクリート圧縮強度が維			
				持される保守的な温度であ			
				る <u>200℃</u> 以下とし, かつ換気			
				空調系等による除熱により			
				建屋内の温度上昇を抑制す			
				ることで, 当該建屋内の外			
				部事象防護対象施設の安全			
				機能を損なわない設計とす			
				る。②b			
				(c) 排気筒への熱影響			
				火炎輻射発散度 <u>367kW/m²</u> ①			
				h (火炎輻射強度 408kW/m²)			
				となる「発火点 2-1」に基づ			
				き算出する排気筒の温度			
				を, 鋼材の強度が維持され			
				る温度である <u>325℃</u> 以下と			
				することで, 排気筒の安全			
				機能を損なわない設計とす			
				る。②c			
				(d) 復水貯蔵タンクへの			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
文 が 基 年 規 則 ・	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1佣/与
				熱影響		
				火炎輻射発散度 408kW/m²①		
				i (火炎輻射強度 408kW/m²)		
				となる「発火点 2-1」に基づ		
				き算出する復水貯蔵タンク		
				の温度を、復水貯蔵タンク		
				の貯留水を使用する復水補		
				給水系の系統最高使用温度		
				である 66℃以下とすること		
				で、復水貯蔵タンクの安全		
				機能を損なわない設計とす		
				る。②d		
				(e) 原子炉補機冷却海水ポ		
				ンプへの熱影響		
				火炎輻射発散度 408kW/m²		
				(火炎輻射強度 408kW/m²)と		
				なる「発火点 2-1」に基づき		
				算出する原子炉補機冷却海		
				水ポンプへの冷却空気の温		
				度を、上部軸受の機能維持		
				<u>に必要な</u> 温度である <u>40℃</u> 以		
				下とすること及び下部軸受		
				の機能維持に必要な温度で		
				ある <u>55℃</u> 以下とすること		
				で、原子炉補機冷却海水ポ		
				ンプの安全機能を損なわな		
				い設計とする。 ②e		
				(f) 高圧炉心スプレイ補機		
				冷却海水ポンプへの熱影響		
				火炎輻射発散度 408kW/m²		
				(火炎輻射強度 408kW/m²)と		
				なる「発火点 2-1」に基づき		
				算出する <u>高圧炉心スプレイ</u>		
				補機冷却海水ポンプへの冷		
				却空気の温度を, 上部軸受		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1への展開表 (補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要水事頃との対比表し	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
12 H 22 L 2003 17T/V	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	UIU J
				及び下部軸受の機能維持に		
				<u>必要な温度である 55℃</u> 以下		
				とすることで、高圧炉心ス		
				プレイ補機冷却海水ポンプ		
				の安全機能を損なわない設		
				計とする。②f		
				h. 評価対象施設の危険距		
				離の確保金		
				森林火災の直接的な影響		
				を受ける評価対象施設の危		
				険距離について評価を実施 し,防火帯の外縁(火炎側)		
				からの離隔距離を最大の火		
				次輻射強度に基づき算出す		
				る危険距離以上確保するこ		
				とにより、評価対象施設の		
				安全機能を損なわない設計		
				女主機能を損なわない。 とする。		
				(a) 原子炉建屋, タービン		
				建屋及び制御建屋の危険距		
				離の確保		
				火炎輻射発散度 477kW/m²		
				(火炎輻射強度 477kW/m²)と		
				なる「発火点1」に基づき危		
				険距離を算出し,発電所周		
				囲に設置される防火帯の外		
				縁 (火炎側) からの離隔距離		
				を危険距離以上確保し,か		
				つ換気空調系等による除熱		
				により建屋内の温度上昇を		
				抑制することにより、各建		
				屋及び当該建屋内の外部事		
				象防護対象施設の安全機能		
				を損なわない設計とする。		
				(b) 排気筒,復水貯蔵タン		
				ク,原子炉補機冷却海水ポ		
				ンプ及び高圧炉心スプレイ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	四年版117731 (114)	25/100 m / / (区/		補機冷却海水ポンプの危険	人 0 年 1 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
				距離の確保排気筒が火炎輻		
				射発散度367kW/m²(火炎輻射		
				強度408kW/m²), 復水貯蔵タ		
				ンク、原子炉補機冷却海水		
				ポンプ及び高圧炉心スプレ		
				イ補機冷却海水ポンプが火		
				炎輻射発散度408kW/m² (火		
				炎輻射強度408kW/m²) となる		
				「発火点2-1」に基づき危険		
				距離を算出し、発電所周囲		
				に設置される防火帯の外縁		
				(火炎側) からの離隔距離		
				を危険距離以上確保するこ		
				とにより、安全機能を損な		
				わない設計とする。 <a>2g		
				(3) 近隣産業施設の火災・		
				爆発④		
				「原子力発電所の外部火		
				災影響評価ガイド」を参照		
				し, <u>発電所敷地外</u> ②m <u>10km</u>		
				<u>以内の産業施設</u> ②o②r を抽		
				出した上で発電所との離隔		
				距離を確保すること及び発		
				電所敷地内で火災を発生さ		
				せるおそれのある危険物貯		
				蔵施設等を選定し, 危険物		
				貯蔵施設等の燃料量と評価		
				対象施設との離隔距離を考		
				慮して,輻射強度が最大と		
				なる火災を設定し,直接的		
				な影響を受ける評価対象施		
				設への熱影響評価を行い,		
				離隔距離の確保等により,		
				評価対象施設の安全機能を		
				損なわない設計とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		_	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				a. 石油コンビナート施設		
				等の影響		
				発電所敷地外 10km 以内の		
				範囲において、石油コンビ		
				ナート施設を調査した結		
				果、当該施設は存在しない		
				ことを確認している。②n		
				なお、発電所に最も近い石		
				油コンビナート地区は西南		
				西約 40km の塩釜地区及び		
				仙台地区である。		
				加口地区である。 b. 危険物貯蔵施設等の影		
				響		
				(a) 火災の影響		
				発電所敷地外 10km 以内の		
				危険物貯蔵施設の火災によ		
				る直接的な影響を受ける評		
				価対象施設への影響評価を		
				実施し、離隔距離の確保、建		
				屋による防護により、評価		
				対象施設の安全機能を損な		
				わない設計とする。		
				発電所敷地外 10km 以内の		
				うち,発電所周辺に位置す		
				る危険物貯蔵施設を第		
				1.8.9-2 図に示す。		
				i)火災の想定		
				・ 危険物貯蔵施設の貯蔵量		
				は, 危険物を満載した状態		
				とする。		
				・離隔距離は、評価上厳し		
				くなるよう危険物貯蔵施設		
				の位置から評価対象施設ま		
				での直線距離とする。		
				・火災は円筒火炎をモデル		
				とし,火炎の高さは燃焼半		
				径の3倍とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考		
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比			
				・気象条件は無風状態とす				
				る。				
				ii)評価対象範囲				
				評価対象は,発電所敷地外				
				10km 以内の危険物貯蔵施				
				設及び高圧ガス貯蔵施設と				
				する。				
				iii) 評価対象施設への熱影				
				響				
				・原子炉建屋, タービン建屋				
				及び制御建屋への熱影響				
				想定される危険物貯蔵施設				
				の火災による輻射の影響に				
				対し, 危険物貯蔵施設から				
				各建屋までの離隔距離を必				
				要とされる危険距離 (48m)				
				以上確保し, かつ換気空調				
				系等による除熱により建屋				
				内の温度上昇を抑制するこ				
				とにより, 当該建屋内の外				
				部事象防護対象施設の安全				
				機能を損なわない設計とす				
				る。				
				排気筒への熱影響				
				想定される危険物貯蔵施設				
				の火災による輻射の影響に				
				対し、危険物貯蔵施設から				
				排気筒までの離隔距離を必				
				要とされる危険距離 (47m)				
				以上確保することにより,				
				排気筒の安全機能を損なわ				
				ない設計とする。				
				・復水貯蔵タンクへの熱影				
				* 復小灯廠タンクへの熱家				
				警 想定される危険物貯蔵施設				
				の火災による輻射の影響に				
				対し, 危険物貯蔵施設から				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				復水貯蔵タンクまでの離隔		
				距離を必要とされる危険距		
				離 (18m) 以上確保すること		
				により、復水貯蔵タンクの		
				安全機能を損なわない設計		
				とする。		
				・原子炉補機冷却海水ポン		
				プへの熱影響		
				想定される危険物貯蔵施設		
				の火災による輻射の影響に		
				対し, 危険物貯蔵施設から		
				原子炉補機冷却海水ポンプ		
				までの離隔距離を必要とさ		
				れる危険距離 (99m) 以上確		
				保することにより,原子炉		
				補機冷却海水ポンプの安全		
				機能を損なわない設計とす		
				る。		
				・高圧炉心スプレイ補機冷		
				却海水ポンプへの熱影響		
				想定される危険物貯蔵施設		
				の火災による輻射の影響に		
				対し, 危険物貯蔵施設から		
				高圧炉心スプレイ補機冷却		
				海水ポンプまでの離隔距離		
				を必要とされる危険距離		
				(65m) 以上確保することに		
				より、高圧炉心スプレイ補		
				機冷却海水ポンプの安全機		
				能を損なわない設計とす		
				る。		
				(b) ガス爆発の影響		
				発電所敷地外10km 以内の		
				高圧ガス貯蔵施設の爆発に		
				よる直接的な影響を受け		
				る,評価対象施設への影響		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				評価を実施し、離隔距離の		
				確保により安全機能を損な		
				わない設計とする。		
				i)爆発の想定		
				・高圧ガス漏えい、引火によ		
				るガス爆発とする。		
				・気象条件は無風状態とす		
				5.		
				ii)評価対象範囲		
				評価対象は、発電所敷地外		
				10km 以内の高圧ガス貯蔵		
				施設とする。		
				iii)評価対象施設への影響		
				想定される高圧ガス貯蔵		
				施設のガス爆発による爆風		
				圧の影響に対し, 高圧ガス		
				貯蔵施設から発電用原子炉		
				施設までの離隔距離を必要		
				とされる危険限界距離		
				(70m) 以上確保することに		
				より, 評価対象施設の安全		
				機能を損なわない設計とす		
				3.		
				また、想定される高圧ガス		
				貯蔵施設のガス爆発による		
				飛来物の影響については,		
				高圧ガス貯蔵施設から発電		
				用原子炉施設までの離隔距		
				離を、「石油コンビナートの		
				防災アセスメント指針」に		
				基づき算出する容器破損時		
				における破片の最大飛散距		
				離 (322m) 以上確保すること		
				により、評価対象施設の安		
				全機能を損なわない設計と		
				する。		
				c. 燃料輸送車両の影響		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
				(a) 火災の影響		
				発電所敷地外 10km 以内の		
				燃料輸送車両の火災による		
				直接的な影響を受ける評価		
				対象施設への影響評価を実		
				施し,離隔距離の確保,建屋		
				による防護により, 評価対		
				象施設の安全機能を損なわ		
				ない設計とする。②p		
				i)火災の想定		
				最大規模の燃料輸送車両		
				が発電所敷地周辺道路で火		
				災を起こすものとする。		
				・燃料積載量は燃料輸送車		
				両の中で最大規模とする。		
				・燃料輸送車両は燃料を満		
				載した状態を想定する。		
				・輸送燃料はガソリンとす		
				る。		
				・発電所敷地周辺道路での		
				燃料輸送車両の全面火災を		
				想定する。		
				・気象条件は無風状態とす		
				る。		
				・火災は円筒火炎をモデル		
				とし、火炎の高さは燃焼半		
				径の3倍とする。		
				ii)評価対象範囲		
				評価対象は、最大規模の燃		
				料輸送車両とする。		
				iii)評価対象施設への熱		
				影響		
				・原子炉建屋,タービン建		
				屋及び制御建屋への熱影響		
				想定される燃料輸送車両		
				の火災による輻射の影響に		
				対し,燃料輸送車両から各		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要水事頃との対比表 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				建屋までの離隔距離を必要		
				とされる危険距離 (21m) 以		
				上確保し、かつ換気空調系		
				等による除熱により建屋内		
				の温度上昇を抑制すること		
				により, 当該建屋内の外部		
				事象防護対象施設の安全機		
				能を損なわない設計とす		
				る。		
				・排気筒への熱影響		
				想定される燃料輸送車両の		
				火災による輻射の影響に対		
				し,燃料輸送車両から排気		
				筒までの離隔距離を必要と		
				される危険距離 (8m) 以上		
				確保することにより, 排気		
				筒の安全機能を損なわない		
				設計とする。		
				・復水貯蔵タンクへの熱影		
				響		
				想定される燃料輸送車両の		
				火災による輻射の影響に対		
				し,燃料輸送車両から復水		
				貯蔵タンクまでの離隔距離		
				を必要とされる危険距離		
				(15m) 以上確保することに		
				より,復水貯蔵タンクの安		
				全機能を損なわない設計と		
				する。		
				・原子炉補機冷却海水ポン		
				プへの熱影響		
				想定される燃料輸送車両の		
				火災による輻射の影響に対		
				し,燃料輸送車両から原子		
				炉補機冷却海水ポンプまで		
				の離隔距離を必要とされる		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 危険距離(16m)以上確保す	及び基本設計方針との対比	
				ることにより、原子炉補機		
				冷却海水ポンプの安全機能		
				を損なわない設計とする。		
				・高圧炉心スプレイ補機冷		
				却海水ポンプへの熱影響		
				想定される燃料輸送車両の		
				火災による輻射の影響に対		
				し、燃料輸送車両から高圧		
				デルスプレイ補機冷却海水 がいるプレイ補機冷却海水		
				ポンプまでの離隔距離を必		
				要とされる危険距離 (11m)		
				以上確保することにより,		
				高圧炉心スプレイ補機冷却		
				海水ポンプの安全機能を損		
				なわない設計とする。		
				(b) ガス爆発の影響		
				発電所敷地外 10km 以内の		
				<u>燃料輸送車両の爆発</u> ②s に		
				よる直接的な影響を受け		
				る,評価対象施設への影響		
				評価を実施し,離隔距離の		
				確保により, 評価対象施設		
				の安全機能を損なわない設		
				計とする。		
				i) 爆発の想定		
				最大規模の燃料輸送車両		
				が発電所敷地周辺道路で爆		
				発を起こすものとする。		
				・燃料積載量は燃料輸送車		
				両の中で最大規模とする。		
				・燃料輸送車両は燃料を満		
				載した状態を想定する。		
				・輸送燃料は液化石油ガス		
				(プロパン)とする。		
				・発電所敷地境界の道路で		
				の高圧ガス漏えい, 引火に		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八よるガス爆発を想定する。	及び基本設計方針との対比	
				・気象条件は無風状態とす		
				る。		
				ii)評価対象範囲		
				評価対象は、最大規模の燃		
				料輸送車両とする。		
				iii)評価対象施設への影響		
				想定される燃料輸送車両の		
				ガス爆発による爆風圧の影		
				響に対して、発電所敷地周		
				辺道路から発電用原子炉施		
				設までの離隔距離を必要と		
				される危険限界距離 (70m)		
				以上確保することにより,		
				評価対象施設の安全機能を		
				損なわない設計とする。		
				また, 想定される燃料輸送		
				車両のガス爆発による飛来		
				物の影響に対して,発電所		
				敷地周辺道路から発電用原		
				子炉施設までの離隔距離		
				を,「石油コンビナートの防		
				災アセスメント指針」等に		
				基づき算出する容器破損時		
				における破片の最大飛散距		
				離 (332m) 以上確保すること		
				により, 評価対象施設の安		
				全機能を損なわない設計と		
				する。		
				d. 漂流船舶の火災		
				(a) 火災の影響		
				「原子力発電所の外部火災		
				影響評価ガイド」を参照し,		
				発電所敷地外で発生する漂		
				流船舶2qを選定し、船舶の		
				燃料量と評価対象施設との		
				離隔距離を考慮して,輻射		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈 設工認申請書 設工認申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 表本設計方針との対比 人で基本設計方針との対比 強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評 価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 i)火災の想定	
強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	
定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	
る評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を 損なわない設計とする。	
価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を 損なわない設計とする。	
保,建屋による防護により, 評価対象施設の安全機能を 損なわない設計とする。	
評価対象施設の安全機能を 損なわない設計とする。	
損なわない設計とする。	
・発電所前面の海域には主	
要航路がなく20km 以上離	
安加超がなくZVKIII 以工程	
内の港湾施設に入港可能な	
最大規模の船舶が火災を起	
こした場合を想定する。	
 燃料輸送船は、発電所内の (株) が に か に な が に な に な に な に な に な に な に な に な に	
<u>港湾施設に入港する船舶の</u>	
中で燃料の積載量が最大で	
<u>ある船舶を想定する。②u</u>	
・漂流船舶は燃料を満載し	
た状態を想定する。	
・燃料は重油とする。	
・離隔距離は、評価上厳しく	
なるよう岸壁位置から評価	
対象施設までの直線距離と	
する (第1.8.9-3 図)。	
・漂流船舶の全面火災を想	
定する。	
・火災は円筒火炎をモデル	
とし、火炎の高さは燃焼半	
径の3倍とする。	
・気象条件は無風状態とす	
5.	
ü)評価対象範囲	
漂流船舶は発電所港湾内に	
入港する船舶の中で最大規	
模となる船舶を評価対象と	
する。	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈		版工総甲爾書 基本設計方針(後)			及心基本設計方針との対比 及び基本設計方針との対比	備考
	25/14X PT / / / / / / / / / / / / / / / / / /	四年版前7551(区)	1132	iii) 評価対象施設への熱影	人 ()	
				響響		
				・原子炉建屋,タービン建屋		
				及び制御建屋への熱影響		
				想定される漂流船舶の火災		
				による輻射の影響に対し、		
				燃料輸送船から各建屋まで		
				の離隔距離を必要とされる		
				危険距離 (110m) 以上確保		
				し、かつ換気空調系等によ		
				る除熱により建屋内の温度		
				上昇を抑制することによ		
				り、当該建屋内の外部事象		
				防護対象施設の安全機能を		
				損なわない設計とする。		
				排気筒への熱影響		
				想定される漂流船舶の火災		
				による輻射の影響に対し,		
				燃料輸送船から排気筒まで		
				の離隔距離を必要とされる		
				危険距離 (20m) 以上確保す		
				ることにより,排気筒の安 全機能を損なわない設計と		
				する。		
				・復水貯蔵タンクへの熱影		
				響響を表するというない。		
				想定される漂流船舶の火災		
				による輻射の影響に対し、		
				燃料輸送船から復水貯蔵タ		
				ンクまでの離隔距離を必要		
				とされる危険距離 (109m) 以		
				上確保することにより、復		
				水貯蔵タンクの安全機能を		
				損なわない設計とする。		
				・原子炉補機冷却海水ポン		
				プへの熱影響		
				想定される漂流船舶の火災		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				による輻射の影響に対し,		
				燃料輸送船から原子炉補機		
				冷却海水ポンプまでの離隔		
				距離を必要とされる危険距		
				離(55m)以上確保すること		
				により,原子炉補機冷却海		
				水ポンプの安全機能を損な		
				わない設計とする。		
				・高圧炉心スプレイ補機冷		
				却海水ポンプへの熱影響		
				想定される漂流船舶の火災		
				による輻射の影響に対し,		
				燃料輸送船から高圧炉心ス		
				プレイ補機冷却海水ポンプ		
				までの離隔距離を必要とさ		
				れる危険距離 (31m) 以上確		
				保することにより, 高圧炉		
				心スプレイ補機冷却海水ポ		
				ンプの安全機能を損なわな		
				い設計とする。		
				(b) ガス爆発の影響		
				女川原子力発電所前面の		
				海域には主要航路がなく		
				20km 以上離れていること		
				から、女川原子力発電所内		
				の港湾施設には液化石油ガ		
				ス輸送船舶の入港は想定さ		
				れないため、発電所周辺の		
				海域を航行する燃料輸送船		
				の爆発により評価対象施設		
				の安全機能が損なわれるこ		
				り女生機能が損なわれることはない。		
				e. 発電所敷地内に設置す		
				る危険物貯蔵施設等の火		
				災・爆発 <mark>⑧</mark>		
				(a) 火災の影響		
				発電所敷地内に設置する		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				危険物貯蔵施設等の火災に		
				よる直接的な影響を受ける		
				評価対象施設への影響評価		
				を実施し、離隔距離の確保、		
				建屋による防護等により,		
				評価対象施設の安全機能を		
				損なわない設計とする。②j		
				発電所敷地内に設置して		
				いる屋外の危険物貯蔵施設		
				等を第 1.8.9-3 表, 第		
				1.8.9-4 図及び第1.8.9-		
				5 図に示す。		
				i)火災の想定		
				・危険物貯蔵施設等の貯蔵		
				量は, 危険物施設として許		
				可された貯蔵容量とする。		
				・離隔距離は、評価上厳しく		
				なるよう危険物貯蔵施設等		
				の位置から評価対象施設ま		
				での直線距離とする。		
				・危険物貯蔵施設等の破損		
				等による防油堤内又は設備		
				本体内での全面火災を想定		
				する。		
				・火災は円筒火炎をモデル		
				とし,火炎の高さは燃焼半		
				径の3倍とする。		
				・気象条件は無風状態とす		
				る。		
				・変圧器の防火設備の消火		
				機能等には期待しない。		
				ii)評価対象範囲		
				評価対象は,発電所敷地内		
				の屋外に設置する引火等の		
				おそれのある危険物貯蔵施		
				設等のうち,離隔距離や危		
				険物貯蔵量から発電用原子		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				炉施設への熱影響が大きく		
				なると想定される1号炉軽		
				油貯蔵タンク, 3号炉軽油		
				タンク, 大容量電源装置, 2		
				号炉静止型原子炉再循環ポ		
				ンプ用電源装置入力変圧		
				器, 2号炉起動変圧器, 2号		
				炉所内変圧器, 2号炉補助		
				ボイラー用変圧器, 3号炉		
				主変圧器, 3号炉起動変圧		
				器, 3号炉励磁電源変圧器		
				とする。		
				なお、屋外に設置する危険		
				物貯蔵施設等のうち,屋内		
				設置の設備,地下設置の設		
				備,常時「空」で運用する設		
				備及び火災源となる設備か		
				ら評価対象施設を直接臨ま		
				ないものに関しては評価対		
				象外とする。		
				また、危険物を内包する車		
				両等は,軽油タンクに比べ		
				貯蔵量が少なく,軽油タン		
				クと発電用原子炉施設の距		
				離に比べ離隔距離が長いこ		
				とから,評価対象とした軽		
				油タンク火災の評価に包絡		
				される。		
				iii) 評価対象施設への熱影		
				響		
				(i)原子炉建屋,タービン		
				建屋及び制御建屋への熱影		
				響		
				・1号炉軽油貯蔵タンク		
				1号炉軽油貯蔵タンクを対		
				象に火災が発生してから燃		
				料が燃え尽きるまでの間,		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++-分: 甘 淮 +日 日	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/ 世· 北
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				一定の輻射強度(原子炉建		
				屋:221W/m², タービン建屋:		
				802W/m², 制御建屋:279W/m²)		
				で各建屋外壁が昇温される		
				ものとして算出する各建屋		
				(垂直外壁面及び天井スラ		
				ブから選定した, 火災の輻		
				射に対して最も厳しい箇		
				所) の表面温度をコンクリ		
				ート圧縮強度が維		
				持される保守的な温度で		
				ある 200℃以下とし, かつ換		
				気空調系等による除熱によ		
				り建屋内の温度上昇を抑制		
				することで, 当該建屋内の		
				外部事象防護対象施設の安		
				全機能を損なわない設計と		
				する。		
				・3号炉軽油タンク		
				3号炉軽油タンクを対象		
				に火災が発生してから燃料		
				が燃え尽きるまでの間,一		
				定の輻射強度 (原子炉建屋:		
				274W/m², タービン建屋:		
				121W/m²,制御建屋:120W/m²)		
				で各建屋外壁が昇温される		
				ものとして算出する各建屋		
				(垂直外壁面及び天井スラ		
				ブから選定した, 火災の輻		
				射に対して最も厳しい箇		
				所)の表面温度をコンクリ		
				ート圧縮強度が維持される		
				保守的な温度である 200℃		
				以下とし, かつ換気空調系		
				等による除熱により建屋内		
				の温度上昇を抑制すること		
				で, 当該建屋内の外部事象		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則 • 解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	- 1 BYELYY &L (1997)	T 1 8/2/1/2/2/ (D/		防護対象施設の安全機能を	STEEL BARROWS CONTRA	
				損なわない設計とする。		
				• 大容量電源装置		
				大容量電源装置を対象に		
				火災が発生してから燃料が		
				燃え尽きるまでの間,一定		
				の輻射強度 (原子炉建屋: 9		
				W/m ² , タービン建屋: 7 W/m ² ,		
				制御建屋: 7 W/m²) で各建屋		
				外壁が昇温されるものとし		
				て算出する各建屋(垂直外		
				壁面及び天井スラブから選		
				定した、火災の輻射に対し		
				て最も厳しい箇所)の表面		
				温度をコンクリート圧縮強		
				度が維持される保守的な温		
				度である 200℃以下とし, か		
				つ換気空調系等による除熱		
				により建屋内の温度上昇を		
				抑制することで, 当該建屋		
				内の外部事象防護対象施設		
				の安全機能を損なわない設		
				計とする。		
				• 2 号炉静止型原子炉再循		
				環ポンプ用電源装置入力変		
				圧器		
				2 号炉静止型原子炉再循		
				環ポンプ用電源装置入力変		
				圧器を対象に火災が発生し		
				てから燃料が燃え尽きるま		
				での間,一定の輻射強度(原		
				子炉建屋:4,619W/m²)で原子		
				炉建屋外壁が昇温されるも		
				のとして,算出する建屋(垂		
				直外壁面及び天井スラブか		
				ら選定した,火災の輻射に		
				対して最も厳しい箇所)の		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し	_		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				表面温度をコンクリート圧		
				縮強度が維持される保守的		
				な温度である 200℃以下と		
				し、かつ換気空調系等によ		
				る除熱により建屋内の温度		
				上昇を抑制することで、当		
				該建屋内の外部事象防護対		
				象施設の安全機能を損なわ		
				ない設計とする。		
				• 2 号炉起動変圧器		
				2 号炉起動変圧器を対象		
				に火災が発生してから燃料		
				が燃え尽きるまでの間,一		
				定の輻射強度(制御建屋:		
				222W/m ²) で制御建屋外壁が		
				昇温されるものとして,算		
				出する建屋(垂直外壁面及		
				び天井スラブから選定し		
				た,火災の輻射に対して最		
				も厳しい箇所)の表面温度		
				をコンクリート圧縮強度が		
				維持される保守的な温度で		
				ある 200℃以下とし, かつ換		
				気空調系等による除熱によ		
				り建屋内の温度上昇を抑制		
				することで, 当該建屋内の		
				外部事象防護対象施設の安		
				全機能を損なわない設計と		
				する。		
				・2号炉所内変圧器		
				2号炉所内変圧器を対象		
				に火災が発生してから燃料		
				が燃え尽きるまでの間, 一		
				定の輻射強度 (タービン建		
				屋:4,416W/m²)でタービン建		
				屋外壁が昇温されるものと		
				して,算出する建屋(垂直外		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	22.1 BX 11.70 21 (137)	22 1 KM17721 (K7		壁面及び天井スラブから選	X 0 22 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
				定した、火災の輻射に対し		
				て最も厳しい箇所)の表面		
				温度をコンクリート圧縮強		
				度が維持される保守的な温		
				度である200℃以下とし、か		
				つ換気空調系等による除熱		
				により建屋内の温度上昇を		
				抑制することで、当該建屋		
				内の外部事象防護対象施設		
				の安全機能を損なわない設		
				計とする。		
				・2 号炉補助ボイラー用変		
				正器		
				2号炉補助ボイラー用変		
				圧器を対象に火災が発生し		
				てから燃料が燃え尽きるま		
				での間、一定の輻射強度(制		
				御建屋:1,385W/m²)で制御建		
				屋外壁が昇温されるものと		
				して,算出する建屋(垂直外		
				壁面及び天井スラブから選		
				定した,火災の輻射に対し		
				て最も厳しい箇所)の表面		
				温度をコンクリート圧縮強		
				度が維持される保守的な温		
				度である200℃以下とし、か		
				つ換気空調系等による除熱		
				により建屋内の温度上昇を		
				抑制することで、当該建屋		
				内の外部事象防護対象施設		
				の安全機能を損なわない設		
				計とする。		
				• 3 号炉主変圧器		
				3 号炉主変圧器を対象に		
				火災が発生してから燃料が		
				燃え尽きるまでの間、一定		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++-4+: ++-34++++++ A7701	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/ 世· 北
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				の輻射強度(原子炉建屋:		
				205W/m², 制御建屋:66W/m²)		
				で各建屋外壁が昇温される		
				ものとして算出する各建屋		
				(垂直外壁面及び天井スラ		
				ブから選定した, 火災の輻		
				射に対して最も厳しい箇		
				所) の表面温度をコンクリ		
				ート圧縮強度が維持される		
				保守的な温度である 200℃		
				以下とし, かつ換気空調系		
				等による除熱により建屋内		
				の温度上昇を抑制すること		
				で、当該建屋内の外部事象		
				防護対象施設の安全機能を		
				損なわない設計とする。		
				• 3 号炉励磁電源変圧器		
				3 号炉励磁電源変圧器を		
				対象に火災が発生してから		
				燃料が燃え尽きるまでの		
				間,一定の輻射強度(原子炉		
				建屋:34W/m²)で原子炉建屋		
				外壁が昇温されるものとし		
				て,算出する建屋(垂直外壁		
				面及び天井スラブから選定		
				した、火災の輻射に対して		
				最も厳しい箇所)の表面温		
				度をコンクリート圧縮強度		
				が維持される保守的な温度		
				である200℃以下とし、かつ		
				換気空調系等による除熱に		
				より建屋内の温度上昇を抑		
				制することで、当該建屋内		
				の外部事象防護対象施設の		
				安全機能を損なわない設計		
				とする。		
				(ii)排気筒への熱影響		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				3号炉軽油タンク		
				3号炉軽油タンクを対象		
				に火災が発生してから燃料		
				が燃え尽きるまでの間、一		
				定の輻射強度 (233W/m²) で鋼		
				材が昇温されるものとして		
				算出する排気筒の表面温度		
				を鋼材の強度が維持される		
				温度である 325℃以下とす		
				ることで、排気筒の安全機		
				能を損なわない設計とす		
				る。		
				・3号炉起動変圧器		
				3 号炉起動変圧器を対象		
				に火災が発生してから燃料		
				が燃え尽きるまでの間,一		
				定の輻射強度(807W/m²)で鋼		
				材が昇温されるものとして		
				算出する排気筒の表面温度		
				を鋼材の強度が維持される		
				温度である 325℃以下とす		
				ることで,排気筒の安全機		
				能を損なわない設計とす		
				る。		
				(iii) 復水貯蔵タンクへの		
				熱影響		
				3号炉軽油タンク		
				3 号炉軽油タンクを対象		
				に火災が発生してから燃料		
				が燃え尽きるまでの間、一		
				定の輻射強度 (330W/m²) で復		
				水貯蔵タンクが昇温される		
				ものとして算出する温度を		
				復水貯蔵タンクの貯留水を		
				使用する復水補給水系の系		
				統最高使用温度である 66℃		
	1			以下とすることで,復水貯		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				蔵タンクの安全機能を損な		
				わない設計とする。		
				4- 31		
				(iv) 原子炉補機冷却海水		
				ポンプへの熱影響		
				・1号炉軽油貯蔵タンク		
				1号炉軽油貯蔵タンクを対		
				象に火災が発生してから燃		
				料が燃え尽きるまでの間、		
				一定の輻射強度 (225W/m²) で		
				原子炉補機冷却海水ポンプ		
				の冷却空気が昇温されるも		
				のとして算出する冷却空気		
				の温度を,上部軸受の機能		
				維持に必要な温度である		
				40℃以下とすること及び下		
				部軸受の機能維持に必要な		
				温度である55℃以下とする		
				ことで,原子炉補機冷却海		
				水ポンプの安全機能を損な		
				わない設計とする。		
				(v) 高圧炉心スプレイ補		
				機冷却海水ポンプへの熱影		
				響		
				・1号炉軽油貯蔵タンク		
				1号炉軽油貯蔵タンクを対		
				象に火災が発生してから燃		
				料が燃え尽きるまでの間,		
				一定の輻射強度 (225W/m²) で		
				高圧炉心スプレイ補機冷却		
				海水ポンプの冷却空気が昇		
				温されるものとして算出す		
				る冷却空気の温度を、上部		
				軸受及び下部軸受の機能維		
				特に必要な温度である55℃		
				以下とすることで、高圧炉		
				心スプレイ補機冷却海水ポ		
	I.	J		「ロンノレイ」間域印料個人の		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++ 45 甘 海 +日 PU - A7 15 PU	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/##
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				ンプの安全機能を損なわな		
				い設計とする。		
				(b) ガス爆発の影響		
				女川原子力 <u>発電所敷地内</u>		
				には屋外で爆発する可能性		
				のある設備を設置していな		
				いことから,ガス爆発によ		
				って評価対象施設の安全機		
				能が損なわれることはな		
				<u>V</u> ° 2i		
1						
				(4) 航空機墜落による火災		
				「原子力発電所の外部火災		
				影響評価ガイド」を参照し,		
				航空機墜落による火災につ		
				いて落下カテゴリごとに選		
				定した航空機を対象に,直		
				接的な影響を受ける、評価		
				対象施設への影響評価を実		
				施し,離隔距離の確保及び		
				建屋による防護により、評		
				価対象施設の安全機能を損		
				なわない設計とする。		
				また、航空機墜落による火		
				災と発電所敷地内の危険物		
				貯蔵施設等による火災の重		
				畳を考慮する設計とする。		
				a. 対象航空機の選定方法		
				航空機墜落確率評価にお		
				いては、過去の日本国内に		
				おける航空機落下事故の実		
				績をもとに、落下事故を航		
				空機の種類及び飛行形態に		
				応じてカテゴリに分類し,		
				カテゴリごとに墜落確率を		
				求める。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				ここで,落下事故の実績が		
				ないカテゴリの事故件数は		
				保守的に 0.5 件として扱う。		
				また、カテゴリごとの対象		
				航空機の民間航空機と自衛		
				隊機又は米軍機では,訓練		
				中の事故等,その発生状況		
				が必ずしも同一ではなく,		
				自衛隊機又は米軍機の中で		
				も機種によって飛行形態が		
				同一ではないと考えられ,		
				かつ、民間航空機では火災		
				影響は評価対象航空機の燃		
				料積載量に大きく依存する		
				と考えられる。これらを踏		
				まえて選定した落下事故の		
				カテゴリと対象航空機を第		
				1.8.9-4 表に示す。		
				b. 航空機墜落による火災		
				の想定争		
				(a) 航空機は,発電所にお		
				ける航空機墜落評価の対象		
				航空機のうち燃料積載量が		
				最大の機種とする。		
				(b) 航空機は燃料を満載		
				した状態を想定する。		
				(c) 航空機の墜落によっ		
				て燃料に着火し火災が起こ		
				ることを想定する。		
				(d) 気象条件は無風状態		
				とする。		
				(e) 火災は円筒火炎をモ		
				デルとし,火炎の高さは燃		
				焼半径の3倍とする。		
				c. 評価対象範囲�		
				評価対象範囲は,発電所敷		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
汉州本华州	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	νπ ^γ σ
				地内であって発電用原子炉		
				施設を中心にして <u>墜落確率</u>		
				<u>が 10-7 (回/炉・年)</u> 以上に		
				なる範囲のうち発電用原子		
				炉施設への影響が最も厳し		
				くなる区域に設置する評価		
				対象施設とする。3b		
				d. 評価対象施設への熱影		
				響4		
				(a) 原子炉建屋, タービン		
				建屋及び制御建屋への熱影		
				響		
				落下事故のカテゴリごとに		
				選定した航空機を対象に火		
				災が発生してから燃料が燃		
				え尽きるまでの間,一定の		
				輻射強度で外壁が昇温され		
				るものとして算出する各建		
				屋(垂直外壁面及び天井ス		
				ラブから選定した,火災の		
				輻射に対して最も厳しい箇		
				所)の表面温度をコンクリ		
				ート圧縮強度が維持される		
				保守的な温度である200℃		
				以下とし、かつ換気空調系		
				等による除熱により建屋内		
				の温度上昇を抑制すること		
				で、当該建屋内の外部事象		
				防護対象施設の安全機能を		
				損なわない設計とする。		
				各航空機の輻射強度を第		
				1.8.9-4 表に示す。		
				(b) 排気筒への熱影響		
				落下事故のカテゴリごとに		
				選定した航空機を対象に火		
				災が発生してから燃料が燃		
				え尽きるまでの間、一定の		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				輻射強度で鋼材が昇温され		
				るものとして算出する排気		
				筒の温度を,鋼材の強度が		
				維持される		
				温度である325℃以下とす		
				ることで、排気筒の安全機		
				能を損なわない設計とす		
				3.		
				(c) 復水貯蔵タンクへの熱		
				影響		
				落下事故のカテゴリごとに		
				選定した航空機を対象に火		
				炎が発生してから燃料が燃		
				え尽きるまでの間,一定の		
				輻射強度で昇温されるもの		
				として算出する復水貯蔵タ		
				ンクの温度を,復水貯蔵タ		
				ンクの貯留水を使用する復		
				水補給水系の系統最高使用		
				温度である66℃以下とする		
				ことで,復水貯蔵タンクの		
				安全機能を損なわない設計		
				とする。		
				(d) 原子炉補機冷却海水		
				ポンプへの熱影響		
				落下事故のカテゴリごと		
				に選定した航空機を対象に		
				一定の輻射強度で昇温され		
				るものとして算出する原子		
				炉補機冷却海水ポンプへの		
				冷却空気の温度を,上部軸		
				受の機能維持に必要な温度		
				である 40℃以下とすること		
				及び下部軸受の機能維持に		
				必要な温度である 55℃以下		
				とすることで、原子炉補機		
				冷却海水ポンプの安全機能		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則·解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	210 0
				を損なわない設計とする。		
				(e) 高圧炉心スプレイ補		
				機冷却海水ポンプへの熱影		
				響		
				落下事故のカテゴリごと		
				に選定した航空機を対象に		
				一定の輻射強度で昇温され		
				るものとして算出する高圧		
				炉心スプレイ補機冷却海水		
				ポンプへの冷却空気の温度		
				を, 上部軸受及び下部軸受		
				の機能維持に必要な温度で		
				ある 55℃以下とすること		
				で, 高圧炉心スプレイ補機		
				冷却海水ポンプの安全機能		
				を損なわない設計とする。		
				e. 航空機墜落火災と危険		
				物貯蔵施設等の火災の重畳		
				評価4		
				航空機墜落火災と危険物		
				貯蔵施設等の火災による重		
				畳評価を実施した。②k		
				重畳火災は, 航空機墜落火		
				災はF-15 又はB747-400,		
				危険物貯蔵施設の火災は3		
				号炉軽油タンク又は1号炉		
				軽油貯蔵タンクから評価対		
				象に対して厳しい結果とな		
				るように選定し、組み合わ		
				せた火災を想定して評価し		
				ている。		
				(a) 原子炉建屋への熱影		
				響		
				F-15 の墜落火災と3号		
				炉軽油タンク 2 基の重畳火 ※ ※ ※ は 1 を 担 会 た相 字		
				災が発生した場合を想定		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		<u> </u>	1 2	し、火災が発生してから燃	200	
				料が燃え尽きるまでの間、		
				一定の輻射強度で評価対象		
				施設の建屋外壁が昇温され		
				るものとして算出する建屋		
				(垂直外壁面及び天井スラ		
				ブから選定した、火災の輻		
				射に対して最も厳しい箇		
				所)の表面温度を,コンクリ		
				一ト圧縮強度が維持される		
				保守的な温度である 200℃		
				以下とし、かつ換気空調系		
				等による除熱により建屋内		
				の温度上昇を抑制すること		
				で、当該建屋内の外部事象		
				防護対象施設の安全機能を		
				損なわない設計とする。		
				(b) タービン建屋及び制		
				御建屋への熱影響		
				F-15 の墜落火災と1号		
				炉軽油貯蔵タンクの重畳火		
				災が発生した場合を想定		
				し,火災が発生してから燃		
				料が燃え尽きるまでの間,		
				一定の輻射強度で評価対象		
				施設の建屋外壁が昇温され		
				るものとして算出する建屋		
				(垂直外壁面及び天井スラ		
				ブから選定した, 火災の輻		
				射に対して最も厳しい箇		
				所) の表面温度を, コンクリ		
				ート圧縮強度が維持される		
				保守的な温度である 200℃		
				以下とし,かつ換気空調系		
				等による除熱により建屋内		
				の温度上昇を抑制すること		
				で、当該建屋内の外部事象		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				防護対象施設の安全機能を		
				損なわない設計とする。		
				(c) 排気筒への熱影響		
				F-15 の墜落火災と3号		
				炉軽油タンク2基の重畳火		
				災が発生した場合を想定		
				し、火災が発生してから燃		
				料が燃え尽きるまでの間,		
				一定の輻射強度で鋼材が昇		
				温されるものとして算出す		
				る排気筒の表面温度を鋼材		
				の強度が維持される温度で		
				ある 325℃以下とすること		
				で,排気筒の安全機能を損		
				なわない設計とする。		
				(d) 復水貯蔵タンクへの		
				熱影響		
				B747-400 の墜落火災と		
				1号炉軽油貯蔵タンクの重		
				畳火災が発生した場合を想		
				定し,火災が発生してから		
				燃料が燃え尽きるまでの		
				間,一定の輻射強度で昇温		
				されるものとして算出する		
				復水貯蔵タンクの温度を復		
				水貯蔵タンクの貯留水を使		
				用する復水補給水系の系統		
				最高使用温度である 66℃以		
				下とすることで,復水貯蔵		
				タンクの安全機能を損なわ		
				ない設計とする。		
				(e) 原子炉補機冷却海水ポ		
				ンプへの熱影響		
				F-15 の墜落火災と1号炉		
				軽油貯蔵タンクの重畳火災		
				が発生した場合を想定し,		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
区州	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1佣-/5
				火災が発生してから燃料が		
				燃え尽きるまでの間,一定		
				の輻射強度で鋼材が昇温さ		
				れるものとして算出する原		
				子炉補機冷却海水ポンプへ		
				の冷却空気の温度を、上部		
				軸受の機能維持に必要な		
				温度である40℃以下とする		
				こと及び下部軸受の機能維		
				持に必要な温度である55℃		
				以下とすることで,原子炉		
				補機冷却海水ポンプの安全		
				機能を損なわない設計とす		
				る。		
				(f) 高圧炉心スプレイ補機		
				冷却海水ポンプへの熱影響		
				F-15 の墜落火災と1号炉		
				軽油貯蔵タンクの重畳火災		
				が発生した場合を想定し,		
				火災が発生してから燃料が		
				燃え尽きるまでの間,一定		
				の輻射強度で鋼材が昇温さ		
				れるものとして算出する高		
				圧炉心スプレイ補機冷却海		
				水ポンプへの冷却空気の温		
				度を,上部軸受及び下部軸		
				受の機能維持に必要な温度		
				である55℃以下とすること		
				で、高圧炉心スプレイ補機		
				冷却海水ポンプの安全機能		
				を損なわない設計とする。		
				2		
				(5) 二次的影響(ばい煙等)		
				6		
				外部火災による二次的影響		
				として、ばい煙等による影		
				響を抽出し、外気を取り込		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
741 0 3	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	P114 4
				む評価対象施設を抽出した		
				上で,第1.8.9-5 表の分類		
				のとおり評価を行い,必要		
				な場合は対策を実施するこ		
				とで評価対象施設の安全機		
				能を損なわない設計とす		
				る。		
				a . <u>換気空調系</u>		
				外気を取り込む空調系統と		
				して,原子炉建屋,原子炉補		
				機エリア, 中央制御室, 計測		
				制御電源室の換気空調系が		
				ある。		
				これらの外気取入口には,		
				<u>フィルタを設置する</u> ことに		
				より, <u>ばい煙が</u> 外気取入口		
				に到達 <u>した場合</u> であって		
				も, 粒径 2 μm 以上の粒径		
				のばい煙粒子については,		
				フィルタにより侵入しにく		
				い設計とすることにより,		
				評価対象施設の安全機能を		
				損なわない設計とする。		
				なお、外気取入ダンパが設		
				置されており事故時運転モ		
				ードへの切替えが可能であ		
				る中央制御室換気空調系に		
				ついては,外気取入ダンパ		
				を閉止し, 事故時運転モー		
				ドへの切替えを行うことに		
				より評価対象施設の安全機		
				能を損なわない設計とす		
				5.		
				また、それ以外の換気空調		
				系については、空調ファン		
				を停止し、外気取入れを遮		
				断することで評価対象施設		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
TANIE T MEAT MIN	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	MI 3
				の安全機能を損なわない設		
				計とする。②v		
				b. <u>安全保護</u> 系		
				安全保護系設備は、安全		
				保護系盤が中央制御室に設		
				置してある。中央制御室へ		
				の外気取入経路には, <u>フィ</u>		
				ルタを設置することによ		
				<u>り</u> , 粒径 2 μm 以上の <u>ばい</u>		
				煙粒子が侵入しにくい設計		
				<u>とする。②y</u>		
				フィルタにより侵入を阻		
				止できなかったばい煙が侵		
				入する可能性がある場合に		
				おいても、空調ファンを停		
				止すること等でばい煙の侵		
				入を阻止することが可能で		
				ある。また、安全保護系設備		
				は粒径2μm 以下のばい煙		
				粒子に対し、短絡が生じな		
				いようにすることにより,		
				安全保護系の安全機能を損		
				なわない設計とする。		
				c. 非常用ディーゼル発電		
				機(高圧炉心スプレイ系デ		
				<u>ィーゼル発電機を含む。)</u>		
				非常用ディーゼル発電機		
				(高圧炉心スプレイ系ディ		
				<u>ーゼル発電機を含む。)</u> の吸		
				気系統に付属する <u>フィルタ</u>		
				<u>を設置</u> し, 粒径2μm 以上		
				の <u>ばい煙</u> 粒子 <u>が侵入しにく</u>		
				<u>い設計とする。</u> ②z フィルタ		
				を通過したばい煙粒子(数		
				μm~10 数μm) が過給機,		
				空気冷却器に侵入するもの		
				の,機器の隙間はばい煙粒		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争項との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
[大阳五十州以] JT-NC	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII J
				子に比べて十分大きく、閉		
				塞に至ることを防止するこ		
				とで非常用ディーゼル発電		
				機(高圧炉心スプレイ系デ		
				ィーゼル発電機を含む。)の		
				安全機能を損なわない設計		
				とする。		
				また,非常用ディーゼル発		
				電機(高圧炉心スプレイ系		
				ディーゼル発電機を含む。)		
				は建屋外部に開口部(排気		
				口)を有しているが,排気に		
				よりばい煙を掃気すること		
				で非常用ディーゼル発電機		
				(高圧炉心スプレイ系ディ		
				ーゼル発電機を含む。) の安		
				全機能を損なわない設計と		
				する。		
				d. 原子炉補機冷却海水ポ		
				<u>ンプ</u>		
				原子炉補機冷却海水ポン		
				プ用電動機②aa は,空気冷		
				却器を電動機側面に設置し		
				て内部通風の熱交換により		
				冷却する構造であり、外気		
				を直接電動機の内部に取込		
				まない全閉構造であること		
				から, ばい煙粒子が電動機		
				内部に侵入することはな		
				<i>٧</i> ٠,		
				また, ばい煙粒子の粒径		
				は, 空気冷却器冷却管の内		
				径に比べて十分に小さく、		
				閉塞を防止することにより		
				原子炉補機冷却海水ポンプ		
				電動機の安全機能を損なわ		
				ない設計とする。②ad		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				e. 高圧炉心スプレイ補機		
				冷却海水ポンプ		
				高圧炉心スプレイ補機冷		
				却海水ポンプ電動機は、外		
				気を直接電動機内部に取り		
				込まない外扇形の冷却方式		
				の全閉構造であり、ばい煙		
				<u>全</u> 粒子が電動機内部に侵入す		
				ることはない。②ab		
				また、電動機軸受への侵入		
				防止構造とすることにより		
				高圧炉心スプレイ補機冷却		
				海水ポンプの安全機能を損		
				なわない設計とする。		
				f. 火災時の有毒ガスの発		
				生に伴う居住空間への影響		
				評価(*)		
				1		
				有毒ガスの発生について		
				は、中央制御室換気空調系		
				における外気取入遮断時の		
				室内に滞在する人員の環境		
				劣化防止②wのため,酸素濃		
				度及び二酸化炭素濃度の影		
				響評価を実施することによ		
				り、居住空間へ影響を及ぼ		
				さない設計とする。		
				なお、外気取入ダンパが設		
				置されており事故時運転モ		
				ードへの切替えが可能であ		
				る中央制御室換気空調系に		
				ついては、外気取入ダンパ		
				を閉止し,事故時運転モー		
				<u>ドへの切替え</u> を行う。また,		
				それ <u>以外の</u> 換気空調系につ		
				いては、空調ファンを停止		
				し,外気取入れを遮断する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				②ax		
				1.8.9.2 体制		
				火災発生時の発電用原子		
				炉施設の保全のための活動		
				を行うため,通報連絡責任		
				者,消火担当等が常駐する		
				とともに,所員により編成		
				する自衛消防組織を設置す		
				る。		
				自衛消防組織のための要		
				員を, 第 1.8.9-6 表に示		
				す。		
				1.8.9.3 手順等�		
				外部火災における手順に		
				ついては,火災発生時の対		
				応, 防火帯の維持・管理並び		
				にばい煙及び有毒ガス発生		
				時の対応を適切に実施する		
				ための対策を火災防護計画		
				に定める。		
				(1) 防火帯の維持・管理に		
				おいては、定期的な点検等		
				の方法を火災防護計画に定		
				め、実施する。		
				(2) 予防散水においては,		
				手順を整備し,予防散水工		
				リアごとに使用水源箇所を		
				定め,消火栓及び消防自動		
				車を使用し,現場指揮者の		
				指揮のもと自衛消防隊が実		
				施する。		
				なお, 万一, 防火帯の内側		
				に飛び火した場合は, 自衛		
				消防隊の活動を予防散水か		
				ら防火帯内火災の初期消火		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
次们至于/%次 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	Vm 3
				活動に切り替え、消防自動		
				車を使用し、継続して現場		
				指揮者の指揮のもと初期消		
				火活動・延焼防止活動を行		
				う。		
				(3) 外部火災によるばい煙		
				発生時には,外気取入口に		
				設置しているフィルタの交		
				換,外気取入ダンパの閉止,		
				換気空調系の停止又は事故		
				時運転モードへの切替えに		
				より, 建屋内へのばい煙の		
				侵入を阻止する。		
				(4) 外部火災による有毒ガ		
				ス発生時には, 外気取入ダ		
				ンパの閉止、換気空調系の		
				停止又は事故時運転モード		
				への切替えにより, 建屋内		
				への有毒ガスの侵入を阻止		
				する。		
				(5) 外部火災による中央制		
				御室へのばい煙等の侵入阻		
				止に係る教育を定期的に実		
				施する。		
				(6) 森林火災から評価対象		
				施設を防護するための防火		
				帯の点検等に係る火災防護		
				に関する教育を定期的に実		
				施する。		
				(7) 近隣の産業施設の火		
				災・爆発から評価対象施設		
				を防護するために、離隔距		
				離を確保すること等の火災		
				防護に関する教育を定期的		
				に実施する。		
				(8) 外部火災発生時の予防		
				散水に必要な消火対応力を		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

・様式-1への展開表(補足説明資料) 技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

<関連する資料>

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				維持するため、自衛消防隊		
				を対象とした教育・訓練を		
				定期的に実施する。		

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	- (人) (以 切 か) の (本 般) ア ト	て担催のはより			
	7条(外部からの衝撃によ				
1.	技術基準の条文、解釈への	ノ週石性に関する与え力			
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類
(<u>1</u>)	外部からの衝撃による損	技術基準の要求を受けた内容とし	1~3	1~5	0
	傷の防止	て記載している。	1, 03	1~5	a
	設計基準事故時に生じる	設置許可との整合を鑑み記載して			
2	荷重との組合せ	いる。	_	_	a
	設計基準対象施設以外の				
3	施設又は設備等への措置	同 上	_	_	а
	~				
4	自然現象の組合せ	同 上	_	_	а
(5)	設計上考慮する自然現象	同 上	_	_	a, c
	又は人為事象				<i>, ∨</i>
(6)	重大事故等対処設備への	第 54 条からの要求事項を記載して	_	_	0
	措置	いる。	_ _		a
		除雪の実施については,保安規定で			
7	除雪	担保する旨を記載している。	_	_	a
		定期的な航空路の変更状況の確認			
	定期的な航空路の確認に	による防護措置の判断については、			
8	よる防護措置の判断	保安規定で担保する旨を記載して	_	_	a
	よる的廃用画の判例	いる。			
		兼用キャスクを用いた使用済燃料			
(9)	兼用キャスクの安全性を	の貯蔵設備を設置しない旨を記載	4	6	_
	損なわない設計方針	している。	5	0	
2.	L 設置許可木文のうち 其7	は設計方針に記載しないことの考え方	î		
			<u>/</u>		
No.	項目	考え方			添付書類
1	公 人 标 ①	「安全施設」については,技術基準	の要求事	項を受け,	
	安全施設	「外部事象防護対象施設」とするた	め, 記載	しない。	_
		「重要安全施設」については,技術基	準の解釈	を受けて,	
		「発電用軽水炉型原子炉施設の安全			
2	重要安全施設	に関する審査指針」(平成2年8月3			_
		会決定)に従うため、記載しない。			
3	洪水,地滑り,ダムの崩壊	立地的要因により影響を除外できる	ため記載	しない。	_
		 自然現象及び人為事象の組合せのう	ち選字を	さわた知△	
4	自然現象の組合せの検討	世について基本設計方針に記載する	•		_
	過程	は記載しない。	100), CV	7限別地住	
			us de de d	た日本トー	
5	表現の見直し	基本設計方針の記載と同趣旨である	か,表現る	ど見但して	_
		いるため記載しない。			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

3.	設置許可添八のうち,基本	x設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類				
1>	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	_				
2>	竜巻との重複	「2.3.3 設計方針(自然現象)a. 竜巻」に整理する内容と重複するため、記載しない。	_				
3	自然現象又は人為事象の 選定過程	自然現象及び人為事象のうち,選定されたものを基本設計方針に記載するため,その選定過程は記載しない。	_				
4>	自然現象の組合せの検討 過程	自然現象及び人為事象の組合せのうち,選定された組合せについて基本設計方針に記載するため,その検討過程は記載しない。	1				
\$	洪水,地滑り,ダムの崩壊	立地的要因により影響を除外できるため記載しない。	_				
6>	設計の詳細	具体的な設計は「発電用原子炉施設の自然現象等による 損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるた め、基本設計方針には記載しない。	а				
4.	詳細な検討が必要な事項						
No.		書類名					
a	発電用原子炉施設の自然理	見象等による損傷の防止に関する説明書					
b	強度に関する説明書						
С	工場又は事業所の概要を明示した地形図						
d	発電用原子炉の設置の許可	可との整合性に関する説明書					
е	設計及び工事に係る品質で	マネジメントシステムに関する説明書					

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	7条(外部からの衝撃によ	る損傷の防止) (竜巻)				
1.	技術基準の条文、解釈への	D適合性に関する考え方				
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類	
1	ー 竜巻防護設計の方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	1 2	a, b	
2	設計条件	竜巻防護設計の前提条件を記載し ている。	1	_	а	
3	竜巻防護措置	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	2	a, b	
4	竜巻随伴事象	同上	1		a, b	
5	波及的影響を及ぼし得る 施設	同上	1		a, b	
6	新知見の確認	新知見の定期的な確認については, 保安規定で担保する旨を記載して いる。		-	_	
7	重大事故等対処施設への 措置	第 54 条からの要求事項を記載している。	1	1	a	
8	資機材等の固縛,固定等 並びに車両の入構管理及 び退避	資機材等の固縛,固定等並びに車両 の入構管理及び退避については,保 安規定にて担保する旨を記載して いる。	_	_	_	
2.	_ 設置許可本文のうち,基z	ト設計方針に記載しないことの考えた	ī			
No.	項目	考え方			添付書類	
	なし					
3.	設置許可添八のうち、基本	お設計方針に記載しないことの考えた	ī			
No.	項目	考え方			添付書類	
$\langle 1 \rangle$	竜巻防護における基本方 針	竜巻防護方針の補足的な記載であり	記載しな	い。	_	
2>	設計竜巻の設定	設計竜巻の設定に関わる説明項目で において、評価の前提となる条件の。 目は記載しない。	_			
\$	評価対象施設の抽出	外部事象防護対象施設のうち,評価対象施設の抽出に係 わる記載は,「発電用原子炉施設の自然現象等による損 傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため, 基本設計方針に記載しない。				
4>	設計飛来物の設定	設計飛来物の設定に関わる説明項目 可において、評価の前提となる条件。 項目は記載しない。	•		а	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

\$	荷重の組合せと許容限界	評価の前提となる条件のみ記載し,詳細については,「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」及び「強度に関する説明書」に記載する内容であるため,基本設計方針に記載しない。	a, b	
<u></u>	評価対象施設の評価	抽出した評価対象施設の詳細評価に係わる記載は,「強度に関する説明書」に記載する内容であるため,基本設計方針に記載しない。	b	
♦	手順	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	а	
4.	詳細な検討が必要な事項			
No.	書類名			
а	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
b	強度に関する説明書			
С	工場又は事業所の概要を明示した地形図			
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書			
е	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書			

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	三人の設計の考え方					
	第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)(火山の影響)					
1.	技術基準の条文、解釈への)適合性に関する考え方				
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類	
1	火山防護設計の方針	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	1 2	a, b	
2	設計条件	降下火砕物による影響評価に必要 な前提条件を記載している。	1	_	а	
3	火山防護措置	同 上	1	2	a, b	
4	新知見の確認	新知見の定期的な確認については、 保安規定で担保する旨を記載して いる。	_	_	_	
5	重大事故等対処設備への 措置	第 54 条からの要求事項を記載して いる。	_	_	а	
6	降下火災物の除去	降下火災物の除去について,保安規 定で担保する旨を記載している。	_	_	_	
7	外気取入ダンパの閉止, 換気空調設備の停止及び 事故時運転モード	外気取入ダンパの閉止,換気空調設備の停止及び事故時運転モードについては,保安規定で担保する旨を記載している。	-	_	_	
2.	設置許可本文のうち、基本	は設計方針に記載しないことの考え方	ī			
No.	項目	考え方			添付書類	
1	記載の明細化	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。			_	
2	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。			
3.	設置許可添八のうち、基本	な設計方針に記載しないことの考えた	ī			
No.	項目	考え方			添付書類	
(火山防護に対する施設の 基本方針	火山防護方針の補足的な記載であり記載しない。			_	
\$	降下火砕物の設計条件	降下火砕物の設計条件の設定に係わる説明項目であり、 工事計画認可において、設計の前提条件となる条件のみ を記載し、詳細な内容は記載しない。			_	
3>	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 -				
4	外部事象防護対象施設のうち,評価対象施設の抽出に係 おる記載は、「発電用原子炉施設の自然現象等による損 傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、 基本設計方針に記載しない。			a		
\$	降下火砕物による影響の 選定	の 影響因子の選定に関する補足的な記載であり記載しない。			_	
6	降下火砕物の荷重に対す る設計	降下火砕物の荷重に対する詳細な設度に関する説明書」に記載する内容 計方針に記載しない。			b	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

♦	降下火砕物の荷重以外に対する詳細な設計については, 降下火砕物の荷重以外に 「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に 対する設計 関する説明書」に記載する内容であるため,基本設計方 針に記載しない。	а		
4.	詳細な検討が必要な事項			
No.	書類名			
а	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
b	強度に関する説明書			
С	工場又は事業所の概要を明示した地形図			
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書			
е	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書			

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	<u> </u>					
	第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)(外部火災)					
1.	1. 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類	
1	森林火災に関する防護措 置	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	1 2	а	
2	近隣産業施設の火災・爆 発に関する防護措置	同 上	2	3 4	а	
3	航空機の墜落に関する防 護措置	同 上	3	5	а	
4	影響評価の定期的な実施	影響評価の実施について, 保安規定 で担保する旨を記載している。	_	_	а	
(5)	ばい煙による環境劣化の 防止	ばい煙の侵入を防止するよう外気 取入ダンパの閉止及び事故時運転 モードについては,保安規定で担保 する旨を記載している。	1	_	а	
6	重大事故等対処施設への 措置	第 54 条からの要求事項を記載している。	_	_	a	
7	タンクローリの燃料補充 における運用	燃料補充時は監視人が立会を実施 することについては,保安規定で担 保する旨を記載している。	_	_	а	
2.	設置許可本文のうち、基準	に設計方針に記載しないことの考え方	†			
No.	項目	考え方			添付書類	
1	記載の明細化	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。			a	
3.	設置許可添八のうち、基本	に設計方針に記載しないことの考え方	;			
No.	項目	考え方			添付書類	
1>	外部事象防護対象施設のうち,評価対象施設の抽出については,「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため,基本設計方針に記載しない。			а		
2>	FARSITE 解析に係る説明項目であり、工事計画認可時に 森林火災の影響評価 おいて、評価の前提となる条件のみ記載し、詳細な項目 は記載しない。			_		
3>	火炎到達時間による消火 活動	達時間による消火 設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。			_	
4>	評価対象施設の具体的な評価条件及び評価結果は「発電評価対象施設の熱影響評 用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する 説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。			a		
\$	対象航空機の具体的な選定方法は「発電用原子炉施設の対象航空機の選定方法 自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。		а			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

6	二次的影響(ばい煙等)	二次的影響に対する詳細な説明については「発電用原子 炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」 に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しな い。	а		
♦	有毒ガス	有毒ガスに対する詳細な説明については「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	а		
8	重複記載	記載 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。			
\$	体制・手順	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	_		
4.	. 詳細な検討が必要な事項				
No.	書類名				
а	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書				
b	強度に関する説明書				
С	工場又は事業所の概要を明示した地形図				
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書				
е	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書				